

「世界一安全な日本」創造戦略フォローアップ(H26.7.1時点)

施策名	省庁名	実施状況			
1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築					
(1) サイバー空間の脅威への対処					
① サイバー空間の脅威に関する実態把握のための情報収集の強化	警察庁	i	◎情報セキュリティに関する国民の知識及び意識の向上のため、情報セキュリティに関する講習を開催しているほか、警察庁ウェブサイトや情報セキュリティ対策ビデオ等を活用し、サイバー犯罪の手口やインターネット上の違法・有害情報の現状、情報セキュリティ対策等について広く周知を図るなど、情報セキュリティに関する広報啓発を実施した。		
		ii	◎平成25年12月、海外の偽サイト等に係る被害拡大防止のため、各都道府県警察が相談等を受理した海外の偽サイト等に係るURL情報等を警察庁に集約してウイルス対策ソフト事業者等に提供することによりサイトを閲覧しようとする利用者のコンピュータ画面に警告表示等を行う対策を実施した。		
		iii	◎平成26年度において、違法情報・有害情報対策のため、サイバーパトロールの外部委託に係る経費（22百万円）を措置した。		
		iv	◎サイバー空間におけるボランティア活動の促進を図るために作成した「サイバー防犯ボランティア活動のためのマニュアル（モデル）」等を活用したサイバー防犯ボランティアの育成・支援等を実施した。		
② サイバー犯罪の取締り体制等の強化及び取締りの徹底	警察庁	i	◎平成26年度において、サイバーセキュリティ対策の司令塔機能を強化するため、警察庁にサイバーセキュリティを担当する長官官房審議官及び長官官房参事官を設置した。		
		ii	◎平成26年2月、ファイル共有ソフト等を使用した著作権法違反事件の一斉集中取締りを実施した。		
③ サイバー攻撃への対処能力の向上	内閣官房 警察庁	i	◎サイバー攻撃に係る専門的な知識・技能の向上を図るため、関係職員を民間機関が実施する研修に派遣しているほか、分析用資機材を整備するなど、サイバー攻撃への対処能力向上を図っている。		
		i	◎平成26年度において、「サイバー攻撃分析センター」におけるサイバー攻撃対策に係る情報の集約・分析・評価及び検査指導体制の強化のため、警察庁職員の増員（5人）を措置した。		
		ii	◎警察庁に設置された「サイバー攻撃対策官」及び「サイバー攻撃分析センター」において、情報の収集・分析・評価や広域検査・国際検査を推進している。		
		iii	◎13都道府県警察に設置された「サイバー攻撃特別検査隊」において、サイバー攻撃に関する情報の収集及び整理並びに犯罪の予防及び検査を推進している。		
		iv	◎平成26年度において、巧妙かつ大規模なサイバー攻撃に関する高度な分析等を行うため、大規模サイバー攻撃事態に対応するための機能の強化等に係る経費（377百万円）を措置した。		
		v	◎警察庁において、各都道府県警察のサイバー攻撃対策要員の事案対処能力及び技術力の維持・向上のため、民間企業への委託研修を実施している。		
	防衛省	i	◎防衛省において、日々高度化・複雑化するサイバー攻撃の脅威に適切に対処するため、平成26年3月に「サイバー防衛隊」を新編した。		

<p>④ サイバー攻撃に対する防御力・回復力の向上</p>	内閣官房 内閣法制局 内閣府 警察庁 金融庁 消費者庁 復興庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省	<p>i ◎平成26年3月、全府省庁等の参加による大規模な政府サイバー攻撃対処訓練（3.18訓練）を実施し、「NISC」（内閣官房情報セキュリティセンター）職員、各府省庁のNISC窓口及び「CSIRT」（各府省庁等においてサイバー攻撃等によるシステム障害等が発生した場合に、迅速かつ適切に対処する機能を有する体制）要員、「CYMAT」（情報セキュリティ緊急支援チーム）要員、重要インフラ事業者等情報共有窓口等相互の連携練習を図った。</p> <p>ii ◎「GSOC」（政府機関情報セキュリティ横断監視・即応調整チーム）を運用し、政府機関情報システムの24時間監視を実施するとともに、関係機関との情報共有や連携を行っている。</p> <p>iii ◎平成25年度補正予算において、GSOCの対処能力向上に係る経費（728百万円）を措置した。</p> <p>iv ◎平成26年度において、GSOCの運用に係る経費（632百万円）を措置した。</p> <p>v ◎平成25年度において、GSOCの監視対象先を拡大するため、設置するセンサー数を増大するなどの機能強化を実施した。</p> <p>vi ◎府省庁等横断的な対応が必要となるサイバー攻撃の事象等に対処するため、「CYMAT」（情報セキュリティ緊急支援チーム）を設けるとともに、CYMATの構成員に対する能力の向上等を図るための訓練を実施している。</p> <p>vii ◎平成26年度において、CYMAT要員等の訓練・運用に係る経費（21百万円）を措置した。</p> <p>viii ◎平成26年3月、内閣官房及び関係府省庁が相互に連携し、重要インフラ事業者がサイバー攻撃を受けたとの想定に基づく大規模サイバー攻撃事態等対処訓練を実施するとともに、当該訓練の結果を踏まえ、訓練参加者等による検討を行い、大規模サイバー攻撃事態等が発生した際に政府及び関係機関が迅速かつ適切な初動対処を行うための態勢の向上を図った。</p> <p>ix ◎内閣官房において、「CSIRT」（各府省庁等においてサイバー攻撃等によるシステム障害等が発生した場合に、迅速かつ適切に対処する機能を有する体制）の代表者間の会合（PoC会合）の開催やCSIRT要員に対する研修を行うなど、継続的に各府省庁等のCSIRT間の連携やCSIRTの機能強化を図っている。</p>
-------------------------------	--	--

⑤ サイバー攻撃に関する情報収集・分析機能及びカウンターインテリジェンス機能の強化	警察庁	i	◎警察庁において、情報窃取の標的となるおそれのある先端技術を有する民間事業者等と構築した「サイバーインテリジェンス情報共有ネットワーク」への参画事業者数を平成26年1月時点で6,020にまで拡大している。
		ii	◎「サイバーインテリジェンス情報共有ネットワーク」を通じて、平成25年中に492件の標的型メール攻撃を把握し、その分析結果を、同ネットワーク参画事業者等及び内閣官房情報セキュリティセンターと共有している。
		iii	◎「不正プログラム対策協議会」の枠組みを利用するなどして捜査の過程で把握した新たな不正プログラムや不正接続先アドレスを、ウイルス対策ソフト提供事業者等に提供することにより、ウイルス対策ソフトで不正プログラム等を検知するための措置を促すなど、情報セキュリティ関連事業者との連携を強化し、サイバー犯罪等を抑止するための取組を推進した。
	総務省	i	◎平成25年度において官公庁・大企業のLAN環境を模擬した実証環境を用いて、標的型攻撃の解析及び防御モデルの実証実験を実施した。また、官公庁・民間企業等を対象に実践的な防御演習を10回開催し、30組織以上からのべ約300名が参加した。さらに、平成26年度においても、前年度に引き続き、本取組に関する所要の経費（450百万円）を措置した。
	経済産業省	i	◎所管する独立行政法人10組織が参加する「経済産業省・関係機関情報セキュリティ連絡会議」を設立し、標的型サイバー攻撃情報等の共有活動を開始した。同連絡会議において、IPA（独立行政法人情報処理推進機構）及び一般社団法人JPCERT/CCによるサイバー攻撃の分析及び対策に関する情報の共有を行い、政府機関への攻撃が疑われる際には「NISC」（内閣官房情報セキュリティセンター）への情報提供を実施した。
	防衛省	i	◎「NISC」（内閣官房情報セキュリティセンター）へ「GSOC」（政府機関情報セキュリティ横断監視・即応調整チーム）要員として、継続的に職員を派遣し、政府機関の情報セキュリティ向上のための支援を実施しているほか、「CYMAT」（情報セキュリティ緊急支援チーム）要員としても職員を登録している。
	内閣官房	i	◎政府機関の重要な情報の漏えいを防止するため、サイバー空間におけるカウンターインテリジェンスに関する情報の収集・集約・分析を強化するとともに、分析結果の共有を図っている。
	警察庁	i	◎（再掲：1-(1)-③-警-i）平成26年度における「サイバー攻撃分析センター」に所属する警察庁職員の増員の措置。
		ii	◎（再掲：1-(1)-③-警-ii）「サイバー攻撃分析センター」等における情報の収集等の推進。
		iii	◎（再掲：1-(1)-③-警-iii）「サイバー攻撃特別捜査隊」による情報の収集等の推進。
	公安調査庁	iv	◎（再掲：1-(1)-④-警-ii）関係省庁等との情報共有の推進。
		i	◎政府のサイバーテロ・サイバーインテリジェンスに関する対策に資する関連情報収集を行い、関係機関に適時・適切に提供している。
		ii	◎平成26年度において、外国情報機関による情報収集活動等の対日有害活動に関する情報収集の強化に係る経費（2,238百万円の内数）を措置した。
		i	◎平成26年度において、サイバー空間における脅威が複雑化・巧妙化している状況の中で、サイバー攻撃の兆候を早期に察知し、未然防止に資する情報収集装置を整備する経費（1,215百万円）を措置した。

	防衛省	ii	◎平成26年度において、次期サイバー防護分析装置の換装に向けたシステム設計等の経費（1,186百万円）を措置した。
		iii	◎「カウンターインテリジェンスに関する方針」に基づき、サイバー攻撃に関するカウンターインテリジェンス情報の集約・共有を実施している。
⑥ コンピュータ・ウイルス対策の推進	警察庁	i	◎（再掲：1-(1)-(1)-警-i）情報セキュリティに関する広報啓発の実施。
		ii	◎（再掲：1-(1)-(4)-警-iii）不正プログラム対策に係る情報共有の推進。
	総務省	i	◎平成25年度において、スマートフォンやSNS等の新たな技術やサービスの登場等情報セキュリティ対策を取り巻く環境の変化を踏まえ、「国民のための情報セキュリティサイト」に適宜最新のトピックを追加するなど国民への情報提供を行った。平成26年度においても、同サイトに無線LAN等の最新のトピックを追加する。
	法務省	i	◎情報技術分野の急速な発達に伴い急増したサイバー犯罪に適切に対処するとともに、平成16年7月に発効した「サイバー犯罪に関する条約」を締結するため、第177回国会へ提出され、23年6月に成立した「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」のうち、いわゆるコンピュータ・ウイルスの作成、供用等の罪の新設等、罰則の整備に係る部分は同年7月に施行され、手続法部分は24年6月に施行されたところ、検察当局においては、改正法を適切に運用し、サイバー犯罪に対する厳正な捜査及び処理を行っている。
	経済産業省	i	◎多発しているWebサイト改ざん被害に鑑み、「IPA」（独立行政法人情報処理推進機構）よりサイト管理者向けに注意喚起を実施し、一般利用者に対しても注意喚起を実施した。
		ii	◎コンピュータウイルス、不正アクセス、ソフトウェアの脆弱性等の届出制度を活用し、海外機関を含む関係機関と連携して行ったほか、関連する情報セキュリティ上の問題に関する最新情報の収集・調査を通じて、一般利用者や企業等に対策情報の提供を行った。
⑦ 不正アクセス対策の推進	警察庁 総務省 経済産業省	i	◎平成26年3月、国家公安委員会（警察庁）、総務省及び経済産業省において、25年中の不正アクセスの発生状況及びアクセス制御機能に関する研究開発の状況を公表した。
	警察庁	i	◎（再掲：1-(1)-(1)-警-i）情報セキュリティに関する広報啓発の実施。
		ii	◎不正アクセス防止対策に関する官民意見集約委員会において取りまとめられた「不正アクセス防止対策に関する行動計画」に基づいた取組を推進した。
	警察庁 金融庁	i	◎平成26年3月、全銀協と連携し、インターネット・バンキングの不正利用に係る広告を新聞・WEBメディア等各種媒体に掲載することを通じて、一般利用者向けに啓発活動を実施した。
	総務省	i	◎平成25年度において、連続自動入力プログラムによる不正ログイン攻撃（リスト型攻撃）が頻発したことを踏まえ、インターネットサービス提供事業者向けの対策集を作成・公表した。
⑧ インターネットを利用した選挙運動の的確な違反取締り	経済産業省	i	◎「IPA」（独立行政法人情報処理推進機構）が不正ログイン攻撃への対策方法に関する普及活動を実施した。また、インターネットバンキングなどを狙うフィッシング攻撃に対して、一般社団法人JPCERT/CCが事務局を務める「フィッシング対策協議会」が情報収集・注意喚起等を行った。
	警察庁	i	◎平成26年度において、インターネット上での違法な選挙運動等に関する情報収集・証拠保全を強化するため、インターネットを利用した選挙運動の違反取締りの強化に係る経費（23百万円）を措置した。

	法務省	i	◎検察当局において、厳正な捜査及び処理を行うよう努めている。
⑨ サイバー犯罪対策に関する国際的な枠組みへの積極的参加	警察庁	i	◎平成26年6月に開催された「欧州評議会サイバー犯罪に関する条約委員会」における議論に参加し、「サイバー犯罪に関する条約」の運営・普及に積極的に参画するとともに、「サイバー犯罪に関する条約」の締結国として、サイバー犯罪に効果的に対処するための国際的な取組に寄与した。
	外務省	ii	◎平成26年5月、「第1回日・ASEAN サイバー犯罪対策対話」を開催した。右枠組みを通じて、サイバー犯罪対策分野において、日・ASEAN 間の情報共有及び連携を促進するとともに、ASEAN 諸国のサイバー犯罪対策能力構築支援を行う。
	警察庁	i	◎平成25年12月に「アジア大洋州地域サイバー犯罪捜査技術会議」を開催し、アジア太平洋地域諸国と解析技術等の共有を図るなど、積極的な技術援助活動を推進した。
	外務省	i	◎平成25年12月に開催された「サイバー犯罪対策に関する欧州評議会オクトパス会合」の開催経費を支援し、同会合において「アジア・太平洋地域におけるサイバー犯罪法制」に関するワークショップを開催した。
	外務省	ii	◎平成25年度において、「UNODC」（国連薬物犯罪事務所）の東南アジア諸国向け「サイバー犯罪対策能力構築支援プロジェクト」の実施を支援した（既存の拠出金の割り当てによる手当）。
	防衛省	i	◎平成26年度において、サイバー攻撃対処関連の国際会議への参加経費（13百万円）を措置した。
	内閣官房 外務省 警察庁 総務省 経済産業省 防衛省	i	◎各種サイバー対話（日米サイバー対話等）等への参加により、関係外国機関との情報交換や協力関係の強化を図っている。
	警察庁	i	◎平成26年3月に開催されたICPO主催の「サイバー犯罪実務専門家会合」に参加し、国際連携の強化に努めた。
	警察庁	ii	◎平成26年度において、外国捜査機関等との連携を強化するため、サイバー犯罪に係るリエゾンの派遣に係る経費（12百万円）を措置した。
	警察庁	iii	◎証拠の収集等のため外国捜査機関からの協力を得る必要があるサイバー犯罪・サイバー攻撃事案について、国際捜査共助要請を実施している（平成25年中に300件）。
⑩ サイバー犯罪・サイバー攻撃対処のための外国捜査機関等との連携強化	法務省	i	◎インターネットを利用した犯罪につき、外国捜査機関との間で連携して捜査共助を実施している。また、米国、韓国、EU及びロシアとの間で実務者協議を行い、捜査共助の実効性を強化するよう努めている。
	公安調査庁	i	◎政府のサイバーテロ・サイバインテリジェンスに関する対策に資する関連情報を収集する態勢の強化に向け、外国関係機関との連携、情報交換を緊密に行うなど、関係機関との協力体制を強化している。
(2) 民間事業者等の知見の活用			
	内閣官房	i	◎（再掲：1-(1)-③-官-i）民間機関が実施する研修への職員の派遣等。
		i	◎平成26年度において、捜査員のサイバー犯罪の捜査能力の向上のため、技術的に高度な情報セキュリティに係る民間資格取得のためのトレーニングの実施に係る経費（5百万円）を措置した。

<p>① 民間事業者等の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上</p> <p>② 日本版NCFTAの創設</p> <p>③ 官民によるマルウェア感染防止・駆除の実証実験の実施</p> <p>④ 民間事業者等との協力によるサイバー攻撃の未然防止対策の強化</p>	警察庁	ii	◎（再掲：1-(1)-(3)-警-v）民間企業への委託研修の実施。
		iii	◎平成26年度に、サイバー犯罪・サイバー攻撃に対処するための最先端技術の研究や捜査員への研修を実施する組織として警察大学校に「サイバーセキュリティ研究・研修センター」を設置した。
		i	◎検察官等のサイバー犯罪に関する知識教養の習得向上に努めるとともに、サイバー犯罪に関する情報収集・分析能力の強化を図り、検察当局において、厳正な捜査及び処理を行っている。
	法務省	ii	◎検察官及び検察事務官が、複雑・巧妙化するサイバー犯罪に適切に対処するため、捜査上必要とされる知識と技能を習得できる研修を全国規模で実施し、捜査能力の向上を図った。
		iii	◎平成26年度において、検察におけるサイバー犯罪対策の推進に係る経費(45百万円)を措置した。
		i	◎平成26年3月にカーネギーメロン大学への海外留学を実施したほか同年4月に情報セキュリティ大学院大学への国内留学を実施した。
	防衛省	ii	◎平成26年度において、国内外の大学院への留学経費(70百万円)を措置した。
		i	○情勢に応じて、必要な検討を行うこととしている。
	内閣官房	i	○平成26年1月、警察庁生活安全局長主催の私的懇談会である「総合セキュリティ対策会議」において、「サイバー空間の脅威に対処するための新たな産学官連携の在り方～日本版NCFTAの創設に向けて～」とする報告書が取りまとめられた。本報告書を踏まえ、警察庁において、日本版NCFTAの創設に向けた実務的・具体的な検討を加速することとしている。
	警察庁	i	○平成25年度総合セキュリティ対策会議に出席するなどし、日本版NCFTAの創設に向けた検討状況を注視している。
	総務省	i	○平成25年度総合セキュリティ対策会議に出席するなどし、日本版NCFTAの創設に向けた検討状況を注視している。
	法務省	i	○日本版NCFTAの創設に向け、適時・適切な情報提供を行う体制を強化している。
	公安調査庁	i	○平成25年度において、「ACTIVE」(Advanced Cyber Threats response Initiative)を実施し、マルウェアに感染したユーザを検知し、マルウェアの駆除を促すとともに、マルウェアを配布するサイトへのアクセスに対する注意喚起等を行う実証実験をインターネットサービスプロバイダ(ISP)等と連携して行った。26年度においても引き続き本取組に関する所要の経費(349百万円)を措置した。
	内閣官房	i	○民間事業者に対するサイバー攻撃に関する情報の共有等、サイバー攻撃による被害の未然防止に向けた取組を推進している。
	警察庁	i	○サイバーテロ対策協議会を通じて、個別訪問による情報提供・交換を行うとともに、セミナーを開催し重要インフラ事業者等と情報共有を推進するほか、民間事業者との共同訓練を実施し対処能力の向上を図っている(平成25年中に個別訪問による情報提供・交換を3,329回、セミナーを236回、民間事業者との共同訓練を49回それぞれ実施した。)。
		ii	◎（再掲：1-(1)-(4)-警-i）「サイバーアンテリジェンス情報共有ネットワーク」への参画事業者数の拡大。
		iii	◎（再掲：1-(1)-(4)-警-ii）関係省庁等との情報共有の推進。
		iv	◎（再掲：1-(1)-(4)-警-iii）不正プログラム対策に係る情報共有の推進。

			i	◎「情報セキュリティ早期警戒パートナーシップ」を通じてソフトウェア等のセキュリティ上の弱点に対処するための取組を実施するとともに、サービス妨害攻撃や不正プログラムの配布等のサイバー攻撃に関し、海外機関との連携も含め、これらの攻撃の停止・防止に向けた取組を行った。
			ii	◎「IPA」（独立行政法人情報処理推進機構）において重要インフラ企業45組織が参加する「J-CSIP」（サイバー情報共有イニシアティブ）の運用を行い、平成25年度は24年度と比較して1.5倍の385件の標的型攻撃情報提供を受けるとともに参加組織の拡充を行った。
			iii	◎「IPA」（独立行政法人情報処理推進機構）の標的型サイバー攻撃特別相談窓口を通じて民間企業等から収集した情報を解析し、攻撃手法を分析した技術レポートを公開した。
⑤ 国際連携による研究開発等の推進	総務省		i	◎平成25年度において、サイバー攻撃の予兆を検知し即応するための技術の研究開発及び実証実験を実施した。特にASEAN諸国とは、25年9月に開催した「日・ASEANサイバーセキュリティ協力に関する閣僚政策会議」の成果である技術協力プロジェクト、「JASPER」（Japan-ASEAN Security PartnERship）の一環として連携を推進した。26年度においても引き続き本取組に関する所要の経費（300百万円）を措置した。
(3) 違法情報・有害情報対策				
① 違法情報・有害情報対策の強化	警察庁	i	◎平成26年4月、インターネット利用者等から違法・有害情報に関する通報を受け付け、警察への通報やサイト管理者等への削除依頼等を行う「インターネット・ホットラインセンター」の運用ガイドラインを改訂し、違法情報・有害情報類型の見直しを行った。	
		ii	◎平成26年3月、「インターネット・ホットラインセンター」から、インターネット上の広告業界に対し、削除依頼に応じない悪質サイトの情報を提供することにより、広告事業者が契約上の規約等に基づいて、自主的に悪質サイトへの広告配信停止等の措置を講じ、悪質サイトの減少を図るという対策を実施した。	
		iii	◎（再掲：1-(1)-①-警-iii）平成26年度におけるサイバーパトロールの外部委託に係る経費の措置。	
	総務省	i	◎民間による「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の普及促進やその適切な改訂についての取組を支援した。	
② コミュニティサイト等に起因する児童被害防止対策の推進	法務省 経済産業省	i	◎違法情報・有害情報に関する事件について、厳正な捜査及び処理を行っている。 ◎青少年が安心してインターネットを利用するのに望ましいフィルタリングの提供のため、全国各地でのフィルタリング普及啓発セミナー及び青少年の機器ごとのインターネット利用状況調査を実施している。	
		i	◎インターネット利用時におけるフィルタリングの普及や適切な利用を推進するため、関係府省庁が連携して、普及啓発リーフレットを作成・配布し、普及啓発活動等を実施した。	
		i	◎平成25年度に、国、地方公共団体及び民間団体の連携を推進するため、全国8カ所において、保護者、教職員及び指導員を対象とした「青少年のインターネット利用環境整備づくりフォーラム」を開催した。	

	i	◎コミュニティサイト事業者に対し、ミニメールの内容確認等のサイト内監視体制の強化、ゾーニングの導入に向けた働きかけを実施した。また、スマートフォンを中心としたフィルタリングの普及徹底や、児童、保護者、学校関係者等に対する広報啓発と情報共有、ゾーニングの実効性の向上に向けた携帯電話事業者等による取組の支援等を行うなど、関係省庁、事業者等と連携した対策を推進した。
警察庁	ii	◎平成25年12月、「スマートフォン等の普及を踏まえた児童の犯罪被害等を防止するための取組の推進について」を発出し、各都道府県警察に対し、保護者に対する広報啓発の強化、携帯電話事業者等に対する要請の徹底、児童に対する情報モラル教育の推進、関係機関・団体、事業者等との連携の強化を指示した。
	iii	◎平成26年1月、スマートフォン利用に係る児童の犯罪被害の急増等を踏まえ、携帯電話事業者に対し、保護者への説明強化を要請した。
	iv	◎平成26年3月、インターネット利用に係る児童の犯罪被害等を防止するためのリーフレット「STOP！ネット犯罪」を作成し、警察庁ホームページにおいて公開するとともに、各都道府県警察を通じて保護者等に配布した。
	v	◎児童が援助交際を求める等のインターネット上の不適切な書き込みを「サイバーパトロール」によって発見し、書き込みを行った児童と接触して直接注意・指導する「サイバー補導」を推進し、被害児童の早期発見・保護に努めている。また、平成26年度において、援助交際の防止を図るため、サイバー補導の推進に係る経費（13百万円）を措置した。
	i	◎平成25年9月の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」における提言「スマートフォン安心・安全強化戦略」の趣旨を踏まえ、携帯事業者及び第三者機関と隨時連携し、携帯電話フィルタリングサービスの周知及び多様なフィルタリングサービスの提供を促進している。
総務省	ii	◎平成25年9月の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」における提言「スマートフォン安心・安全強化戦略」の趣旨を踏まえ、地方の各総合通信局が地域の核としてコーディネーター役を務め、関係者を巻き込んだリテラシー向上の枠組み整備とこれを活用した周知啓発活動を推進している。
	iii	◎平成25年9月の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」における提言「スマートフォン安心・安全強化戦略」の趣旨を踏まえ、ソーシャルメディアガイドラインの普及促進のため、「安心ネットづくり促進協議会」におけるソーシャルメディアガイドラインのひな形を作成するとともにその展開を支援している。
	iv	◎インターネット上の危険・脅威に対応するための能力とその現状を可視化するために開発した「インターネットリテラシー指標」(ILAS: Internet Literacy Assesment indicator for Students)について、平成24年及び25年に引き続き、26年も全国の高校1年生相当に対しテスト及びアンケートを実施し、集計・分析した結果を同年9月に公表予定である。また、25年より開始された、「安心ネットづくり促進協議会」における小・中学生及びその保護者向けの「安心協ILAS」の作成及びその展開を支援している。
	i	◎平成26年度において、「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」に係る経費（38百万円）を措置した。
文部科学省	i	◎（再掲：1－(3)－①－経－i） フィルタリング普及啓発セミナーの実施。
経済産業省	i	◎（再掲：1－(3)－①－経－i） フィルタリング普及啓発セミナーの実施。

③ 青少年の安全・安心なインターネット利用環境整備の推進	内閣府 警察庁 総務省 法務省 文部科学省 経済産業省	i	◎青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、「青少年インターネット環境整備法」及び「青少年インターネット環境整備基本計画（第2次）」に基づき、関係府省庁が協力して、スマートフォンを始めとする新たな機器への対応、保護者に対する普及啓発の強化、国、地方公共団体及び民間団体の連携強化等を推進した。
		ii	◎平成26年2月、春の進級・進学に伴うスマートフォンやソーシャルメディア等の購入・買替時期において、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として、フィルタリング普及のための取組等を重点的に行いうよう、都道府県等に対して文書により依頼するとともに、関係府省庁・関係事業者等で協力して集中的に保護者のリテラシー向上等の取組の普及啓発活動等の取組を実施した。
		iii	◎（再掲：1-(3)-②-府警総文経）普及啓発リーフレットの作成・配布等。
	内閣府	i	◎各都道府県警察においては、非行防止教室やサイバーセキュリティ講習等の場で、児童や保護者、学校等教育機関等に対し、出会い系サイト等に関連した犯罪の被害状況及び被害防止対策等について、講演を実施したりリーフレットを配布したりする等、各種広報啓発活動を推進した。
		ii	◎（再掲：1-(3)-②-府-i）「青少年のインターネット利用環境整備づくりフォーラム」の開催。
		iii	◎「青少年インターネット環境整備法」の施行状況の把握のために必要なデータ収集をして、青少年のインターネット利用環境実態調査を実施した。
		iv	◎毎年、青少年の非行・被害防止等を目的として、7月に「青少年の非行・被害防止全国強調月間」、11月に「子ども・若者育成支援強調月間」をそれぞれ実施しており、今年も実施予定である。
		v	◎会合、シンポジウム等への参加、後援等を通じて、「安心ネットづくり促進協議会」等の民間団体への積極的な支援及び同団体との情報交換を行った。
		vi	◎青少年インターネット利用環境整備に係る必要な対応を検討するため、「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」を開催するとともに、「青少年インターネット環境整備基本計画（第2次）」の取組状況についてフォローアップを実施した。
	警察庁	i	◎（再掲：1-(3)-②-警-i）フィルタリングの普及徹底等の実施。
		ii	◎平成26年度において、出会い系サイトに関連した犯罪の被害防止を図るため、中学生・高校生向けのリーフレットの作成に係る経費（3百万円）を措置した。
	総務省	i	◎（再掲：1-(3)-②-総-i）フィルタリングの普及促進及び機能向上。
		ii	◎（再掲：1-(3)-②-総-ii）地域におけるリテラシー向上の枠組み整備及び普及啓発活動の推進。
		iii	◎（再掲：1-(3)-②-総-iii）ソーシャルメディアガイドラインの普及促進。
		iv	◎（再掲：1-(3)-②-総-iv）インターネットリテラシー指標等の公表及び展開。
	法務省	i	◎「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」において、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等について検討を行っている。

	文部科学省	i	◎（再掲：1－(3)－②－文－i）平成26年度における「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」に係る経費の措置。
	経済産業省	i	◎（再掲：1－(3)－①－経－i）全国各地でのフィルタリング普及啓発セミナーの全国での実施及び青少年の機器ごとのインターネット利用状況調査の実施。
④ 情報モラル教育の着実な実施	総務省	i	◎通信関係団体等と連携し、保護者、教職員及び児童生徒を対象とした子どものインターネットの安心・安全な利用のための啓発講座（e-ネットキャラバン）を全国で開催している。
	文部科学省	i	◎学習指導要領に基づき、小学校・中学校・高等学校において情報モラル教育を着実に実施している。
		ii	◎平成22年度から、独立行政法人教員研修センターにおいて、情報モラル教育に関する指導者研修を実施している。
		iii	◎いわゆる「ネット依存」等に対応した教員向けの指導手引書を作成し、平成26年3月に全国の都道府県市区町村教育委員会に配布した。
(4) サイバー空間の安全・安心を確保するための環境整備			
① 通信履歴（ログ）の保存の在り方及び新たな検査手法についての検討	警察庁 総務省	i	○現在、警察庁と総務省で情報交換を含め、協議を行っている。
	警察庁	i	◎各都道府県警察においては、サイバー犯罪捜査において「買受け捜査」を活用し、わいせつ電磁的記録媒体頒布や著作権法違反等を検挙している。
	法務省	i	◎検察当局において、捜査に不可欠な情報をより迅速かつ的確に収集することができるよう、具体的な事件捜査を通じて、電気通信事業者、金融機関等の事業者に更なる理解を求め、捜査関係事項照会等への迅速かつ的確な対応を促している。なお、平成23年6月に公布された「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律」により、検査機関が、プロバイダ等に対し、業務上記録している通信履歴のうち特定のものを最大60日間消去しないよう書面で求めることが可能とされ、24年6月に施行されており、検察当局においては、改正法を適切に運用し、サイバー犯罪に対する厳正な検査及び処理を行っている。
	内閣府 警察庁 総務省 経済産業省	i	◎（再掲：1－(3)－②－府警総文経）普及啓発リーフレットの作成・配布等。
② スマートフォンの安全利用のための環境整備	内閣府	i	◎（再掲：1－(3)－②－府－i）「青少年のインターネット利用環境整備づくりフォーラム」の開催。
	警察庁	i	◎各都道府県警察において、学校等教育機関及び一般国民に対し、スマートフォンを利用する際の情報セキュリティ対策に関する広報啓発を実施した。
	総務省	i	◎「SPI」（スマートフォン プライバシー イニシアティブ）（平成24年8月）及びSPIⅡ（25年9月）を踏まえ、アプリケーション等における利用者情報が適切に取り扱われる安心安全な利用環境の実現を目指すため、同年12月から、有識者から構成されるタスクフォースにおいて、プライバシーポリシーの作成・掲載の推進及びアプリケーションの第三者検証の技術的課題等について検討し、26年3月に、利用者情報の取扱いの現況等に関する調査報告書を取りまとめた。
		ii	◎平成26年度において、アプリケーションの第三者検証に関する技術的課題等について実証実験を行うための経費（100百万円）を措置した。

	経済産業省	i	<p>◎「IPA」（独立行政法人情報処理推進機構）において、スマートフォンの安全利用のために下記の各種取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正アプリについて、継続的に情報収集を行い、利用者に向けた注意喚起を実施。消費生活センター相談員研修や、政府機関、民間からの依頼を受け、セミナーを開催。 ・第9回IPA情報セキュリティ標語・ポスター・4コマ漫画コンクールにおいてスマートフォンもテーマとした作品募集を行い、各都道府県の学校・教育委員会・PTAと連携により全国で大会を実施。 ・スマートフォンのセキュリティに関する普及啓発資料・動画コンテンツを公開し、IPA主催イベント、情報セキュリティ関連イベント、IPA講師派遣セミナー、資料請求企業等へ配布。 ・首都圏を走るJR、東京メトロ及び東急電鉄のトレインチャンネルにおいて、標的型攻撃とスマートフォンをテーマとした啓発映像を放送。
③ データ通信カード契約時等における本人確認徹底の要請	警察庁	i	◎警察庁において、データ通信カード契約時における公的書類による本人確認の実施を要請している。
		ii	◎平成26年4月、サイバー犯罪における事後追跡可能性を確保するため、インターネットカフェ利用者の本人確認の徹底について、事業者に要請するよう各都道府県警察に指示した。
	総務省	i	◎データ通信カード契約時における本人確認のあり方について、関係事業者の取組を確認する中で、要請を行っている。
	内閣官房	i	◎毎年2月を「情報セキュリティ月間」とし、キックオフシンポジウムの開催、特設ウェブサイトの開設、官民による全国での関連行事の開催等の取組を関係府省庁と連携しつつ実施している。
		ii	◎平成26年7月、国民のあらゆる世代、あらゆる社会経済活動にITが拡大・浸透している現状を踏まえ、国民全体の情報セキュリティへの関心、理解度及び対応力の強化増進を図るために、「情報セキュリティ普及・啓発プログラム」（23年7月情報セキュリティ政策会議決定）を改定した。
		iii	◎平成26年2月、情報セキュリティ月間の趣旨を広く一般国民に啓発するとともに、特に、深刻化・高度化するサイバー空間の脅威やその対応策等について理解を深めることを目的として、月間の最初のワーキングデーを「サイバーセキュリティの日」とした。
		iv	◎平成26年2月、「国民を守る情報セキュリティサイト」における情報セキュリティ有識者コラムの日替り掲載、情報セキュリティ普及啓発リーフレットやアニメーションの作成、情報セキュリティ普及啓発ロゴマークの制定等の新たな取組を実施し、「情報セキュリティ月間」の内容の充実とより一層の周知を図った。
④ 情報セキュリティに関する普及啓発の推進	警察庁	i	◎（再掲：1-(1)-①-警-i）情報セキュリティに関する広報啓発の実施。
		ii	◎平成26年2月の「情報セキュリティ月間」において、サイバー犯罪の被害防止のための対応策等を警察庁ウェブサイトに掲載するなどしたほか、不正アクセス防止対策に関する官民意見集約委員会と連携し、情報セキュリティポータルサイト「ここからセキュリティ！」を活用した広報啓発を推進した。
	総務省	i	◎（再掲1-(1)-⑥-総-i）「国民のための情報セキュリティサイト」を通じた国民への普及啓発の実施。

	外務省	i	◎ASEAN諸国の情報セキュリティ能力向上を目的に、各国の現状やニーズを把握するためのワークショップ（平成26年1月実施。9カ国、17名参加）を開催した。また、我が国の取組の紹介や情報セキュリティ政策担当者の能力向上を目的とした研修（26年度から3年間の予定）を実施している。加えて、26年2月より技術協力プロジェクト「情報セキュリティ能力向上プロジェクト」を実施している。
⑤ 高度情報セキュリティ産業及び人材の育成	経済産業省	i	◎平成25年度において、インターネットを利用する一般利用者が、情報セキュリティに関する基礎知識を学習できる「インターネット安全教室」を全国120カ所で開催した。
		ii	◎平成25年度において、中小企業の情報セキュリティ対策を促進するため、日本商工会議所、全国商工会連合会、特定非営利活動法人ITコーディネーター協会等と協力して、「中小企業情報セキュリティ対策指導者育成セミナー」を全国21カ所で開催した。
		iii	◎フィッシングに係る情報収集・提供、一般利用者を対象とした注意喚起等を「フィッシング対策協議会」等と連携しつつ実施している。
⑥ 企業のサイバー空間における自主防衛力向上への支援	総務省	i	◎（再掲1-(1)-④-総-i）LAN管理者、LAN運用者等におけるサイバー攻撃対処能力の向上の支援。
	経済産業省	i	◎「IPA」（独立行政法人情報処理推進機構）に予算措置を講じ、社会的に大きな影響が想定されるサイバー攻撃に対して被害組織支援を行う「サイバーレスキューチーム」を設立した。同チームでは、マルウェア解析技術やフォレンジック技術等の高度な専門技術を有する若手人材を採用し、被害現場での対処経験を積んでもらった上で、各専門企業に就職いただくキャリアプロセスを準備している。
	経済産業省	i	◎平成25年度において、情報セキュリティに係る根本的な問題解決等を図るための中長期的な視点に立った研究開発等を実施している。
2 G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等	経済産業省	ii	◎日本国内で制御機器のセキュリティ評価・認証が行えるよう、「CSSC」（制御システムセキュリティセンター）においてパイロット認証や評価・認証手法の技術開発を実施し、平成26年4月より、制御機器のセキュリティに関する評価・認証を開始した。
		iii	◎「情報セキュリティガバナンス協議会」において、情報リスクの管理に関する参加企業間での知見の共有を図った。具体的には、「ユーザ企業におけるクラウドセキュリティ確保の検討」、「企業における情報セキュリティ活動の見える化」をテーマとするWGを発足し、国内外の状況や事例を踏まえたレポートを作成・共有した。
		i	（1）2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等を見据えたテロに強い社会の構築
① 官民一体となったテロに強い社会の実現	内閣官房	i	◎内閣に設置した「国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部」や「国際テロ対策幹事会」等の下、情報共有やテロの未然防止対策の推進に向け、関係省庁の緊密な連携の確保に努めている。
	内閣官房	i	◎内閣に設置した「国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部」や「国際テロ対策幹事会」等の下、情報収集・共有の強化を含め、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据えた各種テロ対策を推進している。
		ii	◎（再掲2-(1)-(1)-官-i）「国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部」等の下、関係省庁の緊密な連携の確保。
	i	◎平成26年1月、警備局長を長とする「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会準備室」を設置し、大会開催に伴う警察措置を的確に行うための諸対策を検討するとともに、その推進を図っている。	

② 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据えたテロ対策等の推進	警察庁	ii	◎平成26年度において、重大テロ等対策用資機材の整備に要する経費（6,901百万円）を措置した。
		iii	◎平成26年度において、各種情報収集用資機材の整備に係る経費（テロ等への対策に係るもの）（365百万円）を措置した。
総務省	i	◎消防庁長官を本部長とする「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等消防庁準備本部」を設置し、テロ対策に万全を期すため、開催自治体である東京都や東京消防庁等の関係機関との連携を強化している。	
		ii	◎人命救助体制の強化を図るため、高度な技術・資機材を有する「特別高度救助隊」及び「高度救助隊」を整備するとともに、消防組織法第50条に基づく無償使用により、大型除染システム、化学剤検知器、生物剤検知器等の資機材を「特別高度救助隊」又は「高度救助隊」を設置する消防本部等に配備している。平成26年度においては、既存配備車両及び資機材の維持管理に係る経費（27百万円）を措置した。
	iii	◎大規模テロ情報等の緊急情報を住民に対し瞬時に伝達する「Jアラート」について、自動起動機の未整備市町村を解消するため、平成25年度補正予算において777百万円を措置した。また、26年4月から、「Jアラート」で配信される弾道ミサイル情報やテロ情報等を、緊急速報メールにより、国から直接、携帯電話利用者へ配信することが可能となった。	
		iv	◎国民保護法において、「緊急消防援助隊」はテロ等の緊急対処事態が発生した場合に消防庁長官の指示により出動することが規定されているところであり、テロ等に対応する「緊急消防援助隊」の体制確保のため、平成26年度において、緊急消防援助隊車両・資機材等に係る経費について補助金（4,897百万円）を措置するとともに、消防組織法第50条の規定に基づく無償使用制度による整備に係る経費（810百万円）を措置し、また、受援拠点等の整備にかかる経費について補助金（1,619百万円）を措置した。
		v	◎平成25年度補正予算において、国民保護法において、消防団は、テロ等の緊急対処事態が発生した場合に避難住民の誘導等を行うことが規定されているところであり、消防団の各種事態への対処能力の向上を推進するため、消防団の装備・訓練の充実強化等に係る経費（3,000百万円）を措置するとともに、平成26年度においても同内容に係る経費（585百万円）を措置した。
法務省	i	◎内閣官房主催の大規模サイバー攻撃事態等対処訓練等に参加し、各種事態への対処能力の向上等を図っている。	
	ii	◎平成25年9月、法務省内に2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に関する「法務省連絡会議」を、26年1月には入国管理局内に大会開催準備本部をそれぞれ設置して情報共有を図るとともに、同大会の安全かつ円滑な開催のために必要な事項について検討を進めている。	
	iii	◎平成26年度において、出入国審査業務の充実・強化のため入国審査官（106人）、在留管理業務の充実・強化のため入国警備官（1人）の増員をそれぞれ措置した。	
	iv	◎平成26年度において、厳格な出入国審査の推進のための経費（12,844百万円）及び安全・安心な社会の実現等の推進のための経費（5,606百万円）をそれぞれ措置した。	
公安調査庁	i	◎平成25年9月、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連特別調査本部」を設置し、同大会をめぐる不穏動向などについて情報収集を行い、関係機関に適時・適切に提供している。	
財務省	i	◎銃砲、爆発物等の国内への密輸入の阻止を目的とし、税関業務全般にわたって不審貨物等に対する監視取締りを強化している。	

	ii	◎平成26年度において、テロ対策・密輸取締機器の整備に係る経費（7,754百万円）を措置した。
厚生労働省	i	○爆発物の原料となり得る化学物質を販売する事業者に係る管理者対策について、今後、関係省庁と連携し、取り組んでいく。
	ii	○平成20年度から特定病原体等所持者等の事務所又は事業所に対し、立入検査等を行っている。
	iii	○生物テロに備えたワクチン備蓄を行っている。平成13年度予算措置にて備蓄を開始し、以後毎年予算措置にて備蓄を継続している。
	iv	○平成26年3月に開催された第6回厚生科学審議会健康危機管理部会において、化学テロ対応等医薬品の国家備蓄が必要であると言及されたこと等を踏まえ、化学災害、テロ対応医薬品の備蓄の検討を進めている。
経済産業省	i	○公的機関、民間企業等の関係者が出席した「IPAサイバーセキュリティシンポジウム」を開催し、ロンドン五輪にて英国政府のセキュリティ対策責任者を務めたオリバー・ホーア氏を招待し、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催までに我が国においてなすべきサイバーセキュリティ対策推進に向けた議論を行った。
国土交通省	i	○平成26年4月、関連施策を強力かつ総合的に推進するため、「国土交通省2020年オリンピック・パラリンピック東京大会準備本部」を設置した。
	ii	○大量の輸送需要が発生し、イベント等への多数の人出が予想されるゴールデンウィーク、夏期期間等に、公共交通機関等のテロ対策の徹底を求める通達を発出している。
	iii	○外国要人の来日等の機会に合わせ、監視カメラによる監視の強化や、駅員及び警備員による駅構内・車内等の巡回強化等の徹底を求める通達を発出している。
	iv	○空港設置管理者に対し、空港の外周フェンス等へのセンサーの設置・増設等による空港警備を強化するよう、また、航空関係事業者に対し、航空保安対策を強化・徹底するよう、それぞれ指示している。
	v	○バスジャック対策の推進として、バス事業者にバスジャック統一対応マニュアルの作成及び防犯対策の周知徹底を要請している。また、各バス事業者と関係機関が連携したバスジャック対策訓練も推進している。
海上保安庁	i	○平成26年4月、本庁に「海上保安庁2020年オリンピック・パラリンピック東京大会準備本部」を設置したほか、三本部に「第三管区海上保安本部2020年オリンピック・パラリンピック東京大会準備本部」を設置した。
防衛省	i	○平成25年9月、省内に大臣を長とする「防衛省・自衛隊2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会特別行動委員会」を設置し、警備等安全対策も含め、大会運営全般にわたった協力への取組を強化することとしている。

(2) 原子力発電所等重要施設の警戒警備及び対処能力の強化

	内閣官房	i	○「国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部」で決定された「原子力発電所等に対するテロの未然防止対策の強化について」等を踏まえ、関係機関の緊密な連携を確保し、テロの未然防止対策を推進している。
警察庁	i	○現下の厳しいテロ情勢、福島第一原子力発電所事故等を踏まえ、対処能力の強化等を図るとともに、関係省庁間の連携及び原子力事業者等との連携を更に緊密にし、必要なテロ対策の実施に努めている。	
	ii	○平成25年11月には泊発電所及び美浜発電所、26年3月には島根原子力発電所の敷地をそれぞれ利用して、治安出動を想定した警察と自衛隊との共同実動訓練を実施したほか、海上保安庁とも合同訓練を実施するなど、SATや銃器対策部隊等の対処能力の強化を図っている。	

① 原子力発電所等に対するテロ対策の強化		iii	◎原子炉等規制法に基づき、原子力規制委員会等と連携し、警察庁職員による原子力関連施設への立入検査を実施して事業者による防護体制の強化を促進している。
			◎平成26年度において、原子力発電所等重要施設の警戒警備及び対処能力の強化のため、SAT、「NBCテロ」（核物質、生物兵器及び化学兵器を用いたテロ）対応専門部隊等各種部隊の装備資機材の整備等に係る経費（4,346百万円）を措置した。
	公安調査庁	i	◎原発に関する不穏・危険動向等について情報収集を行い、関係機関に適時・適切に提供している。
		ii	◎平成26年度において、原子力発電所等に対するテロを含めたテロ関連情報収集等の強化に係る経費（2,238百万円の内数）を措置した。
	海上保安庁	i	◎全国の原子力発電所等の周辺海域に巡視船艇を常時配備するとともに、必要に応じて航空機による監視警戒を実施しており、さらには具体的な核セキュリティ対策のため、警察及び事業者との合同訓練を実施している。
		i	◎原子炉等規制法に基づき、原子力発電所等に対し、防護措置を義務付けるとともに、当該防護措置の遵守状況を確認する核物質防護検査を定期的（年1回）に実施している。
	原子力規制庁	ii	◎事業者の幹部職員に対し、近年の「IAEA」（国際原子力機関）における核セキュリティ文化の醸成に向けた取組状況や関係各国における取組事例等を紹介するとともに、我が国における核物質防護の問題事例について、直接情報提供を行った。今後、事業者における核セキュリティ文化醸成に係る取組等を確認していく。
		iii	◎「核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告（INFCIRC/225/Rev. 5）」の内容を踏まえ、平成23年度に原子炉等規制法に基づく規則改正において、原子力発電所等における防護措置を強化しており、今後もこれら核物質防護措置の実施内容や体制について、核物質防護検査で確認していくこととしている。
		iv	○放射性物質及び関連施設の核セキュリティについては、「核セキュリティに関する検討会」における当面優先すべき検討課題の1つとしており、これに係る措置の現状把握、課題の整理及び我が国で整備すべき措置について具体的な検討を行っている。
		v	○個人の信頼性確認制度については、「核セキュリティに関する検討会」において警察等の関係行政機関と連携を取りつつ検討を行っているが、幅広い観点から実務上の検討を行うことが必要であるため、検討会の下に更にワーキンググループを設置し、信頼性確認を行う者の範囲、信頼性確認の項目、具体的にどのような確認を行うのかといった実務上の課題について検討を行っている。
	防衛省	i	◎警察とは、平成24年6月に初めて原子力発電所敷地を利用した共同実動訓練を実施して以降、25年11月には泊発電所及び美浜発電所、26年3月には島根発電所の敷地を利用して、治安出動を想定した共同実動訓練をそれぞれ実施した。また、海上保安庁とも、不審船対処について連携強化のため共同訓練を実施している。
② 重要施設・要人等に対する警戒警備の徹底	警察庁	i	◎機動隊等による政府関連施設等の重要施設の警戒警備を徹底するとともに、事業者等への働き掛けを実施し、自主警備態勢の強化を図っている。また、平成26年4月、米国大統領来日の際、警備情勢の的確な把握に努めるとともに、米国関連施設等の警戒警備を強化した。
		ii	◎（再掲：2-(2)-(1)-警-i）対処能力の強化と関係機関との連携等の実施。
	海上保安庁	i	◎臨海部における原子力施設、米軍施設、国際空港等について、必要に応じた警戒を実施するとともに、要人の臨海部及び海上への進出の際には、所要の警備を実施している。

	内閣官房 警察庁 総務省 防衛省	i	◎平成25年12月の「『世界一安全な日本』創造戦略」策定以降、同年度末までに、地方公共団体等の対処能力を強化するため、緊急対処事態を想定した国民保護共同訓練を9回実施・参画した。26年度においても、13県において訓練を実施する予定となっている。
(3) 緊急事態への対処能力の強化	警察庁	i	◎（再掲：2-(2)-①-警-i）原子力発電所敷地を利用した警察と自衛隊との共同実動訓練の実施。
		ii	◎平成25年度中には、治安出動を想定した警察と自衛隊との共同訓練（実動37回、図上2回）を39回実施している。
		iii	◎緊急事態への機動隊等の対処能力の向上を図るため、SAT、「NBCテロ」（核物質、生物兵器及び化学兵器を用いたテロ）対応専門部隊等において、爆発物処理資機材及び生物・化学剤検知資機材の習熟訓練や、海上保安庁、自衛隊等との各種合同訓練を実施している。
		iv	◎不測の事態にも迅速的確に対応する精強な部隊を鍛成するため、管区警察局ごとや公安捜査隊等と合同でのブラインド方式による大規模・実践的訓練を実施している。
		v	◎（再掲：2-(2)-①-警-iv）平成26年度における各種テロ対処部隊等に係る装備資機材の整備に係る経費の措置。
		vi	◎平成26年度において、核鑑識における放射線量計測の高度化に関する研究に係る経費（1百万円）を措置した。
	総務省	i	◎（再掲：2-(1)-②-総-ii）「特別高度救助隊」等の整備、大型除染システム等の資機材の消防本部等への配備等。
		ii	◎重要施設である石油コンビナートに対するテロ災害等が発生した際の対応力を強化するため、緊急消防援助隊のエネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）を新設することとし、平成26年度において、中核車両の整備及び危険度の高い現場での活動に資する消防ロボットの研究開発に係る経費（665百万円）を措置した。
	海上保安庁	i	◎海上保安体制の強化のため、平成25年度補正予算において、巡視船6隻（うち継続0隻）の整備に係る経費（10,436百万円）を措置したほか、26年度において、巡視船15隻（うち継続10隻）及び航空機7機（うち継続7機）の整備にかかる経費（20,094百万円）を措置した。また、航空機5機の整備に係る経費（4,041百万円）が復興庁により一括計上された。
	原子力規制庁	i	◎原子力事業者は、警察及び海上保安庁の協力の下訓練を実施し、事案発生時の対応手順、検知・通報後の連携要領や防護設備が確実に機能するか等について検証を行い、警戒警備体制の強化等を図っている。
		ii	◎平成26年度以降も、治安機関の協力を得た実践的な訓練の実施を予定している。
	防衛省	i	◎（再掲：2-(2)-①-防-i）原子力発電所敷地を利用した自衛隊と警察との共同実動訓練の実施。
		ii	◎平成25年度中には、治安出動を想定した自衛隊と警察との共同訓練（実動37回、図上2回）を39回実施している。
		iii	◎平成26年度において、ゲリラや特殊部隊による攻撃等への対処能力の強化のため、装備資機材の整備、訓練等に係る経費（59,825百万円）を措置した。
		iv	◎平成26年度において、NBC兵器による攻撃への対処能力の強化のため、装備資機材の整備、訓練等に係る経費（6,289百万円）を措置した。
(3) 水際対策			

① 空港・港湾における水際危機管理の強化	内閣官房	i	◎極重要な国際空港（3か所）及び港湾（6か所）に設置した「空港・港湾危機管理官」により、当該空港・港湾における事態対処訓練等を逐次実施するとともに、保安委員会等において必要な調整等を推進している。その他の国際空港（26か所）及び港湾（124か所）においては、管轄警察機関等から指名された「空港・港湾危機管理担当官」により、訓練・調整等を逐次実施している。
		ii	◎内閣官房に設置した「空港・港湾水際危機管理チーム」の会合等を通じて、必要な情報共有、対処体制の確認等を実施している。
	警察庁	i	◎テロ等の事案発生時における関係機関相互の緊密な連携の強化及び事案対処能力の向上を図るため、「空港・港湾危機管理（担当）官」を中心として、不法侵入事案対応訓練を始めとする関係機関との各種合同訓練を、平成25年度中に、空港において141回、港湾において126回それぞれ実施している。
	法務省	i	◎警察、海上保安庁、税関等関係機関と水際危機管理に関する推進状況及び対策等について共有・協議するとともに、合同訓練やテロ対策訓練等を実施し、連携・協調関係の構築に努めるなど、水際危機管理に関し、引き続き厳格な対応を推進している。
	公安調査庁	i	◎関係機関との情報連絡を強化し、情報を適時・適切に提供している。
	財務省	i	◎関係機関と合同訓練を実施するなど連携強化を図っている。
		ii	◎積荷情報を活用した水際取締りの強化を図るため、我が国に入港しようとする船舶に積み込まれる海上コンテナー貨物に係る積荷情報について、原則として、当該コンテナー貨物の船積港を当該船舶が出港する24時間前までに、詳細な情報を電子的に報告することを義務付ける「出港前報告制度」を平成26年3月より運用している。
② 厳格な出入国管理及び査証審査の徹底	法務省	i	◎空港・港湾におけるテロ対策等の合同訓練を実施するとともに、「空港・港湾水際危機管理チーム」や空港保安委員会において、情報共有を図るなど、関係機関との連携を強化している。
		i	◎旅客ターミナルや各港湾において、関係機関と平素より情報交換を行うとともに、各種連携した訓練を隨時実施する等の水際対策の強化を図っている。
		ii	◎事前旅客情報及び外国人の個人識別情報を活用した入国審査を確実に実施するとともに、平成21年8月からは「ICPO紛失・盗難旅券データベース」の情報を活用し、厳格な入国審査を実施している。
		iii	◎海港におけるパトロール及び臨船サーチを行っているほか、不法出入国事案に係る容疑者、ブローカー等の調査や摘発を推進している。また、直行通過区域を有する主要空港において、同区域におけるパトロール活動を行い、不審者の監視や摘発を行っている。
	外務省	iv	◎（再掲：2-(1)-(2)-法-iii）平成26年度における出入国審査業務の充実・強化及び在留管理業務の充実・強化に係る増員の措置。
		i	◎（再掲：2-(1)-(2)-法-iv）平成26年度における厳格な出入国審査の推進に係る経費及び安全・安心な社会の実現等の推進に係る経費の措置。
③ 海上及び海上からのテロ活動の未然防止	警察庁	i	◎原子力関連施設において、海上保安庁と連携した警戒活動やテロ対処訓練を実施している。
		ii	◎（再掲：2-(2)-(1)-警-iv）平成26年度における各種テロ対処部隊等に係る装備資機材の整備に係る経費の措置。

④ 海上警備・沿岸警備の強化	国土交通省	i	◎（再掲：2-(1)-②-国-i）大量の輸送需要が発生し、多数の人出が予想される期間等に、旅客ターミナルのテロ対策の徹底を求める通達の発出。
	海上保安庁	i	◎（再掲：2-(2)-②-海-i）臨海部における原子力施設、米軍施設、国際空港等における必要な警戒の実施。
	警察庁	i	◎不法出入国事案等に適切に対応するため、沿岸地域における警戒活動を実施している。
	法務省	i	◎船舶による不法出入国対策の強化のため、関係機関と協力して、海港での警戒活動を行っている。
		ii	◎（再掲：2-(3)-①-法-i）関係機関との協議及び合同訓練・テロ対策訓練等の実施。
	公安調査庁	i	◎尖閣諸島関連動向等について情報収集を行い、関係機関に適時・適切に提供している。
		ii	◎平成26年度において、海上警備・沿岸警備の強化に資する関連情報収集に係る経費(2,238百万円の内数)を措置した。
		iii	◎平成26年度において、公安調査体制の充実強化のため、公安調査官の増員(30人)を措置した。
	農林水産省	i	◎漁船を利用した密輸等の犯罪防止に資するため、漁業取締船による操業許可の確認等の取締活動を通じた不審船か否かの見極め及び関係機関への迅速な情報提供を実施している。
	海上保安庁	i	◎密輸・密航の水際阻止及び重大犯罪の関与が疑われる不審船・工作船への確実な対処による警備体制を万全とするため、関係機関等との合同パトロールや警戒活動等を実施している。また、「領海等における外国船舶の航行に関する法律」に基づく立入検査・勧告・退去命令等を実施している。
	防衛省	i	◎平素から、艦艇や航空機により、我が国周辺の海空域において、警戒監視活動を着実に実施している。また、不審船対処について海上保安庁との連携強化のため、共同訓練を実施している。
⑤ 改正SOLAS条約を踏まえた港湾及び船舶の保安対策の推進	国土交通省	i	◎国際航海船舶の検査を実施し、船舶保安証書の交付を行っている。
		ii	◎平成26年度において、ポートステートコントロールの体制整備等海事保安体制の整備・強化に係る経費(95百万円の内数)を措置した。
		iii	◎保安規程の承認を受けた国際埠頭施設の立入検査を実施している。
	海上保安庁	i	◎改正SOLAS条約に基づく「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」に基づき、我が国に入港しようとする外航船舶から事前の入港通報を受け、テロのおそれがある船舶に対して、必要に応じて立入検査等を実施している。
		ii	◎平成26年度において、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」に基づく事前入港通報への対応に係る経費(10百万円)を措置した。
(4) テロの手段を封じ込める対策の強化			
① 爆発物の原料の管理強化	警察庁	i	◎爆発物の原料となり得る化学物質を販売する事業者との不審情報入手時の通報体制の確立等に向けた取組を推進している。また、関係機関との連携強化に努めるとともに更なる管理強化に向けた検討を行っている。
	厚生労働省	i	◎毒劇物の譲渡手続及び交付制限の遵守等、適切な保管管理の徹底等について、毒物劇物営業者等に対する指導徹底を各都道府県等に要請している。また、爆発物の原料となり得る化学物質については、不審な者に対する販売の差し控え等、適正な販売を営業者に対して指導するよう、平成21年12月に各都道府県等に通知しているところであり、引き続き、周知徹底を図っている。

	農林水産省	i	◎都道府県及び関連業界団体等に対し、テロ等に使用されるおそれのある物質の販売時に不審な点がある場合やネット販売を行う場合には、用途及び本人確認を徹底するなどの協力を依頼している。
	経済産業省	i	◎関係業界団体に対し、爆発物の原料となり得る化学物質について、販売記録の適切な保管や、インターネット販売等の場合には購入者や目的等の確認・記録に努めるなど、その適切な管理等の徹底について協力を依頼している。
② 化学剤等の厳格な管理	警察庁	i	◎感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、厚生労働省と連携して、特定病原体等所持者等の事務所又は事業所に対する立入検査を実施している。
	厚生労働省	i	◎最新の知見に基づき毒物及び劇物の指定の見直しを行っている。また、毒物劇物営業者等に対し、毒物及び劇物取締法に基づく立入検査を適時適切に実施するとともに、違反事業者については、再度の立入検査等により違反の確実な改善が図られるよう、各都道府県に対して指導している。
		ii	◎(再掲:2-(1)-②-厚-i)特定病原体等所持者等の事務所又は事業所に対する、立入検査等の実施。
	農林水産省	i	◎(再掲:2-(4)-①-農-i)都道府県及び関連業界団体等への協力依頼の実施。
	経済産業省	i	◎病原微生物及び毒素の保有状況並びに管理状況について、経済産業省所管団体、その会員企業等を対象に調査を実施するとともに、対象企業に病原微生物及び毒素の適切な管理を要請している。
		ii	◎化学剤(化学兵器原料)の管理については、化学兵器禁止法の規制に基づく厳格な許可制の運用、全許可事業者への立入検査等を実施している。
	原子力規制庁	i	◎核物質又は放射性同位元素の取扱事業者に対し、原子炉等規制法又は放射線障害防止法に基づき適切に検査を実施するとともに、保管・管理の徹底等を指導している。
③ マネー・ローンダリングに対する厳正な処分の促進	警察庁	i	◎組織的犯罪処罰法に係るマネー・ローンダリング事犯や麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯を検挙するなど、徹底したマネー・ローンダリング事犯の摘発を推進している(平成25年中は「組織的犯罪処罰法に係るマネー・ローンダリング事犯」を272件、「麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯」を10件、それぞれ検挙)。
	法務省	i	◎検察当局において、薬物犯罪収益等を含む犯罪収益等の剥奪を徹底し、犯罪収益等がテロ行為を含む犯罪組織の維持・拡大に利用されること等を防止するため、組織的犯罪処罰法や麻薬特例法等の関係法令を活用して、マネー・ローンダリング事犯を的確に処罰している。
		ii	◎平成26年度において、検察における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費(480百万円)を措置した。
		iii	◎平成26年度において、検察体制の充実強化のため、検察庁職員の増員(組織的薬物関係事犯担当要員10人)を措置した。
	厚生労働省	i	◎麻薬特例法に係る業態犯を検挙し、薬物犯罪収益等を剥奪するなど、マネー・ローンダリング事犯の摘発を推進している。
	海上保安庁	i	◎近年、密輸・密航・密漁の背後に犯罪組織の関与が見受けられる事件が発生していることを踏まえて、組織犯罪における犯罪収益確保につながる密輸・密航・密漁事犯の水際対策を強化する必要があることから、関係機関と連携して情報収集体制の強化を図るとともに、取締りを実施している。

④ FATF勧告等を踏まえたマネー・ローンダリング等対策の強化	警察庁 金融庁 総務省 法務省 外務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	i	◎第3次「FATF」（マネー・ローンダリング等対策に関する国際的な政府間会合）対日相互審査結果のフォローアップやFATF勧告の改訂等、マネー・ローンダリングを取り巻く内外の情勢の変化を踏まえ、マネー・ローンダリング等対策に関する新たな制度について幅広く検討を行うため、学識経験者や実務家等を委員とする「マネー・ローンダリング対策等に関する懇談会」を設置するなど、各種検討を進めている。
			◎FATF勧告及び平成25年6月のG8ロック・アーンサミットで表明した「法人及び法的取極の悪用を防止するための日本の行動計画」に基づき、26年末までに国による資金洗浄及びテロ資金に関するリスク評価を行うに当たり、25年7月に「FATF勧告実施に関する関係省庁連絡会議」の下に「国が実施する資金洗浄及びテロ資金に関するリスク評価に関する分科会」を設置するなどして、関係省庁が連携して作業を進めている。
		i	◎平成26年度において、国が実施する資金洗浄及びテロ資金に関するリスク評価のため、犯罪収益移転防止対策の推進に係る経費（5百万円）及び警察庁職員の増員（5人）をそれぞれ措置した。
		i	◎国が実施する資金洗浄及びテロ資金に関するリスク評価に資するよう、電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者に対してアンケート調査を行った。
		i	○「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」を担保するためにどのような法整備が必要かについて、引き続き検討を続けている。
		ii	◎FATF（マネー・ローンダリング等対策に関する国際的な政府間会合）第三次審査で指摘された事項に対応するために、「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律」案を第183回国会へ提出し、継続審議中となっている。
		iii	◎(再掲：2-(4)-③-法-i) 平成26年度における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費の措置。
		i	◎特定事業者を対象とした説明会を開催し、犯罪収益移転防止法の概要や特定事業者の義務について説明を行っているほか、ウェブサイト等を活用した広報啓発を実施している。
		i	◎平成25年12月以降、国家公安委員会は、犯罪収益移転防止法が規定する取引時確認等の義務に違反している疑いが認められた8事業者に対し、報告又は資料の提出を求める報告徴収を行い、また、4事業者について、所管行政庁に対し、是正命令等の措置を行うべき旨の意見陳述を行った。
		i	◎金融機関における犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認義務等の履行確保のための態勢整備状況について、平成25年4月に適用開始された改正監督指針等に従って指導・監督を行い、その徹底を図っている。また、特定事業者に対して、改正犯罪収益移転防止法の概要やこれに基づく義務について説明会を開催し、周知徹底を行っている。
⑤ 犯罪収益移転防止法の履行に係る特定事業者への指導監督の強化		i	◎総務省のホームページ上において、犯罪収益移転防止法の概要や法改正の内容、取引時確認の要件等を掲載し、周知を行っている。

	総務省	ii	○平成26年夏を目処に、電気通信事業法の電気通信事業者として届出がなされている転送電話サービス業者に対し、犯罪収益移転防止法の概要や法改正のポイント、取引時本人確認義務の要件や疑わしい取引等を記述した周知文書を送付する予定である。
	法務省	i	○平成21年3月、「犯罪による収益の移転防止に関する法律に関する警察庁の通知について」を日本司法書士会連合会に発出し、犯罪収益移転防止法の運用・解釈について周知しており、同周知に基づき、日本司法書士会連合会は、本人確認等に係る記録を10年保存とするよう、司法書士会会則基準を定めた上、全国の司法書士会に対して指導・監督を行っている。
		ii	○(再掲：2-(4)-③-法-ii) 平成26年度における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費の措置。
	農林水産省	i	○商品先物取引業者に対し、犯罪収益移転防止法に基づく立入検査を行い、取引時確認及び疑わしい取引の届出等が的確に行われているか確認し、問題があると認められる場合には、是正命令等を発出している。また、個々の商品先物取引業者のみならず、商品先物取引業界全体の問題として疑わしい取引の届出等の措置が的確に行われるよう、同業界の振興団体及び自主規制団体に対し、所属会員に対する周知徹底を要請している。さらに、商品先物取引業者の疑わしい取引の届出事務に資するように、特に注意を払うべき取引の類型の例示等を記載した疑わしい取引の参考事例を作成し、業界団体に通知している。
		ii	○「系統金融機関向けの総合的な監督指針」等において、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認及び疑わしい取引の届出を的確に行うための態勢を整備することの重要性を指摘している。犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認及び疑わしい取引の届出を的確に行うため系統金融機関の内部管理態勢について、検査・監督を通じて把握し、問題があると認められる場合には、必要に応じ農協法等に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、農協法等に基づき業務改善命令を発出することとしている。
⑥ FIUの機能強化	警察庁 外務省	i	○マネー・ローンダリング対策に係る国際会議等に参加するとともに、多くの国・地域の「FIU」（資金情報機関）との間で、積極的な情報交換を可能とするための情報交換枠組みの構築を推進しており、平成25年12月以降、6の国・地域のFIUとの間で取決めを作成し、26年7月1日現在合計76のFIUとの間で取決めを結んだ。更におよそ50の国・地域と協議を行っている。
	警察庁	i	○疑わしい取引に関する情報の提供先機関との連携を強化するため、「特定金融情報関係機関連絡会議」を開催し、課題を協議するなど相互に協力して対策を推進している。
		ii	○疑わしい取引に関する情報の精緻化及び分析に資する各種情報の収集・整理、効率的な分析のためのシステムの整備、担当職員の専門的能力の向上等、分析能力の強化を図っている。
⑦ 多様化する脅威に対応した効果的な諸対策の推進	警察庁	iii	○平成26年度において、疑わしい取引に関する情報の効率的な分析のためのシステム整備のため、犯罪収益移転防止対策に係る経費（60百万円）を措置した。
		i	○インターネットを中心とした情報収集・分析機能の強化・高度化を図るとともに、違法行為の取締りを徹底するよう、各都道府県警察に対し、指導等を行っている。
		ii	○平成26年度において、各種情報収集用資機材の整備に係る経費（多様化する脅威への対応に係るもの）（25百万円）を措置した。

		iii	◎平成26年度において、爆発物の安全化処理に関する研究に係る経費（2百万円）を措置した。
(5) 情報収集機能とカウンターインテリジェンス機能の強化			
① 情報コミュニティ間における情報共有体制の強化	内閣官房 警察庁 金融庁 公安調査庁 外務省 財務省 経済産業省 海上保安庁 防衛省	i	◎平成25年度は、内閣情報会議を2回開催しており、26年度も原則として隔週1回の合同情報会議等を開催するなど、情報コミュニティ間における情報共有を図っている。また、26年1月には、国家安全保障局長を内閣情報会議と合同情報会議の構成員に加えた。
		ii	◎特定のテーマに関し、政府が保有するあらゆる情報手段を活用した総合的な分析を行い、官邸首脳及び関係各省庁に高度な分析結果（情報評価書）を報告している。
	警察庁	i	◎情報コミュニティ間における情報共有を図るために内閣情報調査室が主催する内閣情報会議に参加したほか、合同情報会議にも参加している。
	法務省	i	◎関係機関と連携し、情報共有体制の強化を図っている。
	公安調査庁	i	◎内閣情報会議・合同情報会議、国家安全保障局等の関係機関に適時・適切に情報を提供し、情報共有体制を強化している。
	外務省	i	◎内閣情報会議、合同情報会議等の開催を通じて関係省庁と積極的に情報共有を行うとともに、国家安全保障局をはじめとする官邸政策部門に対し積極的に情報提供を行っている。
	海上保安庁	i	◎平成26年度において、警備情報収集・分析体制の強化等に係る経費を措置した。
	防衛省	i	◎国際情勢に係る調査研究を行い、分析機能の充実強化に努めるとともに、関係機関との情報共有に努めている。
② 在外公館における警察アタッシェ、防衛駐在官等の体制強化	警察庁	i	○在外公館における治安・情報機関からの情報収集活動を強化するため、平成27年度からアフリカの在外公館に対する警察出身の警備対策官の新規派遣を行う。
		ii	○在外公館における治安・情報機関からの情報収集活動を強化するため、警察出身の警備対策官及びアタッシェの配置状況を検証し、我が国にとって有益な情報が入手可能な在外公館への配置を具体的に検討するなど、警備対策官等の実質的な体制強化に向けた検討を継続的に進める。
	公安調査庁	i	◎情報収集・分析業務に精通した公安調査庁職員を在外公館に派遣することで、同公館における多様な情報収集活動の強化に寄与している。
	外務省 防衛省	i	◎在外公館における治安・情報機関からの情報収集活動の強化のため、中東・アフリカの公館に対する警備対策官の実員配置に向けた検討・調整に取り組んでいる。
		ii	◎平成26年度において、在アルジェリア邦人に対するテロ事件を踏まえ、アフリカ地域に関する情報収集能力の向上を図るため、我が国にとって有益な情報が入手可能なアフリカ地域7か国や当該地域と密接な関係を有する3か国へ防衛駐在官を新規派遣するなどの措置を講じた。
	内閣官房 警察庁 金融庁 公安調査庁	i	◎（再掲：2-(5)-①-官警金公外財經海防-i）内閣情報会議開催に向けた作業の実施及び合同情報会議の開催。

③ テロに関する情報収集・分析機能の強化

外務省 財務省 経済産業省 海上保安庁 防衛省	ii	◎（再掲：2－(5)－①－官警金公外財経海防－ii）総合的な分析結果（情報評価書）の報告。
警察庁 国土交通省	i	◎旅館・ホテル業者、インターネットカフェ事業者等の各種事業者に対し、不審情報の通報を依頼するなどの働き掛けを行っている。
内閣官房	i	◎平成26年度において、国際テロ情報の収集及び分析並びに調査のためのデータベースの導入（21百万円）に係る経費、外国機関との協力体制強化のための旅費の増額（8百万円）に係る経費及び画像情報分析体制強化のための増員（2名）をそれぞれ措置した。
警察庁	i	◎平成26年1月から同年6月にかけて、海外の治安情報機関を招へいして二国間テロ対策協議を実施するなど、外国治安情報機関等との情報交換を推進した。
法務省	ii	◎「SDWAN」（テロ関連ウェブサイト共有データベース）を運用し、ASEAN各国との間で国際テロに係る情報の共有を推進している。
公安調査庁	i	◎関係機関と連携し、情報収集体制等の強化を図っている。
	i	◎国際テロに関する基礎資料として「国際テロリズム要覧」を定期的に作成し、関係機関、企業等に配付しているほか、同要覧の要約版をホームページに掲載している。
	ii	◎（再掲：2－(2)－①－公－ii）平成26年度におけるテロ関連情報収集等の強化に係る経費の措置。
外務省	i	◎平成26年度において、国際テロ情勢に関する公開情報収集体制の強化のため、イスラム過激派による声明等の適時・適切な収集のための経費（14百万円）を措置した。
	ii	◎平成26年度において、海外情報機関との重層的関係の構築のため、本省職員の海外出張のための経費（3百万円）を措置した。
	iii	◎平成26年度において、北アフリカ・サヘル地域の恒常的フォローの確保のため、在外公館における情報収集機能強化のための経費（868千円）を措置した。
	iv	◎平成26年度において、情報分析能力の強化のため、専門分析員の充実のための経費（5百万円）を措置した。
	v	◎平成26年度において、国際テロ情勢及び中東・アフリカ地域における情報収集・分析能力の強化のため、情報分析担当官及び在外公館情報担当職員を増員（本省5人、在外7人）した。
厚生労働省	i	◎（再掲：2－(4)－①－厚－i）毒劇物の譲渡手続及び交付制限の遵守等、適切な保管管理の徹底等の実施。
	ii	◎平成22年5月、都道府県及び関係業界団体に対して、旅館等の営業者が日本国内に住所を有しない外国人宿泊客の旅券の写しを保管するよう周知を行い、旅館業者による外国人宿泊客の本人確認の強化を図っている。
	iii	◎G7各国、メキシコ、欧州委員会から成る世界健康安全保障イニシアティブ（Global Health Security Initiative）へ参画し、平成21年より「早期警戒報告プロジェクト」を立ち上げ、NBCテロを含む健康危機情報を早期検知するためのシステムを共同で開発した。得られた情報を各国共同で分析し、リスク解析を行っている。
農林水産省	i	◎（再掲：2－(4)－①－農－i）都道府県及び関連業界団体等への協力依頼の実施。
海上保安庁	i	◎（再掲：2－(5)－①－海－i）平成26年度における警備情報収集・分析体制の強化等に係る経費の措置。

<p>④ TRT-2 の充実強化</p>	<p>原子力規制庁</p>	<p>i ○原子炉等規制法に基づき策定が義務付けられている核物質防護規定に従い、原子力事業者は緊急時対応計画を定め、異常な事象が認められた際に速やかに関係機関へ連絡する体制を整備している。</p> <p>ii ○外国から要人が来日する際、原子力事業者等に対し、関係情報及び不審者情報の警察への通報連絡の徹底を含む通知を発出している。</p>
	<p>防衛省</p>	<p>i ○（再掲：2-(5)-①-防-i）国際情勢に係る調査研究、分析機能の強化及び関係機関との情報共有。</p>
<p>⑤ カウンターインテリジェンス機能の強化</p>	<p>警察庁</p>	<p>i ○平成26年度において、「TRT-2」（国際テロリズム緊急展開班）による情報収集活動を強化するため、装備資機材の整備等に係る経費（22百万円）を措置した。</p> <p>ii ○平成26年度において、海外における重大突発事案における対処能力等の強化のため、外事特殊事案対策官を設置した。</p> <p>iii ○平成26年度において、TRT-2の事態対処能力向上のため、警察庁職員の増員を措置した。</p> <p>iv ○派遣地域の言語や情勢に通じた要員の確保・養成を推進し、新たにアラビア語等に精通した要員を指定した。</p> <p>v ○各都道府県警察の職員から指定された要員も含めた図上訓練を行い、派遣時の活動内容や装備を確認するほか、過去の派遣における教訓や要員相互の意識の共有を図ることとしている。</p>
		<p>外務省</p>
		<p>i ○引き続き、警察庁の依頼により、「TRT-2」（国際テロリズム緊急展開班）の班員として指定された警察庁職員に対してあらかじめ数次往復用公用旅券を発給している。</p>
		<p>内閣官房 内閣法制局 内閣府 警察庁 金融庁 消費者庁 復興庁 総務省 法務省 公安調査庁 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省</p>
		<p>i ○「カウンターインテリジェンス推進会議」を通じて、カウンターインテリジェンスについて、関係行政機関相互の緊密な連携を確保し、その強化に向けた施策の総合的かつ効果的な推進を図っている。</p>
		<p>i ○内閣官房内閣情報調査室に設置されたカウンターインテリジェンス・センターにおいて、カウンターインテリジェンスに関する情報の収集及び分析を行い、その成果を関係行政機関に提供している。</p>

<p>⑥ 極左暴力集団、右翼等によるテロ等の未然防止のための情報収集・分析機能の強化及び違法行為の取締り</p>	<p>内閣官房 警察庁 法務省 公安調査庁 海上保安庁 防衛省</p>	<p>ii iii iv v vi i ii</p>	◎「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」に基づく特別管理秘密制度に関し、関係行政機関における運用の状況の把握を行っている。
			◎内閣官房における、職員のカウンターインテリジェンス意識の啓発及び特別管理秘密取扱職員に対する研修を実施している。
			◎関係行政機関における職員のカウンターインテリジェンス意識の啓発及び特別管理秘密取扱職員に対する研修を支援するため、関係行政機関のカウンターインテリジェンス担当職員に対し研修を実施している。
			◎平成25年12月に内閣官房に設置された「特定秘密保護法施行準備室」において、「特定秘密の保護に関する法律」の施行に向けた準備作業を着実に進めている。
			◎平成26年度において、特定秘密保護法の施行に向けた体制の整備のため、内閣参事官（1人）を新設した。
			◎各種研修の場で、カウンターインテリジェンスに関する講義を実施し、職員に対する意識啓発や制度の周知徹底に努めている。 ◎平成26年度において、カウンターインテリジェンス機能の強化のため、警察庁職員の増員（1人）を措置した。
		i	◎検察当局において、情報漏えい事件等について、警察等関係機関と連携協力の上、関係法令を適用して厳正に対処している。また、「特定秘密の保護に関する法律」の施行後は、同法違反事件についても、同法や同法施行令等に基づいて適正に対処していくこととしている。
		i ii iii	◎外国機関の我が国の公共の安全に影響を及ぼす情報活動について、情報収集及び国内外の関係機関との連携強化を行い、得られた情報を関係機関に適時・適切に提供している。 ◎（再掲：1-(1)-⑤-公-ii）平成26年度における対日有害活動に関する情報収集の強化に係る経費の措置。 ◎（再掲：2-(3)-④-公-iii）平成26年度における公安調査体制の充実強化に係る公安調査官の増員の措置。
		i	◎（再掲：2-(5)-①-海-i）平成26年度における警備情報収集・分析体制の強化等に係る経費の措置。
		i ii iii	◎平成21年3月、カウンターインテリジェンス情報を集約・共有することを目的として、「防衛省カウンターインテリジェンス委員会」を設置し、毎年度末、次年度の「カウンターインテリジェンスに関する方針」を策定している。 ◎平成21年4月から、政府統一基準に基づき、特別管理秘密の制度を運用している。 ◎平成23年12月、カウンターインテリジェンス機能強化の観点から、外国政府機関関係者等との接触要領について示すとともに、カウンターインテリジェンス上参考となる事項についての報告を求めるための通達を改正し、24年1月から運用している。
		i ii	◎極左暴力集団・右翼によるテロ・ゲリラ等の違法行為の取締りを徹底するよう、各都道府県警察に対し、指導等を行っている。 ◎平成26年度において、各種情報収集用資機材の整備に係る経費（極左暴力集団、右翼等によるテロ等の未然防止に係るもの）（357百万円）を措置した。
	法務省	i	◎（再掲：2-(5)-③-法-i）関係機関と連携した情報収集体制等の強化。 ◎極左暴力集団、右翼等について情報収集を行い、関係機関に適時・適切に提供している。

	公安調査庁	ii	◎平成26年度において、極左暴力集団、右翼等によるテロ、オウム真理教による各種違法行為等の未然防止に関する情報収集・分析の強化に係る経費（2,238百万円の内数）を措置した。
(6) 国際連携を通じたテロの脅威等への対処			
	警察庁	i	◎平成26年1月に開催された日・サウジアラビア・テロ情勢対話及び同年4月に開催された日英テロ対策協議に警察庁職員が出席し、国際テロ情勢及び国際テロ対策についての議論等に積極的に関与した。
		ii	◎平成26年1月に開催された、国際刑事警察機構（ICPO）グローバル・セキュリティ及びテロ対策サミットに警察庁幹部が出席し、国際テロ情勢及び国際テロ対策についての議論等に積極的に関与した。
	法務省	i	◎「G8ローマ/リヨン・グループ会合」に参加し、G8における国際テロ対策の議論に積極的に関与している。
		ii	◎平成26年度において、国際社会におけるテロ対策に係る協力の推進経費（12百万円）を措置した。
	公安調査庁	i	◎平成21年2月、4月及び11月にイタリアで、22年2月及び4月にカナダで、23年3月及び10月にフランスで、24年2月及び25年1月に米国で、25年4月及び10月に英国でそれぞれ開催された「G8ローマ/リヨン・グループ会合」、24年7月に仙台で開催された「日中韓テロ対策協議」、同年9月に東京で開催された「日露テロ対策協議」、同年11月に東京で開催された「日印テロ対策協議」に職員を派遣し、関係諸国との連携・協力に努めるなど、各種協議等に積極的に関与している。
① 国際社会におけるテロ対策に係る協力の推進		i	◎「G8ローマ/リヨン・グループ会合」に参加し、G8における国際テロ対策協力及び組織犯罪対策協力の議論に積極的に関与している。
		ii	◎平成23年9月に発足した「GCTF」（グローバル・テロ対策フォーラム）関連会合に参加し、その後も、国際テロ対策協力（キャパシティ・ビルディング支援を含む）に関する議論に貢献している。
		iii	◎日米豪テロ協議（平成26年2月）、日米テロ対策協議（26年2月）及び日英テロ対策協議（26年4月）を実施するなど、二国間枠組み等を通じた国際テロ対策協議を行い、国際テロ対策協力を進めている。
		iv	◎平成26年2月、「UNODC」（国連薬物犯罪事務所）に対し、イラクにおけるテロ対策法制度強化支援のため、テロ対策法整備、司法・法執行機関の捜査・訴追能力強化及び国際・地域協力促進のために行う技術支援に対する資金（約72万ドル）を措置した。
		v	◎平成26年2月、「UNODC」（国連薬物犯罪事務所）に対し、エジプトにおけるテロ対策法制度強化支援のため、テロ対策法整備、司法・法執行機関の捜査・訴追能力強化及び国際・地域協力促進のために行う技術支援に対する資金（約50万ドル）を措置した。
		vi	◎平成21年11月に公表した「テロの脅威に対処するための新戦略」に基づき、同年1月から26年3月までの間に、アフガニスタンに対し、治安能力の向上、反政府勢力の社会への再統合、持続的・自立的発展の支援等の分野における支援（359,000百万円）を実施している。

外務省	vii	◎平成22年7月より、インドネシアに対し、次世代航空保安システム（新CNS/ATM）及び航空機運搬の安全監督の分野における運輸省航空総局および運輸省教育訓練庁航空教育センターの能力強化を目的とした技術協力プロジェクトである「航空安全政策向上プロジェクト」を実施している。
	viii	◎平成23年1月より、ベトナム、ラオス及びカンボジアに対し、技術協力プロジェクトである「東メコン地域次世代航空保安システムへの移行に係る能力開発プロジェクト」を実施している。これは、東メコン地域における次世代航空保安システム移行に係る能力向上を図るものである。
	ix	◎平成24年1月より、インドネシアに対し、マラッカ・シンガポール海峡の海賊対策を含めた保安体制強化のための技術協力プロジェクトである「海上交通保安能力向上プロジェクト」を実施している。
	x	◎平成25年1月から、「危機管理体制整備支援計画（UNDP連携）」にて、チュニジアの危機管理関係機関の法的・制度的枠組みや機能強化等支援（254百万円）をしている。
	x i	◎平成25年3月から、フィリピンに対し、海上におけるより実務的な法執行能力強化のため、海上訓練システムの強化を目的とした技術協力プロジェクトである「海上法執行実務能力強化プロジェクト」を実施している。
	x ii	◎平成25年3月、フィリピンにおいて、無償資金協力である「沿岸警備通信システム強化計画」（1,152百万円）の交換公文に署名した。今後、フィリピン沿岸警備隊の主要運用船舶及び新設管区本部（ルソン北東及びヴィサヤ東）等と本庁間の通信システム整備を行うとともにセブ港周辺海域の船舶航行監視システム構築のための協力を実施していくこととしている。
	x iii	◎平成25年3月、ミャンマーにおいて無償資金協力である「全国空港保安設備整備計画」（1,233百万円）の交換公文に署名した。今後、「ICAO」（国際民間航空機関）の安全基準を満たすため、航空交通の安全性向上に関する機材及び空港の保安に関する整備を行うための協力を実施していくこととしている。
	x iv	◎平成25年6月より、「法の支配の強化と貧困層の司法へのアクセス支援計画（UNDP連携）」にて、ブルキナファソにおける小型武器の流入増大への対策や、人権保護に関する機関及び治安部局の能力強化支援（283百万円の内数）をしている。
	x v	◎平成25年6月より、「平和構築、治安維持および司法強化計画（UNDP連携）」にて、モーリタニアの小型武器の流入増大・拡散への対応能力の強化や司法部門の能力向上等支援（283百万円の内数）をしている。
	x vi	◎平成25年7月より、マレーシアに対し、海上保安実務能力及び教育訓練制度向上を目的とした技術協力プロジェクトである「海上保安実務能力および教育訓練制度向上プロジェクト」を実施している。
	x vii	◎平成25年7月より、「サヘル地域刑事司法・法執行能力向上計画（UN連携／UNODC実施）」にて、セネガル、チャド、ナイジェリア、ニジェール、ブルキナファソ、マリ及びモーリタニアに対してテロ対策国内法整備のためのワークショップ開催、刑事司法地域協力枠組活用促進のための参加国へのミッション派遣等により支援（642百万円）を実施している。

② 航空保安対策・海上法執行能力の向上に向けた支援	外務省	x viii	◎平成25年10月、「空港保安強化計画」として、パキスタンに対し、国内の空港におけるテロ対策及び保安強化のため、手荷物検査装置等（1,946百万円）を供与し、現在、同計画を実施している。
		x ix	◎平成25年12月、フィリピンにおいて、円借款「フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化計画」（18,732百万円）の交換公文に署名した。これは、沿岸域内での海難救助や海上法執行等の業務を迅速かつ適切に実施するための能力向上のために、フィリピン沿岸警備隊に船舶を供与するなどの協力を行うものである。
		x x	◎平成25年12月、ベトナムにおいて、円借款「ノイバイ国際空港第二旅客ターミナルビル建設計画（第三期）」（26,062百万円）の交換公文に署名した。これは、ベトナムの首都空港における安全性、信頼性及び利便性の向上ために、旅客ターミナルビルの建設及び付帯施設一式（道路・駐車場、手荷物処理システム、セキュリティシステム、下水処理システム、航空機燃料配給システム等）の整備の協力をを行うものである。
		x x i	◎平成26年3月、「航空保安設備整備計画」として、バングラデシュの4か所の空港において、航空機事故対策及びテロ対策のため、航空保安設備整備等（2,402百万円）を供与し、現在、同計画を実施している。
		x x ii	◎平成25年11月より、「テロ対策法制度強化計画（UN連携／UNODC実施）」にて、アルジェリアの司法・法執行機関の捜査・訴追・裁判等法執行能力向上のためのワークショップの開催や機材を供与すること等により、テロ対処能力向上支援（58百万円）を実施している。
		x x iii	◎平成26年3月に開催された「ハーグ核セキュリティ・サミット」に安倍総理が参加し、我が国の核テロ対策を表明した。
		i	◎（再掲：2-(6)-①-外-vii）インドネシアにおける技術協力プロジェクトである「航空安全政策向上プロジェクト」の実施。
		ii	◎（再掲：2-(6)-①-外-viii）ベトナム、ラオス及びカンボジアにおける技術協力プロジェクトである「東メコン地域次世代航空保安システムへの移行に係る能力開発プロジェクト」の実施。
		iii	◎（再掲：2-(6)-①-外-ix）インドネシアにおける技術協力プロジェクトである「海上交通保安能力向上プロジェクト」の実施。
		iv	◎（再掲：2-(6)-①-外-x i）フィリピンにおける技術協力プロジェクトである「海上法執行実務能力強化プロジェクト」の実施。
		v	◎（再掲：2-(6)-①-外-x ii）フィリピンにおける無償資金協力である「沿岸警備通信システム強化計画」の実施。
		vi	◎（再掲：2-(6)-①-外-x iii）ミャンマーにおける無償資金協力である「全国空港保安設備整備計画」の実施。
		vii	◎（再掲：2-(6)-①-外-x vi）マレーシアにおける技術協力プロジェクトである「海上保安実務能力および教育訓練制度向上プロジェクト」の実施。
		viii	◎（再掲：2-(6)-①-外-x ix）フィリピンにおける円借款である「フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化計画」の実施。
		ix	◎（再掲：2-(6)-①-外-x x）ベトナムにおける円借款である「ノイバイ国際空港第二旅客ターミナルビル建設計画」の実施。
		x	◎平成20年から、ケニア、ジブチ、タンザニア等海上保安機関関係者を対象とした本邦研修プログラム（「海上犯罪取締り研修」）を実施している。

	x i	◎平成25年5月から、対ジブチ技術協力プロジェクトである「沿岸警備隊能力拡充プロジェクト」を実施し（実施期間は2年間を予定）、海上保安分野の専門家をジブチに派遣している。
	x ii	◎平成26年3月、ジブチ沿岸警備隊に対し、海上保安能力向上を目的とした巡視艇の供与を決定した。
国土交通省	i	◎毎年度、航空保安セミナー（JICA集団研修）をJICAと協力して実施している。また、平成25年11月に、日ASEAN交通連携プロジェクトの航空保安専門家会合を実施し、国際的な航空保安体制強化への協力をを行っている。
海上保安庁	i	○JICAと協力して東南アジア諸国及びソマリア周辺海域の沿岸国から研修生を本邦に招聘するとともに海上保安庁職員を専門家として派遣し研修訓練を実施する予定である。
	内閣官房 警察庁 金融庁 公安調査庁 外務省 財務省 経済産業省 海上保安庁 防衛省	<p>i ◎（再掲：2-(5)-①-官警金公外財経海防-i）内閣情報会議開催に向けた作業の実施及び合同情報会議の開催。</p> <p>ii ◎（再掲：2-(5)-①-官警金公外財経海防-ii）総合的な分析結果（情報評価書）の報告。</p>
	内閣官房	<p>i ◎（再掲：2-(5)-③-官-i）平成26年度におけるテロ情報データベースの導入及び外国旅費の増額に係る経費の措置並びに画像分析体制の増員の措置。</p> <p>ii ◎平成26年1月、在留邦人や在外企業の安全の確保のための情報収集・発信能力の強化、官民連携・協力の抜本的強化、危機管理・即応体制の強化等の施策を取りまとめ、公表した。</p>
	警察庁	<p>i ◎（再掲：2-(5)-④-警-i）平成26年度における装備資機材の整備等に係る経費の措置。</p> <p>ii ◎（再掲：2-(5)-④-警-iv）派遣地域の言語や情勢に通じた要員の確保・養成。</p> <p>iii ◎（再掲：2-(5)-④-警-v）図上訓練の実施。</p>
	公安調査庁	<p>i ◎周辺国の社会情勢や国際テロ情勢等の情報収集を行い、関係機関、海外進出企業関係者等に適時・適切に提供している。</p> <p>ii ◎（再掲：2-(5)-③-公-i）「国際テロリズム要覧」の作成・配布及び要約版のホームページへの掲載。</p> <p>iii ◎（再掲：2-(2)-①-公-ii）平成26年度におけるテロ関連情報収集等の強化に係る経費の措置。</p>
③ 在外邦人保護のための情報収集・分析機能の強化、情報共有体制の整備	i	◎（再掲：2-(5)-③-外-i）平成26年度における公開情報収集体制の強化のための経費の措置。
	ii	◎（再掲：2-(5)-③-外-ii）平成26年度における海外情報機関との重層的な関係の構築のための経費の措置。
	iii	◎（再掲：2-(5)-③-外-iii）平成26年度における北アフリカ・サヘル地域の恒常的フォローの確保のための経費の措置。

		iv	◎（再掲：2－(5)－③－外－iv）平成26年度における情報分析能力の強化のための経費の措置。
		v	◎（再掲：2－(5)－③－外－v）平成26年度における国際テロ情勢及び中東・アフリカ地域における情報収集・分析能力の強化のための増員の措置。
	外務省	vi	◎平成26年度において、在アルジェリア邦人に対するテロ事件にかかる検証報告書の指摘等を踏まえ、本省において海外進出企業及び海外安全関係団体との情報共有等を実施するため海外安全官民協力会議及び在外において在留邦人を対象とした安全対策連絡協議会を開催するための経費（956千円）を措置した。
		vii	◎平成26年度において、アジア、中東、アフリカ及び中南米地域の首都及び地方都市において、在留邦人に対して危機管理・安全対策に関する啓発を図るためのセミナーを行うため、遠隔地等在外邦人の安全対策に係る経費（70百万円）を措置した。
		viii	◎平成26年度において、国内の首都圏あるいは地方圏の中核都市において、海外進出企業等に対してテロ・誘拐を始めとする様々なリスクに関する危機管理能力の向上を図るためのセミナーを開催するため、官民安全対策セミナー開催経費（288千円）を措置した。
	経済産業省	ix	◎平成26年度において、危機管理会社の提供するテロ・誘拐等への対応に関するフィールド型訓練に官民合同で参加するため、テロ・誘拐対策実地訓練関係経費（5百万円）を措置した。
	海上保安庁	i	◎（再掲：2－(5)－①－海－i）平成26年度における警備情報収集・分析体制の強化等に係る経費の措置。
	防衛省	i	◎（再掲：2－(5)－①－防－i）国際情勢に係る調査研究、分析機能の強化及び関係機関との情報共有。
④ 「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上の協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（仮称）」の締結	警察庁 法務省 外務省	i	◎「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上の協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」に署名し、第186回国会へ提出し、平成26年6月に同協定の締結について承認を得た。
	警察庁 外務省	i	◎「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上の協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律案」を第186回国会へ提出し、平成26年5月に成立した。
（7）大量破壊兵器等の国境を越える脅威に対する対策の強化			
	内閣官房 警察庁 公安調査庁 外務省 財務省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 海上保安庁 防衛省	i	◎「PSI」（拡散に対する安全保障構想）に関し、平成30年に我が国が訓練の主催国となることを見据え、また、26年8月の米国主催PSI阻止訓練「Fortune Guard 2014」において我が国として可能な貢献を行うべく、計画会合へ積極的に参加し、また、同年5月の「OEG」（米国主催オペレーション専門家会合）へも参加した。こうした他国主催の訓練への参加、関連会合への出席、アウトリーチ等を通じて、大量破壊兵器等の拡散防止のため、我が国の取組を向上するとともに関係国との連携を強化している。

① 大量破壊兵器等の拡散防止に向けた取組の強化

内閣官房	i	◎国内外の関係機関との連携を強化し、関連情報の収集及び分析に努めた。収集した情報及び分析結果は、適宜、関係省庁と共有するなど、拡散防止体制の強化に積極的に取り組んだ。
警察庁	i	◎平成26年3月に第3回核セキュリティサミットが開催されるなど、大量破壊兵器関連物資等の拡散が国家安全保障上の重大な関心事項となっていることを踏まえ、警察ではこの種の不正輸出事案の事件化を推進するとともに、「PSI」（拡散に対する安全保障構想）にも積極的に取り組んでいる。
	ii	◎平成22年5月の閣議において、対北朝鮮措置の執行に当たり、第三国を経由した迂回輸出入等を防ぐため、関係省庁間の連携を一層緊密にし、更に厳格な対応を行うこととされたことを受け、警察では、対北朝鮮措置に係る違法行為の取締りを徹底している。
公安調査庁	i	◎我が国から拡散懸念国等に対する大量破壊兵器及び通常兵器への転用が可能な汎用品の不正輸出等について、情報収集及び国内外の関係機関との連携強化を行い、得られた情報を関係機関に適時・適切に提供している。
	ii	◎平成26年度において、北朝鮮等の拡散懸念国等による大量破壊兵器関連物資等の不正調達等に関する情報収集の強化に係る経費（2,238百万円の内数）を措置した。
外務省	i	◎平成26年6月、我が国は、「核物質の防護に関する条約の改正」の受諾書をIAEA事務局長に寄託した。
	ii	◎5つの国際的な輸出管理レジームへの対応や、平成15年以降のアジア輸出管理セミナー開催等を実施し、アウトリーチを通じた輸出管理強化に貢献している。
	iii	◎平成15年11月以降、「ASTOP」（アジア不拡散協議）を開催し、アジアにおける不拡散の取組強化について協議している。
経済産業省	i	◎平成21年度に一部改正を行った「外国為替及び外国貿易法」に基づき、大量破壊兵器関連物資等に関する貨物及び技術についての安全保障貿易管理の徹底、関連する政省令の改正等の所要の措置を実施している。
	ii	◎国内外の関係機関と連携し、安全保障貿易管理を厳格に実施するほか、輸出関連企業や大学・研究機関等に対し、安全保障貿易管理制度の説明会を全国で開催するなど、制度の普及啓発に努めている。
	iii	◎平成25年度において、安全保障貿易管理の厳格な実施のための調査及びアジア各国に対する輸出管理制度の理解促進のための普及啓発等のため、安全保障貿易管理事業の委託に係る経費（181百万円）を措置した。平成26年度も引き続き調査及び普及啓発等を図ることとしている。
海上保安庁	i	◎平成22年7月、「国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法」が施行されたことに伴い、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、実動訓練を実施するなど、同法による措置の実効性の確保を図ることとしている。
原子力規制庁	i	◎核物質防護条約の改正内容を担保するための法制上の措置を講ずるため、「放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」を改正した（平成26年4月公布）。
内閣官房	i	◎ソマリア海賊の動向等に係る情報共有を図るため、「ソマリア沖・アデン湾における海賊対処に関する関係省庁連絡会」（内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）が主宰し、関係省庁が参画）を定期的に開催している。

	ii	◎ソマリア海賊の動向や我が国の取組みとその成果等を概括することを目的として、例年、「海賊対処レポート」をとりまとめ、内閣官房ホームページにおいて公表している。
警察庁	i	◎平成25年11月「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法第16条第4項の規定による都道府県公安委員会への通知に関する命令」（平成25年内閣府、国土交通省令第5号）を制定したところ、同命令を受け、特定警備が実施されている特定日本船舶において、小銃及び実包が亡失し、又は盗み取られた場合に、船長から届出を受けた国土交通大臣は、都道府県公安委員会に速やかにその旨を通知することとしている。
法務省	i	◎ソマリア沖・アデン湾における海賊対処事案についての国際会議に出席し、また、国内では関係省庁と連絡を取るなどして、定期的に海賊対処事案についての情報交換を行っている。なお、平成23年3月にインド洋オマーン沖で発生した海賊事案において、東京地方検察庁が初めて「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」を適用し、海賊4人につき、同法違反の罪で東京地方裁判所へ公判請求した。本件については、海賊4人に実刑判決が言い渡され、26年1月までに2人が確定、残りの2人が上訴審係属中である。
外務省	i	◎（再掲：2-(6)-①-外一ix）インドネシアにおける技術協力プロジェクトである「海上交通保安能力向上プロジェクト」の実施。
	ii	◎（再掲：2-(6)-①-外一x i）フィリピンにおける技術協力プロジェクトである「海上法執行実務能力強化プロジェクト」の実施。
	iii	◎（再掲：2-(6)-①-外一x ii）フィリピンにおける無償資金協力である「沿岸警備通信システム強化計画」の実施。
	iv	◎（再掲：2-(6)-①-外一x vi）マレーシアにおける技術協力プロジェクトである「海上保安実務能力および教育訓練制度向上プロジェクト」の実施。
	v	◎（再掲：2-(6)-①-外一x ix）フィリピンにおける円借款である「フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化計画」の実施。
	vi	◎（再掲：2-(6)-②-外一x）ケニア、ジブチ、タンザニア等海上保安機関関係者を対象とした本邦研修プログラム（「海上犯罪取締り研修」）の実施。
	vii	◎（再掲：2-(6)-②-外一x i）対ジブチ技術協力プロジェクトである「沿岸警備隊能力拡充プロジェクト」の実施。
	viii	○（再掲：2-(6)-②-外一x ii）ジブチ沿岸警備隊に対する、海上保安能力向上を目的とした巡視艇の供与の決定。
農林水産省	i	◎我が国の遠洋漁船に対し、危険海域等の情報提供及び指導を実施している。
国土交通省	i	◎自衛隊の海賊対処行動に係る船社からの護衛申請の窓口や護衛対象船舶の選定を一元的に実施している。
	ii	◎平成25年11月に「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法」が施行されたことに伴い、同法に基づく民間武装警備員による乗船警備を開始した。
	i	◎平成26年度において、海賊対策の推進に係る経費（102百万円）を措置した。
	ii	◎平成25年11月、「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法」が施行されたことに伴い、同法の的確な運用を実施するため、26年4月から海賊対策室に特定警備管理係（2名）を新設した。

海上保安庁	iii	◎海賊対処のためソマリア沖・アデン湾に派遣された護衛艦に海上保安官を同乗させている。
	iv	◎ソマリア周辺海域、東南アジア海域等の沿岸国の海上保安機関との連携強化及び同機関職員の法執行能力向上のため、巡視船や航空機を派遣し、連携訓練、職員に対する研修、関係機関への職員派遣等を実施している。
防衛省	i	◎平成21年3月、海上警備行動を発令し、同月にはソマリア沖・アデン湾に護衛艦2隻を、同年5月には固定翼哨戒機P-3C2機を、それぞれ派遣した。また、同年7月、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」が施行されたことに伴い、海賊対処行動を発令し、同法に基づき民間船舶を護衛するとともに、引き続きP-3Cによる警戒監視活動等を実施している。昨年12月から、水上部隊が、これまでの船舶の護衛に加え、「CTF151」（21年1月に設置された海賊対処のための連合任務部隊。米国、豪州、英国、トルコ、韓国、パキスタン等が参加）に参加してゾーンディフェンスを実施しており、本年2月からは、航空隊もCTF151に参加している。
	ii	◎平成26年度において、ソマリア沖・アデン湾における自衛隊による海賊対処に係る経費（3,667百万円）を措置した。

(8) 北朝鮮による日本人拉致容疑事案等への対応

① 拉致問題解決のための政府一体となつた取組の推進	内閣官房	i	◎平成25年1月、拉致問題に関する対応を協議し、同問題の解決のための戦略的取組及び総合的対策を推進するため、全ての国務大臣から構成される「拉致問題対策本部」を設置し、政府一体となつた取組を推進する体制を整備した。「対話と圧力」の方針を貫き、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しに向けて、引き続き全力を尽くしていくこととしている。また、26年度において、拉致問題解決のための政府一体となつた取組の推進に係る経費（1,265百万円）を措置した。
		i	◎「拉致問題対策本部」が策定した「拉致問題の解決に向けた方針と具体的な施策」に基づく取組の一環として、各都道府県警察において、北朝鮮人権侵害問題啓発週間等あらゆる機会を通じ、啓発ポスターの掲示や啓発チラシの配布、ラジオ・テレビを活用した広報活動等、拉致問題に関する各種啓発活動を実施した。
	法務省	i	◎法務省の人権擁護機関では、「北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、1年を通して全国各地で、講演会の開催、新聞・広報紙による広報等の啓発活動を実施している。なお、平成25年度北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日から同月16日までの間）においては、拉致問題対策本部と法務省の共催によるシンポジウムを開催するとともに拉致問題対策本部と法務省の共催、文部科学省の後援によるコンサートを開催したほか、同週間の周知を目的としたインターネットバナー広告、交通広告、全国の地方新聞紙における広告の実施、関係府省庁、地方公共団体と連携したポスターの掲出等、同週間にふさわしい活動に取り組んだ。
	公安調査庁	i	◎内閣官房拉致問題対策本部事務局と連携しつつ、拉致被害者の安否・動静等に関する情報や北朝鮮の動向に関する情報の収集を行い、関係機関に適時・適切に提供している。

② 北朝鮮による拉致容疑事案等の解決のための情報収集及び分析機能の強化	外務省	i	◎関係省庁と協力しつつ、米国や韓国といった関係国と緊密に連携しながら、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核及びミサイルといった諸懸案の包括的な解決に向けた外交努力を継続している。
		ii	◎平成18年度以降、「拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告」を作成し、同取組を国会提出及び公表している。
	文部科学省	i	◎平成25年度において、アニメ「めぐみ」等の北朝鮮による日本人拉致問題啓発に関する映像作品の活用促進を図るため、内閣官房拉致問題対策本部が全国の学校にアニメ「めぐみ」のDVDを配布することに合わせ、学校において児童生徒がDVDをより活用し易い環境作りを進めるよう、教育委員会等に対して依頼を行った。 ◎教育現場等における拉致問題啓発のため、文部科学省関係機関への啓発ポスター等の配布や、拉致問題対策本部主催のイベントへの広報協力を実施している。
		ii	◎平成14年から、第一、二、七、八、九及び十管区に「拉致容疑事案調査室」を設置し、拉致の疑いがあるとされている事案の事実関係等の調査等を行っている。
	海上保安庁	i	◎拉致問題の解決を図るに当たっては、国民的な关心や世論を盛り上げることが不可欠であるとのことから、拉致問題対策本部において作成した拉致問題啓発ポスターを日本全国の防衛省・自衛隊関係機関において掲示したほか、拉致問題啓発演劇公演のチラシ、ポスターを公演する地域の自衛隊関係機関において掲示・配布した。
	防衛省	i	◎北朝鮮による拉致容疑事案等の真相解明に向けて、国内外における情報収集を強化し、関連情報の収集及び分析に努めている。
		ii	◎平成26年度において、情報収集・分析体制の抜本的強化のため、拉致被害者等に係る安否情報及びその関連情報の収集・分析等に係る経費（899百万円）を措置した。
	内閣官房	i	◎外国に所在する関係機関との緊密な情報交換を実施し、情報収集の強化を図った。また、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案について、「特別指導班」が各都道府県警察を巡回して、担当官への具体的な指導や関連場所の実地調査を実施するなど、事案の真相解明に向け、継続的に捜査・調査を推進している。
	警察庁	i	◎（再掲：2-(5)-(3)-法-i）関係機関と連携した情報収集体制等の強化。
	法務省	i	◎平成15年10月付けて「『日本人拉致』に関する特別調査本部」を設置し、拉致被害者の安否・動静等に関する情報や北朝鮮の動向に関する情報を収集し、関係機関に適時・適切に提供している。
	公安調査庁	i	◎米国及び韓国を始めとする関係国と緊密に連携しつつ、重大な関心を持って北朝鮮の動向に関する情報収集・分析を実施している。
	外務省	i	◎（再掲：2-(8)-(1)-海-i）第一管区等への「拉致容疑事案調査室」の設置による拉致の疑いがあるとされている事案の事実関係等の調査等の実施。
	海上保安庁	ii	◎（再掲：2-(5)-(1)-海-i）平成26年度における警備情報収集・分析体制の強化等に係る経費の措置。
	防衛省	i	◎日本周辺海域を通行する船舶に対する監視活動や北朝鮮の動向に関する情報収集・分析を実施している。
		i	◎北朝鮮と外交関係を有しつつ我が国とも友好関係にある国との間で積極的に連携を追求しており、これらの国の指導的地位にある関係者に対し、拉致問題解決への協力を求めていく。

③ 拉致問題の解決に向けた外交交渉の継続	内閣官房	ii	◎本年4月に開催された、北朝鮮の人権問題について議論する国連安保理メンバーによる非公式の対話である「アリアフォーミュラ会合」に、増元「家族会」事務局長に参加いただき、拉致被害者御家族の声を安保理メンバー等に直接届けるなど、「COI」（北朝鮮における人権に関する国連調査委員会）が公表した最終報告書の着実なフォローアップのための取組を実施してきている。
		i	◎平成25年11月、日本とEUが共同で提出した北朝鮮人権状況決議（拉致問題への言及を含む。）が、国際連合総会第3委員会で採択され、同年12月、同総会本会議で採択された。
	外務省	ii	◎平成25年3月の人権理事会において、日本とEUが共同で提出した北朝鮮人権状況決議によって、「COI」（北朝鮮における人権に関する国連調査委員会）の設置が決定された。同年8月末のCOI訪日において最大限の協力を行ったほか、26年3月、COIの報告書を最大限反映させたこれまで以上に強い内容の決議をEUと共に提出し、これが人権理事会で採択された。
		iii	◎平成26年7月、同年5月末の日朝合意のフォローアップを目的として行われた日朝政府間協議にて、北朝鮮側から、拉致被害者び拉致の疑いが排除されない行方不明の方々を含む全ての日本人に関する問題の包括的かつ全面的な調査を行うための特別調査委員会の組織、構成、責任者等に関する説明があり、協議後、北朝鮮側は特別調査委員会の立ち上げと調査の開始を発表した。
		iv	◎平成26年3月の日米韓首脳会談では、三首脳で北朝鮮情勢について意見交換を行い、安倍総理から拉致問題について米国及び韓国と連携して対応していく旨述べ、他の両首脳の理解を得た。また、同首脳会談のフォローアップとして同年4月に実施した日米韓三か国会合でも、米国及び韓国から拉致問題についての支持と理解を得た。その他、総理や外相レベルでの会談で各国の協力を働きかけた。
④ 北朝鮮による人権侵害問題に関する啓発活動の推進	法務省	i	◎再掲：2-(8)-(1)-法-i) 法務省の人権擁護機関における啓発活動の実施。
3 犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進			
(1) 対象者の特性に応じた指導及び支援の強化			
① 少年・若年者等に対する指導及び支援の充実強化	警察庁	i	◎問題を抱え非行に走る可能性のある少年及びその保護者に対して警察から定期的・継続的に連絡し、その求めに応じた指導・助言や少年の状況に応じた体験活動等を実施するとともに就学・就労の支援を行うことを内容とする「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を推進している。
	法務省	i	◎平成25年度から少年鑑別所において、再非行の可能性等を定量的に把握するために、「法務省式ケースアセスメントツール」の運用を開始した。
		ii	◎平成26年度において、「法務省式ケースアセスメントツール」の実施等に係る経費（7百万円）を措置した。
		iii	◎少年鑑別所の専門的知識等を活用した、地域社会における非行及び犯罪の防止に資する相談業務を行っている。
		iv	◎平成26年度において、少年鑑別所の専門的知識等を活用した、地域社会における非行及び犯罪の防止に資する相談業務の推進に係る経費（4百万円）を措置した。
		v	◎少年院において、家庭裁判所、地方検察庁、保護観察所等の関係機関と連携し、在院者を対象とした「処遇ケース検討会」を開催している。

		vi	◎平成26年度において、保護者の監督・監護力の強化のため、保護者用のハンドブックの作成等に係る経費（11百万円）を措置した。
		vii	◎平成26年度において、保護者の監督・監護力の強化のため、保護者用のハンドブックの作成及び保護観察対象者の保護者等を対象とした保護者会の実施等に係る経費（3百万円）を措置した。
	法務省 文部科学省	i	◎少年院において、高等学校卒業程度認定試験の有用性を周知し、積極的な活用を推進している。
	厚生労働省	i	◎平成26年度において、児童自立支援施設等における児童の自立支援に係る経費（95,857百万円の内数）を措置した。
	内閣府	i	◎（再掲：1-(3)-③-府-iii）「青少年の非行・被害防止全国強調月間」及び「子ども・若者育成支援強調月間」の実施。
		ii	◎（再掲：1-(3)-③-府-vi）青少年インターネット環境整備推進課長会議、少年非行対策課長会議、薬物乱用対策推進課長会議等の各種会議の効果的な開催、地方公共団体との連携・情報共有等の推進。
	警察庁 文部科学省	i	◎平成24年10月、「非行少年を生まない社会づくりの一層の推進について」を各都道府県警察に発出し、少年の規範意識の向上や少年と社会との絆の強化のため、非行防止教室の開催、少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動の実施、少年を見守る社会気運の醸成に向けた取組等を推進することを内容とする「非行少年を生まない社会づくり」の一層の推進を図っている。
	警察庁	i	◎退職した警察官等を警察署等に配置し、担当する学校への訪問活動等を行わせることにより、学校等における児童等の安全確保対策や少年の非行防止、立直り支援等を行う「スクールサポーター制度」の拡充を推進し、平成26年度地方財政計画において、スクールサポーター導入に要する経費（3,721百万円）を措置した。
		ii	◎全都道府県警察に設置した少年サポートセンターを中心に、関係機関、少年警察ボランティア等と連携した少年相談、街頭補導、立ち直り支援等を推進している。
		iii	◎平成26年1月、少年の立ち直り・健全育成のための大学生ボランティアの募集促進に資するポスター及びリーフレットを作成し、各都道府県警察に配布した。
		iv	◎平成26年5月、少年課長通達「平成26年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」の実施等について」を各都道府県警察に発出し、同年7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」の取組への協力、積極的な広報啓発等を指示した。また、同月間の啓発ポスターを関係府省、都道府県、各都道府県警察、関係団体等へ配布し、少年の非行・被害防止の広報啓発を推進した。
		v	◎平成26年2月、「進学・進級時における少年の非行及び犯罪被害防止対策の推進について」を各都道府県警察に発出し、インターネットカフェ、カラオケボックス等における補導活動の強化、有害図書類等の営業者に対する指導・要請、飲酒・喫煙の防止に関する広報啓発活動の強化等を指示した。
		vi	◎各都道府県警察において、一般社団法人日本カラオケボックス協会連合会加盟協会が行う講習を通じ、カラオケボックスに対し、少年の健全育成に向けた措置を講じるよう要請を行っている。
		vii	◎平成26年5月に「全国少年警察担当課長会議」を開催したほか、同年7月以降各種研修会を開催し、各都道府県警察の幹部及び担当警察官に対し、少年の特性に配慮した捜査・調査について指示するなど、その徹底を図る予定である。

② 少年非行対策の推進

	viii	◎平成26年度において、各都道府県警察の少年事件捜査担当者を対象とした「少年警察実践塾」の実施に係る経費（1百万円）を措置した。
	ix	◎（再掲：3－(1)－①－警－i）「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」の推進。
	x	◎平成26年度において、最近の少年非行の実態把握と効果的な非行防止対策に関する研究に係る経費（2百万円）を措置した。
法務省	i	◎少年院出院者の就労支援を行うため、少年院10庁（平成25年度に1庁、26年度に9庁）に新たに就労支援スタッフを配置した。
	ii	◎平成26年度において、少年院出院者の就労支援を行うため、少年院への就労支援スタッフの配置等に係る経費（28百万円）を措置した。
	iii	◎平成26年度において、少年院への社会福祉士及び精神保健福祉士の配置等に係る経費（70百万円）を措置した。
	iv	◎平成25年度に引き続き、26年度も地域の保護司が、警察や児童相談所等関係機関・団体で構成される少年サポートチームの一員として、非行少年の立直りや非行防止のための活動を行うほか、保護司、更生保護女性会員及びBBS会員による地域住民からの犯罪や非行に関する相談への対応等、地域社会における非行防止のための取組を実施している。
	v	◎平成26年度において、「学校連携担当保護司」による非行防止教室の開催、問題を抱えた生徒の指導についての保護司と教師との協議の実施等、少年の規範意識の向上を目的とした保護司と中学校との行動連携等に係る経費（52百万円）を措置した。
	vi	◎平成26年度において、地域社会における非行防止の取組の推進に係る経費（511百万円）を措置した。
	vii	◎高齢者・障がい者に対する法的支援業務を遂行する中で、自ら法的問題を抱えていることを認識する能力が十分でなかったり、意思疎通が困難であったりするなどの理由で自ら法的援助を求めることができない高齢者・障がい者に対する司法ソーシャルワークの取組について、検証調査で得られたデータや地域のニーズ等の把握に基づく事業計画及び具体的目標を平成26年度中に策定した上で、27年度以降、効率的かつ効果的に実施することとしている。
法務省	i	◎入所中から福祉の支援が必要な者の選定及びニーズの把握、福祉の申請手続等の援助を行うため、刑事施設69庁に社会福祉士を、刑事施設8庁に精神保健福祉士をそれぞれ配置し、社会生活に適応するための働き掛けを行っている。
	ii	◎平成26年度において、自立が困難な被収容者に対する福祉的支援の充実強化のため、刑事施設への新たな福祉専門官の増員（12人）を措置した。
	iii	◎平成26年度において、刑事施設における高齢受刑者の身体的機能等の回復及び社会復帰支援等に係る経費（493百万円）を措置した。
	iv	◎出院前から福祉の支援が必要な者の選定及びニーズの把握、福祉の申請手續等の援助を行うため、少年院14庁に社会福祉士又は精神保健福祉士を配置し、社会生活に適応するための働き掛けを行っている。
	v	◎（再掲：3－(1)－②－法－iii）平成26年度における少年院への社会福祉士及び精神保健福祉士の配置等に係る経費の措置。
	vi	◎平成26年度において、発達上の課題を抱える少年に対する処遇プログラム実施のため、少年院6庁に、法務技官（心理専門職）を配置した。
	vii	③ 高齢又は障害により福祉の支援が必要な者に対する取組の推進

		viii	○高齢又は障害のため、自立した生活を送ることが困難な被収容者が円滑に社会復帰するため、理学療法士の刑事施設への配置の拡大を検討している。
		ix	○平成25年度に引き続き、26年度も地域生活定着支援センターその他の公共の衛生福祉に関する機関との積極的な連携により、高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等を、各矯正施設及び保護観察所において実施している。
		x	○平成26年度において、福祉機関等との事前調整による充実した更生緊急保護の試行に係る経費（1百万円）を措置した。
④ 女性特有の問題に着目した指導及び支援の充実強化	厚生労働省	i	○平成21年度から、高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設出所者等に対し、都道府県に設置された地域生活定着支援センターが地域の関係機関等と連携して支援を行う「地域生活定着促進事業」を実施している。（平成25年度実績：矯正施設入所中の人への支援（1,234人）、矯正施設出所後の人への支援（1,430人））
		ii	○平成26年4月から、「矯正施設等に入所等している障害者」を新たに「地域移行支援」（障害者支援施設等に入所等している障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の便宜を供与すること）の対象とした。
⑤ 薬物事犯者に対する指導及び支援の充実強化	法務省	i	○平成26年度において、女子受刑者の矯正や再犯防止の強化のため、女子刑事施設3庁におけるモデル事業として、外部専門家等との連携による女子受刑者処遇の充実に係る経費（38百万円）を措置した。
		ii	○平成26年度において、女子受刑者特有の課題への対応要領プログラム策定に係る検討会を開催するための経費（6百万円）を措置した。
		iii	○平成25年度において、被虐待体験を含む女子少年の特性に対応する処遇プログラムを策定した。
		iv	○平成26年度において、女子少年特有の処遇ニーズに対応した指導プログラムを試行するための経費（5百万円）を措置した。
		v	○平成26年度において、女子被収容者処遇充実等に係る経費（20百万円）を措置した。
⑤ 薬物事犯者に対する指導及び支援の充実強化	法務省	i	○平成25年度において、刑事施設における薬物依存離脱指導の充実を図るため、パイロット施設等における薬物依存回復プログラム研修会を実施した。
		ii	○平成25年度に引き続き、26年度において、刑事施設における薬物依存離脱指導の充実を図るため、国立精神・神経医療研究センター研修への参加等にかかる経費（171百万円）を措置した。
		iii	○平成25年度において、薬物依存離脱指導実施状況調査等を実施し、現行プログラムの問題の解消や見直しのための検討をした上で、プログラムの内容及び運用の修正を行った。
		iv	○平成25年度に引き続き、26年度において、薬物依存離脱指導実施状況調査等を実施するための経費（6百万円）を措置した。
		v	○平成26年度において、少年院4庁を新たに重点指導施設に指定するとともに、重点指導施設8庁において、矯正教育プログラム（薬物非行）を実施するための経費（16百万円）を措置した。

	<p>vi ○平成26年度において、重点指導施設における矯正教育プログラム（薬物非行）実施のため、少年院4庁に、法務技官（心理専門職）を配置した。</p> <p>vii ○平成26年度において、薬物事犯者に対する保護観察等の充実強化のため、専門的処遇プログラムの実施（20年度から実施）や、法務大臣が指定した更生保護施設への専門スタッフの配置による薬物依存からの回復のための重点的な処遇を実施する取組（25年度から実施）等に係る経費（225百万円）を措置した。</p> <p>viii ○平成26年度において、更生保護施設における薬物事犯者等の受入れを促進するため、更生保護委託費への加算（24年度から実施）に係る経費（290百万円）を措置した。</p>
⑥ 性犯罪者等再犯防止の必要性の高い者に対する指導及び支援の充実強化	<p>厚生労働省 厚生労働省 i ○平成26年度において、薬物依存症を含む依存症の治療及び回復支援を目的として、依存症の治療拠点機関整備に係る経費（12百万円）を措置した。</p>
	<p>警察庁 警察庁 i ○「子ども対象・暴力的性犯罪」を犯して収容されていた者が出所するに際して、法務省から情報提供を受け、出所後の居住地確認や同意を前提とした面談を取り入れるなど再犯防止措置を講じている。</p>
	<p>法務省 法務省 i ○平成25年度に外部有識者を招へいして開催した「効果的な性犯罪者処遇に関する検討会」の結果を踏まえ、今後の性犯罪者等再犯防止の必要性の高い者に対する指導及び支援の充実化に関する方策を検討している。</p> <p>ii ○平成26年度において、刑事施設における性犯罪者処遇プログラム受講待機者解消のための施設間連携強化及びプログラム受講刑期の不足者に対する教材開発等に係る経費（136百万円）を措置した。</p>
	<p>iii ○（再掲：3-(1)-⑤-法-i）平成25年度における現行プログラムの内容及び運用の修正。</p> <p>iv ○（再掲：3-(1)-⑤-法-iv）平成26年度における薬物依存離脱指導実施状況調査等を実施するための経費の措置。</p> <p>v ○平成26年度において、少年院の重点指導施設における矯正教育プログラム（性非行）による専門的な指導等を実施するための経費（14百万円）を措置した。</p> <p>vi ○平成26年度において、重点指導施設における矯正教育プログラム（性非行）実施のため、少年院2庁に、法務技官（心理専門職）を配置した。</p> <p>vii ○平成25年度に引き続き、26年度において、性犯罪をした者に対する保護観察等の充実強化のため、専門的処遇プログラムを実施している（20年度から実施）。</p>
	<p>法務省 法務省 i ○平成26年度において、刑事施設における一般改善指導である「アルコール依存回復プログラム」の充実を図るため、同プログラムの試行庁を2庁追加したことによりした経費（8百万円）を措置した。</p> <p>ii ○平成26年度において、刑事施設における一般改善指導である「暴力防止プログラム」を4庁において試行する経費（4百万円）を措置した。</p> <p>iii ○（再掲：3-(1)-⑤-法-iii）平成25年度における現行プログラムの内容及び運用の修正。</p> <p>iv ○（再掲：3-(1)-⑤-法-iv）平成26年度における薬物依存離脱指導実施状況調査等を実施するための経費の措置。</p> <p>v ○平成25年度において、外部有識者等を招へいして、「成人用一般リスクアセスメントツール（仮称）」の開発会議を開催し、試行案を策定した。</p>

<p>⑦ 暴力等の問題性が大きい対象者への指導及び支援の充実強化</p>	<p>法務省</p> <table border="1"> <tr> <td>vi</td><td>◎平成26年度において、「成人用一般リスクアセスメントツール（仮称）」の試行案を見直すため等の経費（3百万円）を措置した。</td></tr> <tr> <td>vii</td><td>◎平成25年度から、「矯正教育充実化検討会議」を開催し、専門家の助言を得て、暴力的であったり、交友面に難があるといった問題を抱える在院者に対する教育プログラムを策定した。</td></tr> <tr> <td>viii</td><td>◎平成26年度において、暴力的であったり、交友面に難があるといった問題を抱える在院者の各種指導体制を充実させるための経費（4百万円）を措置した。</td></tr> <tr> <td>ix</td><td>◎平成25年度に引き続き、26年度において、少年院在院者に自己有用感を体得させるための社会貢献活動の体系化を図るため、少年院において実施している活動の実情調査の実施に係る経費（4百万円）を措置した。</td></tr> <tr> <td>x</td><td>◎平成25年度に引き続き、26年度において、暴力犯罪をした者に対する保護観察等の充実強化のため、専門的処遇プログラムを実施（20年度から実施）するとともに、同年度において、同プログラムの見直しに係る経費（1百万円）を措置した。</td></tr> </table>	vi	◎平成26年度において、「成人用一般リスクアセスメントツール（仮称）」の試行案を見直すため等の経費（3百万円）を措置した。	vii	◎平成25年度から、「矯正教育充実化検討会議」を開催し、専門家の助言を得て、暴力的であったり、交友面に難があるといった問題を抱える在院者に対する教育プログラムを策定した。	viii	◎平成26年度において、暴力的であったり、交友面に難があるといった問題を抱える在院者の各種指導体制を充実させるための経費（4百万円）を措置した。	ix	◎平成25年度に引き続き、26年度において、少年院在院者に自己有用感を体得させるための社会貢献活動の体系化を図るため、少年院において実施している活動の実情調査の実施に係る経費（4百万円）を措置した。	x	◎平成25年度に引き続き、26年度において、暴力犯罪をした者に対する保護観察等の充実強化のため、専門的処遇プログラムを実施（20年度から実施）するとともに、同年度において、同プログラムの見直しに係る経費（1百万円）を措置した。														
vi	◎平成26年度において、「成人用一般リスクアセスメントツール（仮称）」の試行案を見直すため等の経費（3百万円）を措置した。																								
vii	◎平成25年度から、「矯正教育充実化検討会議」を開催し、専門家の助言を得て、暴力的であったり、交友面に難があるといった問題を抱える在院者に対する教育プログラムを策定した。																								
viii	◎平成26年度において、暴力的であったり、交友面に難があるといった問題を抱える在院者の各種指導体制を充実させるための経費（4百万円）を措置した。																								
ix	◎平成25年度に引き続き、26年度において、少年院在院者に自己有用感を体得させるための社会貢献活動の体系化を図るため、少年院において実施している活動の実情調査の実施に係る経費（4百万円）を措置した。																								
x	◎平成25年度に引き続き、26年度において、暴力犯罪をした者に対する保護観察等の充実強化のため、専門的処遇プログラムを実施（20年度から実施）するとともに、同年度において、同プログラムの見直しに係る経費（1百万円）を措置した。																								
<p>(2) 協力雇用主、更生保護施設等への支援強化を含む住居と就労の確保による社会復帰支援の充実</p> <p>① 行き場のない刑務所出所者等の住居の確保の推進</p> <p>② 就労支援の推進</p>	<p>法務省</p> <table border="1"> <tr> <td>i</td><td>◎（再掲：3-(1)-③-法-ix）矯正施設収容中の生活環境の調整の充実強化等。</td></tr> <tr> <td>ii</td><td>◎平成26年3月、少年院在院者の円滑な社会復帰に向けた生活環境の調整等の充実強化について、少年鑑別所、少年院及び保護観察所に対して指示した。</td></tr> <tr> <td>iii</td><td>◎平成26年度において、更生保護施設及び自立準備ホームにおける受入れの促進に係る経費（4,450百万円）を措置した。</td></tr> </table> <p>法務省</p> <table border="1"> <tr> <td>i</td><td>◎平成18年度以降、順次、就労支援スタッフの配置によるキャリアコンサルティングを実施している。</td></tr> <tr> <td>ii</td><td>◎平成26年度において、新たに1庁に就労支援スタッフを配置するとともに、就労支援に理解のある企業の担当者による講話に係る経費（4百万円）を措置した。</td></tr> <tr> <td>iii</td><td>◎平成25年度において、刑事施設の職業訓練を強化するため、一部刑事施設において、ビジネススキル科を新たに開設するとともに、既存職業訓練種目であるフォークリフト運転科等を設置している刑事施設を拡充した。</td></tr> <tr> <td>iv</td><td>◎平成26年度において、一部刑事施設において医療事務科を新たに開設するとともに、既存職業訓練種目であるCAD技術科等を設置している刑事施設を拡充するため、刑事施設の職業訓練に係る経費（380百万円）を措置した。</td></tr> <tr> <td>v</td><td>◎（再掲：3-(1)-②-法-i）少年院への就労支援スタッフの配置。</td></tr> <tr> <td>vi</td><td>◎（再掲：3-(1)-②-法-ii）平成26年度における少年院への就労支援スタッフ配置に係る経費の措置。</td></tr> <tr> <td>vii</td><td>◎平成26年度において、矯正施設在所中から就労後の職場定着まで継続的かつきめ細やかな支援を行う「更生保護就労支援事業」を新規展開するための経費（150百万円）を措置した。</td></tr> <tr> <td>viii</td><td>◎平成25年度に引き続き、26年度において、地方公共団体に対し、保護観察対象者を非常勤職員として雇用する取組について働き掛けを行っている。</td></tr> <tr> <td>ix</td><td>◎平成26年度において、刑務所出所者等の就労・自立に理解を示すソーシャル・ファームの開拓及び連絡会議の実施のため、ソーシャル・ファームの開拓及び連携確保に係る経費（1百万円）を措置した。</td></tr> </table>	i	◎（再掲：3-(1)-③-法-ix）矯正施設収容中の生活環境の調整の充実強化等。	ii	◎平成26年3月、少年院在院者の円滑な社会復帰に向けた生活環境の調整等の充実強化について、少年鑑別所、少年院及び保護観察所に対して指示した。	iii	◎平成26年度において、更生保護施設及び自立準備ホームにおける受入れの促進に係る経費（4,450百万円）を措置した。	i	◎平成18年度以降、順次、就労支援スタッフの配置によるキャリアコンサルティングを実施している。	ii	◎平成26年度において、新たに1庁に就労支援スタッフを配置するとともに、就労支援に理解のある企業の担当者による講話に係る経費（4百万円）を措置した。	iii	◎平成25年度において、刑事施設の職業訓練を強化するため、一部刑事施設において、ビジネススキル科を新たに開設するとともに、既存職業訓練種目であるフォークリフト運転科等を設置している刑事施設を拡充した。	iv	◎平成26年度において、一部刑事施設において医療事務科を新たに開設するとともに、既存職業訓練種目であるCAD技術科等を設置している刑事施設を拡充するため、刑事施設の職業訓練に係る経費（380百万円）を措置した。	v	◎（再掲：3-(1)-②-法-i）少年院への就労支援スタッフの配置。	vi	◎（再掲：3-(1)-②-法-ii）平成26年度における少年院への就労支援スタッフ配置に係る経費の措置。	vii	◎平成26年度において、矯正施設在所中から就労後の職場定着まで継続的かつきめ細やかな支援を行う「更生保護就労支援事業」を新規展開するための経費（150百万円）を措置した。	viii	◎平成25年度に引き続き、26年度において、地方公共団体に対し、保護観察対象者を非常勤職員として雇用する取組について働き掛けを行っている。	ix	◎平成26年度において、刑務所出所者等の就労・自立に理解を示すソーシャル・ファームの開拓及び連絡会議の実施のため、ソーシャル・ファームの開拓及び連携確保に係る経費（1百万円）を措置した。
i	◎（再掲：3-(1)-③-法-ix）矯正施設収容中の生活環境の調整の充実強化等。																								
ii	◎平成26年3月、少年院在院者の円滑な社会復帰に向けた生活環境の調整等の充実強化について、少年鑑別所、少年院及び保護観察所に対して指示した。																								
iii	◎平成26年度において、更生保護施設及び自立準備ホームにおける受入れの促進に係る経費（4,450百万円）を措置した。																								
i	◎平成18年度以降、順次、就労支援スタッフの配置によるキャリアコンサルティングを実施している。																								
ii	◎平成26年度において、新たに1庁に就労支援スタッフを配置するとともに、就労支援に理解のある企業の担当者による講話に係る経費（4百万円）を措置した。																								
iii	◎平成25年度において、刑事施設の職業訓練を強化するため、一部刑事施設において、ビジネススキル科を新たに開設するとともに、既存職業訓練種目であるフォークリフト運転科等を設置している刑事施設を拡充した。																								
iv	◎平成26年度において、一部刑事施設において医療事務科を新たに開設するとともに、既存職業訓練種目であるCAD技術科等を設置している刑事施設を拡充するため、刑事施設の職業訓練に係る経費（380百万円）を措置した。																								
v	◎（再掲：3-(1)-②-法-i）少年院への就労支援スタッフの配置。																								
vi	◎（再掲：3-(1)-②-法-ii）平成26年度における少年院への就労支援スタッフ配置に係る経費の措置。																								
vii	◎平成26年度において、矯正施設在所中から就労後の職場定着まで継続的かつきめ細やかな支援を行う「更生保護就労支援事業」を新規展開するための経費（150百万円）を措置した。																								
viii	◎平成25年度に引き続き、26年度において、地方公共団体に対し、保護観察対象者を非常勤職員として雇用する取組について働き掛けを行っている。																								
ix	◎平成26年度において、刑務所出所者等の就労・自立に理解を示すソーシャル・ファームの開拓及び連絡会議の実施のため、ソーシャル・ファームの開拓及び連携確保に係る経費（1百万円）を措置した。																								

厚生労働省	i	◎法務省が設置・運営する茨城就業支援センターの入所者に対する農業職業訓練を、平成21年10月から、地域の農業者に委託することによって実施するなど、出所者が円滑に社会復帰できるよう、茨城県、公共職業安定所及び農業関係機関等と連携し、効果的な支援を行っている。	
	ii	◎法務省と連携して、「刑務所出所者等就労支援事業」を実施しており、職業相談・紹介、協力雇用主を対象とした求人開拓及び試行雇用奨励金の支給等の就労支援を行うことにより、刑務所出所者等の就労による自立を図っている。	
農林水産省	i	◎新規就農者（刑務所出所者を含む。）を雇用し、実践的な研修を実施する農業法人等に対して、研修経費の一部を支援する「農の雇用事業」を実施している。	
	ii	◎平成26年度において、「農の雇用事業」に係る経費（21,784百万円の内数）を措置した。	
③ 協力雇用主等に対する支援の推進	i	◎平成26年度において、職場定着協力者謝金の支給期間を最長14週間から26週間に拡大するなど協力雇用主との連携強化のための経費（30百万円）を措置した。	
	ii	◎平成25年度に引き続き、26年度において、法務省が行う施設整備における競争入札（総合評価落札方式）に関し、刑務所出所者等を雇用する民間の事業主に対しポイントを加算する優遇措置の検討を行うとともに、地方公共団体に対し、同様の優遇措置の導入について働き掛けを行っている。	

(3) 健全な社会の一員としての社会への再統合

① 善良な社会の一員としての意識をかん養するための社会貢献活動の推進	警察庁	i	◎（再掲：3-(1)-①-警-i）「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」の推進。
	法務省	i	◎平成26年度において、社会貢献活動の適切な実施のため、社会貢献活動担当保護司に対する実費弁償等に係る経費（46百万円）を措置した。
	厚生労働省	i	◎法務省が設置した「社会貢献活動の在り方を考える検討会」に、オブザーバーとして厚生労働省も参加し、報告書が平成26年3月に取りまとめられた。
	農林水産省	i	◎平成23年8月に林野庁研究・保全課及び業務課より各都道府県に、保護観察所における社会貢献活動に係る協力依頼を発出し、同依頼に基づき、活動場所やボランティア団体等の情報提供依頼があった場合、適切に対応するよう図っている。
② 犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等の充実強化	法務省	i	◎平成25年度において、「生命のメッセージ展」を刑務所等23庁で開催し、また、26年度において、同メッセージ展の開催等に係る経費（17百万円）を措置した。
		ii	◎平成25年度において、「被害者の視点を取り入れた教育」検討会を開催し、少年院における犯罪被害者に対する謝罪等の誠意を持った対応の在り方を含む新たなプログラムを作成し、執務参考資料にまとめた。
		iii	◎平成26年度において、少年院における犯罪被害者に対する謝罪等の誠意を持った対応の在り方を含む新たなプログラムの実施等に係る経費（22百万円）を措置した。
		iv	◎平成24年7月に犯罪対策閣僚会議で決定された「再犯防止に向けた総合対策」において、犯罪被害者の視点を取り入れた指導の実施が盛り込まれたこと等を踏まえ、26年3月、「心情伝達等制度の充実を図るために指針」を策定した。
③ 満期釈放者等に対する指導及び支援の充実強化	法務省	i	◎平成25年度に引き続き、26年度において、刑事施設における満期釈放者に対する釈放前の指導の充実を図るための経費（1百万円）を措置した。
		ii	◎（再掲：3-(2)-①-法-iii）更生保護施設及び自立準備ホームにおける受入れの促進に係る経費の措置。

④ 刑の一部の執行猶予制度の施行に向けた対応	法務省	i	○刑の一部の執行猶予制度の施行（平成28年6月までに施行予定）に向けた準備を引き続き行うとともに施行後における適正な運用を行う。
		ii	○平成26年度において、刑の一部の執行猶予制度対応に係る経費(78百万円)を措置した。
		iii	○（再掲：3-(1)-⑤-法-vii）薬物事犯者に対する保護観察等の充実強化に係る経費の措置。
		iv	○（再掲：3-(3)-①-法-i）社会貢献活動の適切な実施に係る経費の措置。
(4) 保護司に対する支援の充実			
① 保護司制度の基盤強化	法務省	i	○平成26年度において、保護司となる人材の安定的確保のため、保護司適任者確保の支援に係る経費(30百万円)を措置した。
		ii	○平成26年度において、地域における保護司の活動の拠点として全国245か所に設置している「更生保護サポートセンター」について、新たに100か所増設して運営するための経費(734百万円)を措置した。
		iii	○平成25年度に引き続き、26年度において、「社会を明るくする運動」を通じて、更生保護制度に関する国民の理解と協力を得るべく努力し、犯罪・非行防止のための環境の醸成を図っている。
		iv	○平成26年度において、保護司の負担軽減のため、保護司の複数担当の運用を実施するための経費(22百万円)を措置した。
		v	○平成26年度において、保護司会連合会の事務を処理する企画調整保護司の配置など保護司会連合会の役割強化に係る経費(106百万円)を措置した。
		vi	○平成26年度において、刑務所出所者等に対する再犯防止対策・社会復帰支援の強化のため、地方更生保護委員会保護観察官の増員(8人)及び保護観察所保護観察官の増員(20人)を措置した。
		vii	○平成26年6月、保護司活動について地方公共団体から一層の理解・協力を得るため、各都道府県知事及び各市区町村長に対し、総務省地域力創造審議官と法務省保護局長の連名による依頼文書を発出した。
(5) 再犯の実態把握や施策の効果検証等を踏まえた効果的な対策の推進			
① 再犯防止対策のための調査研究等の推進	法務省	i	○（再掲：3-(2)-②-法-iii）平成25年度における職業訓練科目の開設及び拡充。
		ii	○（再掲：3-(2)-②-法-iv）平成26年度における職業訓練科目の開設及び拡充に係る経費の措置。
		iii	○（再掲：3-(1)-⑤-法-iii）平成25年度における現行プログラムの内容及び運用の修正。
		iv	○（再掲：3-(1)-⑤-法-iv）平成26年度における薬物依存離脱指導実施状況調査等を実施するための経費の措置。
		v	○平成25年度において「保護観察対象少年の再非行防止に関する研究」を実施し、さらに、26年度において「更生保護施設における薬物事犯者に対する処遇に関する研究」を実施している。
		vi	○平成26年3月に、「知的障害を有する犯罪者の実態と処遇（研究部報告）」を発刊するとともに、26年度においても、性犯罪者、窃盗事犯者及び高齢犯罪者・障害を有する犯罪者に関する各研究など、再犯の実態や対策の効果検証に関する調査研究に係る実施経費(4百万円)を措置した。

② 再犯防止に向けた情報連携体制の強化	警察庁	i	◎（再掲：3-(1)-(6)-警-i）「子ども対象・暴力的性犯罪」を犯した者が派出所する際の再犯防止措置の実施。	
	法務省	i	○関係機関における広範かつ有機的な情報連携体制の構築に向けて、システム全般に関する専門的な知識を有するとともに最新の技術動向を理解することができる専門事業者の支援を受け、刑事手続等の各段階において収集されたデータの利用の在り方等について検討を進めている。	
		ii	○平成26年度において、再犯防止対策推進のための刑事情報連携データベース構築に係る調査・調達支援に係る経費（84百万円）を措置した。	
(6) 国民の理解促進のための広報啓発				
① 法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定	法務省	i	◎少年鑑別所において、地方検察庁と連携し、学校等の依頼に応じて法教育を実施している。	
		ii	○平成25年度に引き続き、26年度において、更生保護官署職員及び保護司による法教育を実施している。	
	法務省 文部科学省	i	○平成25年度において、更なる法教育の充実・発展のための検討に資するため、中学校における法教育実施状況に関する調査研究を行った。また、26年3月、学習指導要領の改訂状況を踏まえつつ、文部科学省や関係機関と連携しながら、新たな小学生向けの法教育に関する教材を作成した。	
		ii	○平成26年3月、教育現場等との連携を強化しながら、法教育の更なる普及・促進を図るために、「法教育に関するリーフレット」の作成等を行い、全国の教育委員会等へ配布の上、周知した。	
		ii	○法教育に関する教員研修等を実施するとともに、検察庁による児童や生徒に対する出前教室、各教育委員会等の主催による教員向けの研修における講師派遣等の取組を推進し、教育現場との連携を強化した。	
② 再犯防止対策に対する国民の理解と協力の促進	法務省	i	○法務省ホームページにおいて、刑事司法に関する内容を含む法教育教材を公開して教育機関等において、利用可能な状態に供しているほか、平成25年度に引き続き、26年度においても、法教育推進のため、教育機関等の求めに応じて法務省職員を派遣して法教育の実践に当たっている。	
		ii	○刑務所等における改善指導プログラム等の実施状況、受刑者等の実情や更生に至る変化等を具体的に国民に理解してもらうため、各施設における受刑者等の更生・社会復帰に向けた取組について、施設参観の実施、矯正展の開催、矯正管区による管内施設の処遇関連情報等の定期的な公表、法務省ホームページ等のウェブサイトの活用等による広報活動を実施している。	
		iii	○（再掲：3-(4)-(1)-法-iii）「社会を明るくする運動」を通じた更生保護制度に関する国民の理解・協力を得るための努力の実施と犯罪・非行防止のための環境の醸成。	
		iv	○平成26年度において、更生保護女性会員及びBBS会員が行うミニ集会活動、子育て支援活動等、地域社会における再犯・再非行防止のための活動をより一層推進するための研修実施に係る経費（27百万円）を措置した。	
4 社会を脅かす組織犯罪への対処				
(1) 暴力団対策等の推進・強化				
		i	○平成26年度において、準暴力団に関する分析の強化のため、警察庁職員の増員（2人）を措置した。	

<p>① 組織犯罪情報の収集・分析及び相互活用の強化</p> <p>② 暴力団、準暴力団等に対する取締り強化と厳正な処分の促進</p>	警察庁	ii	◎平成26年度において、安心な社会を創るための匿名通報事業に係る経費（22百万円）を措置した。
		iii	◎ 犯罪組織情報の情報管理システムへの入力や同情報の活用を徹底することにより、組織犯罪対策部門における情報の共有化を一層推進している。
		iv	◎平成26年度において、外国人犯罪グループの実態解明に係る経費（14百万円）を措置した。
		i	◎暴力団等による組織犯罪情報の収集及び分析を行い、関係機関との相互活用を強化している。
	法務省	ii	◎(再掲：2-(4)-③-法-ii) 平成26年度における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費の措置。
		i	◎平成26年度において、総合的な暴力団対策を推進するため、暴力団、準暴力団等による犯罪の捜査力や保護対策の強化に必要な資機材の整備等に係る経費（197百万円）を措置した。
		ii	◎暴力団構成員等が関与した事案につき、組織的犯罪処罰法の組織的な犯罪の加重処罰を規定した第3条違反で検挙するなど、組織的犯罪処罰法を積極的に活用するなどして、より厳格な刑事責任の追及を図っている（平成25年中は第3条違反で6件検挙）。
		iii	◎平成25年3月、準暴力団に関する実態把握及び取締りの強化に係る通達を発出し、関東連合OBグループ、チャイニーズドラゴン等の6集団を把握し、その実態解明と取締りを推進した。
	法務省	i	◎検察当局において、関係機関と連携しつつ、通信傍受等の各種捜査手法や組織的犯罪処罰法を積極的に活用するなどして、組織犯罪に対し厳正に対処している。
		ii	◎(再掲：2-(4)-③-法-ii) 平成26年度における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費の措置。
	海上保安庁	i	◎関係機関等と連携しつつ、組織犯罪における犯罪収益の確保につながる密輸・密航・密漁事犯の取締りを強化している。また、情報収集の強化及び分析・採証能力向上のための資機材の整備・充実化等を図っている。
		ii	◎平成26年度において、密輸・密航・密漁事犯取締りの強化等に係る経費（541百万円）を措置した。
	警察庁	i	◎暴力団構成員等が関与した事案につき、組織的犯罪処罰法に基づく起訴前の没収保全命令及び麻薬特例法に基づく起訴前の没収保全命令を請求するなど、暴力団から剥奪すべき犯罪収益の確実な保全に努めている（平成25年中、組織的犯罪処罰法に基づく起訴前の没収保全命令を54件、麻薬特例法に基づく起訴前の没収保全命令を4件、それぞれ請求）。

③ 暴力団からの資金剥奪の強化

	金融庁	i	◎証券取引等監視委員会では金融商品取引業者等に対する検査において、改正犯罪収益移転防止法の施行も踏まえ、口座開設時に取引目的や職業の確認が行われているか、なりすましの疑いがある場合等において適切に再確認が行われているか、疑わしい取引の届出が適正に行われているか、それらを的確に行うための態勢が構築されているかについて、引き続き検証を実施していく。また、反社会的勢力との関係の遮断に組織的に対応するため、経営陣の適切な関与の下、一元的な管理態勢を構築し、反社会的勢力との取引の未然防止、既存の契約の適切な事後検証及び取引解消に向けた取組みを実施しているかについても引き続き検証を実施していく。
		ii	◎現在、証券取引等監視委員会では、警察当局からの出向者が在籍中であり、引き続き、警察当局との人事交流を通じて、捜査当局との連携強化、情報交換の推進を継続していく。
	法務省	i	◎検察当局において、関係機関における連携の強化、更なる情報交換の推進を図るとともに、没収・追徴等に係る組織的犯罪処罰法の積極的かつ効果的な活用等により、犯罪収益を含めた暴力団からの資金の剥奪の徹底及び暴力団犯罪による被害の回復の促進に努めている。
		ii	◎(再掲：2-(4)-③-法-i) 平成26年度における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費の措置。
	海上保安庁	i	◎関係機関等と連携しつつ、組織犯罪における犯罪収益の確保につながる密漁事犯の取締りを強化している。また、情報収集の強化及び分析・採証能力向上のための資機材の整備・充実化等を図っている。
	内閣官房 内閣府 警察庁 金融庁 消費者庁 復興庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 海上保安庁 環境省 防衛省	i	◎犯罪対策閣僚会議の下に設置された「暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチーム」において、「公共事業等からの暴力団排除の取組について」、「企業活動からの暴力団排除の取組について」及び「復旧・復興事業からの暴力団排除の取組について」を取りまとめ、関係行政機関が連携して公共事業等からの暴力団排除を推進している。
	警察庁 復興庁 厚生労働省 農林水産省 国土交通省	i	◎平成26年3月、宮城県における復旧・復興事業から暴力団を排除するため、「宮城県復興事業暴力団等対策協議会」を設立し、関係機関との連携を図っている。

④ 各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底

警察庁	i	◎東日本大震災に関連した暴力団犯罪を検挙し、暴力団による復旧・復興事業への介入の取締りを行っている（平成25年中、東日本大震災に関連した暴力団犯罪を25件検挙）。
	ii	◎平成26年2月、「25年度建設業暴力団対策連絡協議会」において、2020年東京五輪関連事業からの暴力団排除対策の推進について周知した。
法務省	i	○不動産競売への暴力団の参加防止等の方策について、警察庁及び国税庁の対応を踏まえつつ、検討している。
外務省	i	○契約の相手方企業やその下請企業等に対して、「外務省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書」に基づく取組が推進されるよう調達窓口及び入札開札室に関連ポスター及びパンフレットを設置し周知を図っている。
	ii	○平成23年8月に、外務省は警察庁との間で「外務省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書」を締結し、同合意書に基づき、各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底を行っている。
財務省	i	○平成21年7月、保税蔵置場等の許可、「AE0」（認定事業者）の承認等をしないことができる要件に、申請者が暴力団員であること等を追加する関税法の一部改正法が施行され、同法に基づき、申請時における暴力団の排除を徹底している。
国土交通省	i	○平成26年5月成立の「建設業法等の一部を改正する法律」において、建設業許可等に係る暴力団排除条項を整備するとともに、受注者が暴力団員等と判明した場合の公共発注者から許可行政庁への通知を義務付けることとしている。
内閣官房 内閣府 警察庁 金融庁 消費者庁 復興庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 海上保安庁 環境省 防衛省	i	○（再掲：4-(1)-④-官府警金消復総法外財文厚農経国海環防-i）関係行政機関が連携した公共事業等からの暴力団排除の推進。
⑤ 民間取引等からの暴力団排除の推進	警察庁	○各都道府県において、暴力団排除に関する条例に基づき、利益供与禁止違反等で勧告等実施している（平成25年中、83件の勧告を実施）。

	金融庁	i	◎金融庁では、平成26年6月に改正を行った監督指針等に基づき、金融機関に対して、グループ内や業界団体間での反社データベースの共有、暴力団排除条項の導入の徹底や適切な事前審査の実施（入口）、事後チェックと内部管理（中間管理）、反社会的勢力との取引解消（出口）に係る態勢整備を求めるなど、反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みを推進している。
	法務省	i	◎平成23年6月、債権管理回収業の業界団体である一般社団法人全国サービサー協会において、法務省との検討を踏まえ、暴力団排除条項を盛り込んだ債権管理回収業務委託契約書及び債権譲渡契約書のモデルを含めた自主規制を策定し、同規則に関する説明会を実施することにより会員各社に周知を図った。なお、同協会においては、定期的に債権回収会社を対象とした暴排責任者交流会、不当要求防止責任者研修会等の研修会を開催しており、同研修会に法務省もオブザーバーとして可能な限り出席するよう努めている。また、法務省においても、債権回収会社に対する立入検査を通じて、各社の暴力団排除の取組状況について重点的に確認を実施しており、債権回収会社における意識の向上を図っている。
	財務省	i	◎普通財産の管理処分に係る契約相手方等から、暴力団員、またはこれに準ずる者を排除し、これらの者から売払等を受けた不動産を利用することを防ぐため、警察庁と財務省が連携し、「暴力団員等と国有財産の売買契約等を行わない」、「暴力団員等に入札資格を与えない」、「契約書に暴力団事務所等としての利用禁止等を明記する」等の仕組みを構築し、運用している。
	経済産業省	i	◎一般社団法人日本クレジット協会において、反社会的勢力に関するデータベースの構築を行い、平成26年4月から当該データベースの運用が開始されている。
	環境省	i	◎産業廃棄物処理業からの暴力団排除を徹底するため、産業廃棄物の処理業者及び行政担当者を対象とした、民暴対策担当弁護士及び警察庁担当官による講習会を平成21年度から開催しており、26年度においても、講習会の開催に係る経費（400万円）を措置した。
⑥ 暴力団排除に取り組む市民等の安全の確保	警察庁	i	◎暴力団対策法の行政命令を発出し、命令違反事件を検挙するなど、暴力団対策法の効果的な運用に努めている（平成25年中は暴力団対策法の行政命令を1,825件発出したほか、命令違反事件を5件検挙した。）。
		ii	◎（再掲：4-(1)-②-警-i）平成26年度における暴力団、準暴力団等による犯罪の捜査力や保護対策の強化に必要な資機材の整備等に係る経費の措置。
		iii	◎平成26年度において、暴力団排除意識の高揚と暴力追放運動の活性化を図るため、「全国暴力追放運動中央大会」の開催に係る経費（1百万円）を措置した。
		iv	◎指定暴力団員による威力利用資金獲得行為に係る不法行為に対する暴力団対策法第31条の2を適用した損害賠償請求訴訟の提起に関して必要な支援を、暴力追放運動推進センター及び弁護士会と連携し、実施している（平成25年12月までに、同訴訟の提起を13件把握）。
		v	◎平成24年の暴力団対策法改正により、国家公安委員会から適格都道府県センターとして認定を受けた都道府県センターは、指定暴力団等の事務所の付近住民等から委託を受けて、事務所の使用等の差止めを請求できる制度が導入されたことを受け、26年2月に新たに10府県の都道府県センターを適格都道府県センターとして認定し、同年7月1日現在、合計34都府県の都道府県センターが認定を受けている。
	警察庁	i	◎警察及び都道府県センターが援助の措置等を行い、暴力団構成員を暴力団から離脱させている（平成25年中、約520人を離脱させた。）。
		i	◎刑事施設36庁において、暴力団員である受刑者に対して、暴力団離脱に向けた暴力団離脱指導を行い、本人の有する具体的な問題性の除去及び離脱意思の醸成を図っている。

⑦ 暴力団への加入防止と暴力団からの離脱促進のための取組の強化	法務省	ii	◎（再掲：3－(1)－⑤－法－iii）平成25年度における現行プログラムの内容及び運用の修正。
		iii	◎（再掲：3－(1)－⑤－法－iv）平成26年度における薬物依存離脱指導実施状況調査等を実施するための経費の措置。
		iv	◎（再掲：3－(1)－⑦－法－vii）平成25年度における在院者に対する教育プログラムの策定。
		v	◎（再掲：3－(1)－⑦－法－viii）平成26年度における在院者の指導体制の充実に係る経費の措置。
		vi	◎平成25年度に引き続き、26年度において、警察等と連携し、受刑者等の暴力団からの離脱の促進等を図っている。
	厚生労働省	i	◎暴力団離脱希望者に対しては、ハローワークにおいて職業相談・職業紹介等を行うなど、就職支援を実施している。
(2) マネー・ローンダリング対策			
① マネー・ローンダリングに対する厳正な処分の促進【再掲】	警察庁	i	◎（再掲：2－(4)－③－警－i）組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯の摘発推進。
	法務省	i	◎（再掲：2－(4)－③－法－i）薬物犯罪収益等を含む犯罪収益等の剥奪の徹底。
		ii	◎（再掲：2－(4)－③－法－ii）平成26年度における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費の措置。
	厚生労働省	i	◎（再掲：2－(4)－③－厚－i）麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯の摘発の推進。
	海上保安庁	i	◎（再掲：2－(4)－③－海－i）関係機関と連携した情報収集体制の強化及び、取締りの実施。
② FATF勧告等を踏まえたマネー・ローンダリング等対策の強化【再掲】	警察庁 金融庁 総務省 法務省 外務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	i	◎（再掲：2－(4)－④－警金総法外財厚農経国－i）マネー・ローンダリング等対策に関する新たな制度の検討。
		ii	◎（再掲：2－(4)－④－警金総法外財厚農経国－ii）国が実施する資金洗浄及びテロ資金に関するリスク評価の実施。
	警察庁	i	◎（再掲：2－(4)－④－警－i）平成26年度における国が実施する資金洗浄及びテロ資金に関するリスク評価に係る経費及び警察庁職員の増員の措置。
	金融庁	i	◎（再掲：2－(4)－⑤－金－i）監督指針等に従った指導・監督の実施等。
	総務省	i	◎（再掲：2－(4)－④－総－i）電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者に対するアンケート調査の実施。

	法務省	i	○（再掲：2－(4)－④－法－i）「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」を担保するための法整備の検討。
	警察庁 金融庁 総務省 法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	ii	○（再掲：2－(4)－③－法－ii）平成26年度における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費の措置。
③ 犯罪収益移転防止法の履行に係る特定事業者への指導監督の強化【再掲】	警察庁	i	○（再掲：2－(4)－⑤－警－i）特定事業者に対する行政調査等の実施。
	総務省	i	○（再掲：2－(4)－⑤－総－i）総務省のホームページ上における、犯罪収益移転防止法の概要等の周知。
		ii	○（再掲：2－(4)－⑤－総－ii）転送電話サービス業者に対する犯罪収益移転防止法の概要等を記述した周知文書の送付。
	法務省	i	○（再掲：2－(4)－⑤－法－i）犯罪収益移転防止法の運用・解釈についての周知。
		ii	○（再掲：2－(4)－③－法－ii）平成26年度における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費の措置。
	農林水産省	i	○（再掲：2－(4)－⑤－農－i）商品先物取引業界の振興団体及び自主規制団体に対する所属会員への周知徹底の要請等。
		ii	○（再掲：2－(4)－⑤－農－ii）農・漁協系統金融機関に対する検査・監督の実施。
	警察庁 外務省	i	○（再掲：2－(4)－⑥－警外－i）情報交換枠組みの構築推進。
	警察庁	i	○（再掲：2－(4)－⑥－警－i）情報提供先機関との連携強化。
		ii	○（再掲：2－(4)－⑥－警－ii）情報分析能力の強化。
		iii	○（再掲：2－(4)－⑥－警－iii）平成26年度における情報の効率的な分析のためのシステム整備に係る経費の措置。

(3) 薬物対策の推進

① 薬物乱用防止に向けた取組の推進	内閣府 警察庁 消費者庁 総務省 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 海上保安庁	i	◎薬物乱用対策推進会議において策定された「第四次薬物乱用防止五か年戦略」（平成25年8月薬物乱用対策推進会議決定）に基づき、啓発強化による薬物乱用の未然防止、再乱用防止の徹底、取締りの徹底及び監視指導の強化、水際対策の徹底並びに国際的な連携・協力の推進に取り組んでいる。
		i	◎（再掲：1-(3)-(3)-府-iii）「青少年の非行・被害防止全国強調月間」及び「子ども・若者育成支援強調月間」の実施。
		ii	◎（再掲：1-(3)-(3)-府-vi）青少年インターネット環境整備推進課長会議、少年非行対策課長会議、薬物乱用対策推進課長会議等の各種会議の効果的な開催、地方公共団体との連携・情報共有等の推進。
		i	◎学校における薬物乱用防止教室の積極的な開催等、薬物乱用未然防止に向けた広報啓発を推進している。
		ii	◎平成26年2月に「薬物銃器犯罪根絶の集い・山梨大会」を開催するなど、広報啓発活動を推進している。
		iii	◎平成26年度において、薬物対策用資料の作成に係る経費（2百万円）を措置した。
		i	◎薬物乱用の根絶を図るため、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」（平成25年8月薬物乱用対策推進会議決定）に基づき、薬物乱用未然防止のための広報啓発を積極的に実施している。
		ii	◎平成26年度において、薬物対策の推進に係る経費（2百万円）を措置した。
		iii	◎（再掲：3-(1)-(5)-法-ii）平成26年度における薬物依存離脱指導の充実強化に係る経費の措置。
		iv	◎（再掲：3-(1)-(5)-法-iii）平成25年度における現行プログラムの内容及び運用の修正。
		v	◎（再掲：3-(1)-(5)-法-iv）平成26年度における薬物依存離脱指導実施状況調査等を実施するための経費の措置。
		vi	◎（再掲：3-(1)-(5)-法-v）平成26年度における矯正教育プログラム（薬物非行）の実施に係る経費の措置。
		vii	◎（再掲：3-(1)-(5)-法-vii）平成26年度における薬物事犯者に対する保護観察等の充実強化に係る経費の措置。
		i	◎学校等へ税関職員を派遣して行う講演会や税関見学会等において、薬物乱用防止を含めた社会悪物品等の密輸防止啓発ビデオを上映するとともに、模造麻薬見本や密輸入手口の写真パネルを展示するなど薬物乱用防止に向けた積極的な広報に努めている。
		ii	◎税関が摘発した密輸事件に係る報道発表を税関ウェブサイトへ掲載するとともに、ソーシャルメディアを活用して情報発信を行うなど、広く一般国民に対し税関における水際取締対策を広報している。

文部科学省	i	◎26年度において、全ての中学校及び高等学校において「薬物乱用防止教室」が開催されるよう、その指導者を対象とした講習会やシンポジウムを開催するため、薬物乱用防止教育推進事業に係る経費（22百万円）を措置した。	
	ii	◎平成26年2月、全ての大学等に対して、26年度新一年生に対する啓発用パンフレットを配布した。また、同年度においても、全ての大学等の平成27年度一年生に対する啓発用パンフレットを作成・配布する予定である。	
厚生労働省	i	◎「「ダメ。ゼッタイ。」普及運動」等のイベントを自治体や関係機関と連携して開催し、薬物乱用防止に関する正しい知識の普及を図った。併せて、各種媒体を活用した広報活動も積極的に展開した。	
	ii	◎保健所・精神保健福祉センターにおける相談事業及び普及啓発活動により、薬物問題に関する早期発見・早期対応を可能にするよう努めている。	
海上保安庁	i	◎薬物等の密輸対策強化期間を設け、海事関係者に情報提供の協力を要請するなど、情報収集活動を強化している。また、「海のもしもは118番」を積極的に広報し、薬物事犯等に関する情報提供を一般国民に対して広く呼びかけている。	
	ii	◎密輸情報提供用リーフレット、ポスターの作成・配布を行うなど、あらゆる機会を利用して、薬物等の水際阻止の重要性の周知、薬物事犯等に関する情報の提供依頼等を行った。	
② 薬物犯罪組織の壊滅に向けた取組の強化	内閣府 警察庁 消費者庁 総務省 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 海上保安庁	i	◎（再掲：4－(3)－①－内警消総法財文厚經国海-i）第四次薬物乱用防止五か年戦略に基づく諸対策の推進。
		i	◎薬物事犯を徹底検挙するなど、薬物犯罪組織の壊滅に向けた取組を推進している（平成25年中の検挙人員は12,951人（うち暴力団構成員等6,713人））。
		ii	◎平成26年度において、薬物取締用車の整備に係る経費（86百万円）を措置した。
		iii	◎平成26年度において、薬物事犯捜査用資機材の整備に係る経費（81百万円）を措置した。
		i	◎検察当局において、各種捜査手法を積極的に活用すること等により、薬物犯罪組織に対する厳正な刑事処分、薬物犯罪収益の剥奪等の取組を強化している。
		ii	◎（再掲：4－(3)－①－法－ii）平成26年度における薬物対策の推進に係る経費の措置。
		iii	◎（再掲：2－(4)－③－法－iii）平成26年度における組織的薬物関係事犯担当要員の増員の措置。
		i	◎X線検査装置、監視カメラ、麻薬探知犬等を活用し、監視・取締体制の強化を図っている。
		ii	◎平成26年度において、テロ対策・密輸取締機器の整備に係る経費（7,754百万円）を措置した。
		iii	◎平成26年度において、税關監視取締りの推進に係る経費（2,526百万円）を措置した。
	i	◎外国人組織による大型密輸入事犯等を検挙するなどし、密売組織に一定の打撃を与えた。	

③ 合法ハーブ等と称して販売される薬物等の新たな乱用薬物への対応	厚生労働省	ii	◎インターネット等を利用した薬物密売事犯に対して、積極的に譲受け捜査を活用するよう努め、取締りの徹底を図った。
	海上保安庁	i	◎最近の犯罪情勢等について国内外の取締関係機関と情報共有を図るとともに、合同で捜査・調査を実施し、商業貨物を利用した覚醒剤密輸入事件を摘発している。
		ii	◎平成26年度において、情報収集・分析等の資器材の充実強化に係る経費を措置した。
	内閣府 警察庁 消費者庁 財務省 厚生労働省 海上保安庁	i	◎（再掲：4－(3)－①－内警消総法財文厚経国海－i）第四次薬物乱用防止五か年戦略に基づく諸対策の推進。
		i	◎合法ハーブ等と称して販売される薬物等の危険性の周知を図るため、青少年に訴求力の高い広報媒体や手法を活用した広報啓発活動を実施した。
		ii	◎（再掲：1－(3)－③－府－iii）「青少年の非行・被害防止全国強調月間」及び「子ども・若者育成支援強調月間」の実施。
		iii	◎（再掲：1－(3)－③－府－vi）青少年インターネット環境整備推進課長会議、少年非行対策課長会議、薬物乱用対策推進課長会議等の各種会議の効果的な開催、地方公共団体との連携・情報共有等の推進。
		i	◎各都道府県警察、各地方厚生（支）局麻薬取締部及び都道府県薬務主管部局は、連携を強化し、合法ハーブ等と称して販売される薬物を取り扱う販売業者に対し、指導・警告とともに、取締りを実施した。
		i	◎（再掲：4－(3)－①－警－ii）「薬物銃器犯罪根絶の集い・山梨大会」の開催。
		ii	◎（再掲：4－(3)－②－警－iii）平成26年度における薬物事犯捜査用資機材の整備に係る経費の措置。
		iii	◎学校等に対し、薬物乱用防止教室、学校警察連絡協議会等を通じて、合法ハーブ等と称して販売される薬物等の健康被害事例についての積極的な情報提供等を行うなど、少年へのこれら薬物等のまん延を阻止する対策を推進している。
		iv	◎平成26年度において、合成カンナビノイドの分析等を含む、大麻事犯捜査における科学的検査法の高度化に関する研究に係る経費（11百万円）を措置した。
		i	◎（再掲：4－(3)－②－財－i）監視・取締体制の強化。
		ii	◎合法ハーブ等と称して販売される薬物に関する輸入規制について、学校等へ税関職員を派遣して行う講演会や税関見学会等の機会を利用し、その危険性・有害性等について注意喚起を行うなど積極的な広報に努めている。
	厚生労働省	i	◎薬事法を改正し、平成26年4月より指定薬物の医療等の用途以外での所持、使用等を禁止した。
		ii	◎平成25年度は、包括指定による474物質を含む523物質を新たに薬事法上の指定薬物に指定し、必要な規制を行った。また、指定薬物に指定されていた物質のうち4物質を麻薬に指定し、規制を強化した。
		iii	◎都道府県等の危険ドラッグにかかる分析を支援するため、指定薬物等の分析結果等のデータベースを整備した。
	海上保安庁	i	◎関係省庁間で鑑定・分析方法に関する情報の交換を実施し、薬物分析における協力体制の強化を図っている。

	警察庁 総務省 財務省 厚生労働省 経済産業省 海上保安庁	i	◎（再掲：4-(3)-①-内警消総法財文厚経国海-i）第四次薬物乱用防止五か年戦略に基づく諸対策の推進。
④ 薬物密輸の水際阻止の強化	財務省	i	◎薬物密輸入事件について検挙するなど、薬物の密輸を水際で阻止するため、関係機関等と連携した水際対策を推進している（平成25年中は薬物密輸入事件について、221件を検挙）。
		ii	◎（再掲：4-(3)-②-警-ii）平成26年度における薬物取締用車の整備に係る経費の措置。
		iii	◎（再掲：4-(3)-②-警-iii）平成26年度における薬物事犯捜査用資機材の整備に係る経費の措置。
		i	◎（再掲：4-(3)-②-財-i）監視・取締体制の強化。
		ii	◎（再掲：4-(3)-②-財-ii）平成26年度におけるテロ対策・密輸取締機器の整備に係る経費の措置。
		iii	◎（再掲：4-(3)-②-財-iii）平成26年度における税関監視取締りの推進に係る経費の措置。
		iv	◎（再掲：2-(3)-①-財-ii）「出港前報告制度」の実施。
		v	◎財務省及び各税関において、「MOU」（密輸防止に関する覚書）等を締結している関係業界団体、民間協力者等に対し、不審情報の提供を求めている。
		vi	◎密輸情報提供リーフレットや密輸ダイヤル周知CMのほか、税関ウェブサイトや、ツイッター等のソーシャルメディアを活用して、密輸ダイヤル（0120-461-961）の積極的な広報を行い、薬物・銃器等の密輸入情報の提供を一般国民に対し広く呼び掛けている。
		vii	◎監視艇を活用し、薬物・銃器等の密輸入の中継地となる可能性の高い離島や洋上における取引等による密輸入に対する監視取締り及び情報収集を積極的に実施している。
		viii	◎各種会議等様々な機会を通じて、警察、海上保安庁等関係機関との間で最新の密輸手口及び新たな形態の薬物等に関する情報の共有化を図るとともに、合同船内検査等を実施している。
		ix	◎日本郵便株式会社に対し、薬物及び銃器等の密輸仕出国の可能性が高い国からの郵便物をそれ以外の国からの郵便物とは区別して税関に提示することや、X線検査装置や麻薬探知犬による検査に必要な場所を確保することを要請するなど、同会社との連携を図っている。
		x	◎平成26年度において、密輸ダイヤルの広報に係る経費（12百万円）を措置した。
		x i	◎不正薬物、銃砲、知的財産侵害物品等の水際取締りに関する各国税関との協力が重要であることから、水際取締りのための情報交換の規定を盛り込んだ税関相互支援協定等の締結に引き続き努めており、これまで26か国・地域との協定等が署名又は発効済である。また、現在ドイツ、ノルウェー及びブラジルと、それぞれ税関相互支援協定の締結に向けて交渉中である。
		x ii	◎「WCO」（世界税関機構）のアジア大洋州地域内における情報交換ネットワークの拠点である「RILO A/P」（地域情報連絡事務所）や、薬物等の仕出地又は中継地となっている国・地域へ職員を派遣し、薬物等の密輸情報の収集や情報交換に努めている。

	x iii	◎外国税関当局等との間で、各国・地域における密輸手口、輸送形態、不正薬物の摘発状況等に関する情報交換を積極的に推進している。
	x iv	◎主としてアジア・大洋州地域の途上国の税関職員を我が国に受け入れ、密輸の取締りに資するため、情報分析能力の強化等を目的とした研修を実施するとともに、我が国税関職員の専門家を海外に派遣して技術協力を実施している。
厚生労働省	i	◎平成26年度において、巧妙化する薬物密輸事犯に機動的に対処するため、情報収集・分析体制の強化及び捜査資機材の整備に係る経費（503百万円の内数）を措置した。
	ii	◎（再掲：4-(3)-②-厚-i）外国人組織による密輸入事犯等の摘発。
海上保安庁	i	◎巡視船艇・航空機の効果的な運用等による合同監視・取締りを実施している。また、薬物等の密輸対策の強化のための合同訓練等を実施し、関係機関との連携強化及び取締能力の向上を図っている。
	ii	◎（再掲：4-(3)-②-海-ii）平成26年度における情報収集・分析等の資器材の充実強化に係る経費の措置。
⑤ 薬物対策に関する国際協力の推進	警察庁 総務省 法務省 外務省 財務省 厚生労働省 海上保安庁	◎（再掲：4-(3)-①-内警消総法財文厚経国海-i）第四次薬物乱用防止五か年戦略に基づく諸対策の推進
	警察庁	◎平成26年2月に「アジア・太平洋薬物取締会議」を開催するなど、情報交換、技術移転等薬物対策のための国際協力を推進している。
	法務省	◎「ADLOMICO」（国際協力のための麻薬対策連絡官会合）等の各種国際会議への参加を通じ、世界的な薬物乱用問題について情報を共有するとともに、その協力関係の強化に努めている。
	外務省	◎平成25年3月の麻薬委員会で決議された「NPS」（新精神活性物質）対策決議に基づき、「UNODC」（国連薬物犯罪事務所）と連携して合成薬物対策プロジェクトを実施する等、薬物対策における国際協力の推進を図っている。
	財務省	◎（再掲：4-(3)-④-財-x iii）外国税関当局等との情報交換の推進。 ◎（再掲：4-(3)-④-財-x iv）技術協力の実施。
	厚生労働省	◎平成25年度中、「国際連合麻薬委員会」、「HONLEA」（アジア・太平洋地域麻薬取締機関長会議）等国際会議に参加し、各国における薬物取締状況や薬物情勢に関する情報を入手するとともに、国際機関及び各国関係者と意見交換を行った。
	海上保安庁	◎平成25年度中、薬物仕出国へ麻薬取締官を派遣し、当該国における薬物乱用状況等の情報収集並びに関係当局及び関係者との情報共有を行った。
		◎「NPCGF」（北太平洋海上保安フォーラム）、「CND」（国連麻薬委員会）及び「HONLEA」（アジア・太平洋地域麻薬取締機関長会議）等の国際会議に出席し、諸外国における薬物取締状況、薬物の密輸動向、取締対策等に関する情報を入手するとともに、諸外国の海上取締機関等と積極的な意見交換を行っている。

(4) 銃器対策の推進

① 暴力団が管理する拳銃の摘発及び厳正な処分の促進	内閣官房 警察庁 総務省 法務省 外務省 財務省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 海上保安庁 環境省	i	◎犯罪対策閣僚会議の下に設置された「銃器対策推進会議」において策定した「平成26年度銃器対策推進計画」（平成26年8月銃器対策推進会議決定）に基づく諸対策を推進している。
		i	◎拳銃を着実に押収するなど、犯罪組織等による銃器事犯の摘発を推進している（平成25年中、471丁（うち暴力団から74丁）を押収）。
		ii	◎平成26年度において、銃器事犯捜査用資機材の整備に係る経費（4百万円）を措置した。
		i	◎検察当局において、関係機関と連携しつつ、暴力団に係る拳銃事犯について、厳正な科刑の実現に向けた取組を促進している。
		ii	◎（再掲：2-(4)-(3)-法-i）平成26年度における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費の措置。
		i	◎国内の取締関係機関と緊密に連携し、要注意船舶に対して、合同による船内検査、張込み等を積極的に実施している。
② 銃器密輸の水際阻止の強化	内閣官房 警察庁 総務省 法務省 外務省 財務省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 海上保安庁 環境省	i	◎（再掲：4-(4)-(1)-官警総法外財農経国海環-i）「平成26年度銃器対策推進計画」に基づく諸対策の推進。
		i	◎拳銃及び拳銃部品等の密輸入事件について摘発するなど、拳銃等の密輸を水際で阻止するため、関係機関等と連携した水際対策を推進している（平成25年中は拳銃及び拳銃部品等の密輸入事件について4件摘発）。
		i	◎（再掲：2-(3)-(1)-財-ii）「出港前報告制度」の実施。
		ii	◎（再掲：4-(3)-(2)-財-i）監視・取締体制の強化。
		iii	◎（再掲：4-(3)-(2)-財-ii）平成26年度におけるテロ対策・密輸取締機器の整備に係る経費の措置。
		iv	◎（再掲：4-(3)-(2)-財-iii）平成26年度における税關監視取締りの推進に係る経費の措置。

			v	◎（再掲：4－(3)－④－財－v）MOU等を締結している関係団体等に対する不審情報の提供依頼。
			vi	◎（再掲：4－(3)－④－財－vi）密輸情報提供リーフレット等による情報の提供依頼。
			vii	◎（再掲：4－(3)－④－財－vii）密輸入に対する監視取締り及び情報収集の実施。
			viii	◎（再掲：4－(3)－④－財－viii）会議等を通じた情報の共有及び合同船内検査等の実施。
			ix	◎（再掲：4－(3)－④－財－ix）日本郵便株式会社との連携。
			x	◎（再掲：4－(3)－④－財－x）平成26年度における密輸ダイヤルの広報に係る経費の措置。
			x i	◎（再掲：4－(3)－④－財－x i）税関相互支援協定等の締結の推進。
			x ii	◎（再掲：4－(3)－④－財－x ii）外国への職員派遣による情報収集の実施。
			x iii	◎（再掲：4－(3)－④－財－x iii）外国税関当局等との情報交換の推進。
			x iv	◎（再掲：4－(3)－④－財－x iv）技術協力の実施。
		海上保安庁	i	◎要注意船舶に対して、取締関係機関との合同による船内検査、張込み等を積極的に実施している。また、銃器等の密輸が行われる可能性の高い離島等において、巡視船艇・航空機を活用して監視取締及び情報収集を実施している。
			ii	◎（再掲：4－(3)－②－海－ii）平成26年度における情報収集・分析等の資器材の充実強化に係る経費の措置。
③ 銃器対策に関する国際協力の推進	内閣官房 警察庁 総務省 法務省 外務省 財務省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 海上保安庁 環境省		i	◎（再掲：4－(4)－①－官警総法外財農経国海環－i）「平成26年度銃器対策推進計画」に基づく諸対策の推進。
	警察庁	i		○「国際組織犯罪防止条約を補足する銃器議定書（仮称）」の締結に向けて、同議定書及び銃砲刀剣類所持等取締法、武器等製造法等の国内関係法を整備するための法律案の可及的速やかな国会提出を目指している。
	外務省	i		○「国際組織犯罪防止条約を補足する銃器議定書（仮称）」の締結に向けて、必要な検討を行うこととしている。

④ 銃器根絶活動の推進	内閣官房 警察庁 総務省 法務省 外務省 財務省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 海上保安庁 環境省	i	◎（再掲：4－(4)－①－官警総法外財水經国海環－i）「平成26年度銃器対策推進計画」に基づく諸対策の推進。
			◎平成26年度において、「銃器犯罪根絶の集い」の開催に係る経費（1百万円）を措置した。
			◎（再掲：4－(3)－①－警－ii）「薬物銃器犯罪根絶の集い・山梨大会」の開催。
			◎（再掲：4－(3)－①－財－ii）税関ウェブサイトによる広報の実施。
			◎（再掲：4－(3)－④－財－vi）密輸情報提供リーフレット等による情報の提供依頼。
			◎（再掲：4－(3)－④－財－x）平成26年度における密輸ダイヤルの広報に係る経費の措置。
			◎銃器等の密輸対策強化期間を設け、海事関係者に情報提供の協力を要請するなど、情報収集活動を強化している。また、「海のもしもは118番」を積極的に広報し、銃器密輸等に関する情報提供を一般国民に対して広く呼びかけている。
			◎平成26年度において、猟銃等に起因する事件事故の絶無を期するため、猟銃等講習会等における指導用教材として用いる狩猟に係るシミュレーション指導用DVD及び空気銃に係る指導用DVDの作成に係る経費（8百万円）を措置した。
			◎平成26年度において、ライフル銃の性能評価法に関する研究に係る経費（1百万円）を措置した。
			◎警察庁、環境省及び農林水産省と合同で全国7ヶ所で猟銃の適正な保管・管理の講習会の開催や事故防止の文書発出などを実施。
			◎犯罪対策閣僚会議の下に設置された「銃器対策推進会議」において策定した「平成26年度銃器対策推進計画」に基づく諸対策を推進している。
(5) 国際組織犯罪対策			
① 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約締結のための法整備	法務省 外務省	i	○条約を担保するためにどのような法整備が必要かについて、引き続き検討を続けている。
	法務省	i	◎（再掲：2－(4)－③－法－ii）平成26年度における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費の措置。

② 人身取引対策の推進			内閣官房 内閣府 警察庁 法務省 外務省 文部科学省 厚生労働省 海上保安庁	i	◎犯罪対策閣僚会議の下に設置された「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」において検討を行い、その後犯罪対策閣僚会議決定された「人身取引対策行動計画2009」（平成21年12月犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、関係行政機関が緊密な連携を図りつつ、人身取引の防止・撲滅と被害者の適切な保護を推進している。
			内閣府	i	◎平成25年度に引き続き、26年度においても、女性に対する暴力をなくしていく観点から、人身取引対策の啓発用ポスターを作成し、全国の関係機関に配布する等、広報啓発活動を実施する。
		警察庁		i	◎平成21年12月に策定された「人身取引対策行動計画2009」に基づき、関係行政機関が緊密な連携を図りつつ、人身取引の防止・撲滅と被害者の適切な保護を推進している。
				ii	◎平成26年度において、人身取引の被害者に警察が保護する旨を呼び掛ける人身取引被害申告票の作成に係る経費（0.5百万円）を措置した。
				iii	◎平成26年度において、人身取引事犯に係るコンタクトポイント連絡会議の開催に係る経費（2百万円）を措置した。
				iv	◎平成26年度において、人身取引事犯未然防止のための広報啓発用ソフト制作費に係る経費（3百万円）を措置した。
				v	◎平成26年度において、人身取引事犯に係る捜査用資機材の整備に係る経費（9百万円）を措置した。
		法務省		i	◎法務省の人権擁護機関では、「人身取引をなくそう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、1年を通して全国各地で、啓発冊子の配布等、各種啓発活動を実施している。
				ii	◎全国の法務局等に設置された人権相談所において、人身取引被害者等からの人権相談に応じている。また、人身取引被害者等に対する人権侵害の疑いのある事案については、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な対応をとることとしている。
				iii	◎人身取引被害者から在留期間更新等の申請があった場合、その者の置かれている状況等に十分配慮してこれを許可し、被害者が不法残留等の入管法違反状態にある場合は原則、在留特別許可を行うなど、被害者の保護を旨とし、適切に対応している（平成25年中には12人の被害者を保護するとともに、人身取引の加害者として1人を退去強制した。）。
				iv	◎平成26年度において、出入国管理業務に従事する職員を対象とした人身取引被害者等の人権に絞った人権研修の実施に係る経費（1百万円）を措置した。
		外務省	i		◎平成26年2月、フィリピンに「人身取引対策に関する政府協議調査団」を派遣し、政府機関、国際機関、現地のNGO等と両国の人身取引対策、被害の実態等について意見交換を行った。今後とも引き続き、政府協議調査団の派遣や国際会議等を通じて、各国間での情報共有及び人身取引対策に関する連携の促進を図ることとしている。

	海上保安庁	i	◎毎年実施している実務者研修において、人身取引の実態や、人身取引被害者保護の重要性等についての講義を行っている。
(3) 国際組織犯罪に対する検査体制の整備	警察庁	i	◎警察職員の語学能力向上のため、国際警察センターにおいて、国際検査に関する語学教養、海外研修等を実施しているほか、都道府県警察において、実務的な語学教養等を実施している。
		ii	◎都道府県警察において、高い語学能力を備えた者を警察職員として採用するなど、国際組織犯罪に対する検査体制を整備している。
		iii	◎都道府県警察において、各種研修会の開催等により、部内通訳人に対し、刑事手続や取調べの録音録画等について理解を深められるよう教養を実施するとともに、部外通訳人に対し、警察検査における通訳人の立場と重要性、通訳時の留意事項等について理解を深められるよう教養を実施している。
		iv	◎平成26年度において、国際刑事警察機構（ICPO）派遣者の外国語委託教養の実施に係る経費（3百万円）を措置した。
		v	◎ICPOルートや中央当局ルートにより、国際組織犯罪に係る情報交換や国際検査協力を実施している。
		vi	◎平成26年2月、ICPO実務担当機関における検査協力及び情報交換を円滑に行うため、フィリピン国家警察との間で実務担当者レベルの情報交換会議を開催した。
		vii	◎情報の迅速な交換、事件発生時における連携の強化等のため、平成26年12月に東アジア地域犯罪組織コンタクトポイントセミナーを開催する予定である。
		viii	◎平成26年度において、国際的な犯罪に係る情報交換及び検査協力の推進のため、国際刑事警察機構憲章第38条及び第39条に基づく国際会議分担金等に係る経費（962百万円）を措置した。
		ix	◎平成26年度において、ICPO派遣者の外国語委託教養の実施に係る経費（3百万円）を措置した。
		x	◎ICPOルートや中央当局ルートにより、国際組織犯罪に係る情報交換や国際検査協力を実施している。
(4) 「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上の協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（仮称）」の締結【再掲】	法務省	i	◎刑事共助条約の締結相手国との間で定期的に中央当局間の事務レベル協議を実施し、円滑な共助事務の遂行の実現に努めており、平成26年4月にはロシアとの間で実施した（平成25年中は、5月に米国、6月にEU、11月に韓国との間でそれぞれ実施した。）。
	海上保安庁	i	◎近年、密輸・密航の背後に犯罪組織の関与が見受けられる事件が発生していることを踏まえて、組織犯罪における犯罪収益の確保につながるこれら密輸・密航事犯の水際対策を強化する必要があることから、関係機関との情報共有を図るとともに、取締りを実施している。
	警察庁 法務省 外務省	i	◎（再掲：2-(6)-④-警法外-i）「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上の協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」の署名及び承認。
	警察庁 外務省	i	◎（再掲：2-(6)-④-警外-i）「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上の協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律」の成立。

⑤ 刑事共助条約（協定）締結に向けた作業の推進	警察庁 法務省 外務省	i	◎平成26年1月、「刑を言い渡された者の移送に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の条約」に署名し、第186回国会に提出し、同年6月に同条約の締結について承認を得た。
		ii	◎平成25年6月にイランとの間で受刑者移送条約の締結交渉第1回会合を、同年12月に同第2回会合をそれぞれ実施している。
	法務省	i	◎これまで米国、韓国、中国、香港、EU及びロシアとの間で刑事共助条約又は刑事共助協定を締結しており、過去の共助実績や相手国の法制等を勘案しつつ、その具体的な必要性に応じて、同条約の締結国が更なる拡大について検討している。
		ii	◎平成26年度において、刑事共助条約の締結の推進に係る経費（4百万円）を措置した。
		iii	○平成26年度において、日中受刑者移送条約締結交渉会合を実施することとしている。
		iv	◎日伯受刑者移送条約について、平成24年7月に締結交渉第1回会合を、25年1月に同第2回会合を、同年6月に同第3回会合をそれぞれ実施した。26年1月に条約案に署名した後、同年6月に同条約の締結について国会の承認を得たところ、ブラジル側の国内手続が完了次第速やかに、26年度において、日伯受刑者移送条約発効後の運用協議を行うこととしている。
		v	◎日イラン受刑者移送条約について、平成25年6月に締結交渉第1回会合を、同年12月に同第2回会合をそれぞれ実施しているところ、26年度においても引き続き、日イラン受刑者移送条約締結交渉会合を実施することとしている。
	警察庁	i	◎平成26年2月に1名、同年4月に1名、日韓犯罪人引渡条約に基づいて韓国から被疑者の引渡しを受けた。引き続き、国外に逃亡した被疑者の身柄引渡請求及び国外犯処罰規定の適用要請を積極的に実施していくこととしている。
	法務省	i	◎関係機関と連携し、国外逃亡被疑者の身柄確保や逃亡先における国外犯処罰の実現に向けて積極的に取り組んでいる。
	法務省 外務省	i	◎平成21年7月、タイとの間で受刑者移送条約に署名し、22年4月、同条約の締結について国会の承認を得た。同条約は、同年8月に発効し、現在、同条約に基づき、タイとの間で受刑者移送手続を実施している。
	警察庁	i	◎平成24年からインドネシアで実施している市民警察活動全国展開プロジェクトに警察職員を派遣し、交番制度、犯罪鑑識等の支援を行っているほか、20年9月から26年3月までの間、フィリピン国家警察に対して、警察行政、警察科学捜査（鑑識）及び犯罪捜査能力向上に関する支援を行うなど、国際協力を推進している。
		ii	◎JICAと協力して、国際捜査セミナーを始めとした警察行政、捜査技術等にかかる課題別研修を実施し、アジア等の途上国に対する技術供与を行っている。
		i	◎「国連犯罪防止刑事司法委員会第23回会議」等に参加するなどし、犯罪防止及び刑事司法に係る議論に積極的に関与し、外国捜査機関等との情報交換や連携強化に努めている。

⑦ 國際的な連携の推進

	<p>法務省</p> <p>ii ○昭和37年から、アジアの開発途上国を中心とした国々を対象に国際研修・セミナー、汚職防止刑事司法支援研修、地域セミナー等を実施し、刑事司法機関職員等の能力向上を図っているところ、平成26年度においても、同様の研修・セミナー及びアフリカ仏語圏諸国を対象とした刑事司法研修等に係る実施経費（66百万円）を措置した。</p> <p>iii ○(再掲:4-(5)-③-法-i) 刑事共助条約の締結相手国との間で定期的な事務レベル協議の実施。</p>
	<p>外務省</p> <p>i ○人の密輸・人身取引及び関連する国境を越える犯罪に対する地域協力の枠組みであるバリ・プロセス（アジア大洋州、中東から40以上の国・地域及び関係国際機関が参加）のウェブサイトの維持管理運営のため、平成16年より毎年1万米ドルを、ウェブサイトを運営している「IOM」（国際移住機関）に拠出しており、これにより、バリ・プロセスの会合の開催情報及び成果等に係る各国間の情報共有を促進している。</p> <p>ii ○(再掲:2-(6)-②-外-i) 「G8ローマ/リヨン・グループ会合」への参加。</p> <p>海上保安庁</p> <p>i ○密輸・密航の背後には国内外の犯罪組織が関与するケースも見受けられるため、平成26年3月に開催された北太平洋地域（6カ国参加）の海上保安機関による「北太平洋海上保安フォーラム専門家会合」に参加し、国際的な連携の推進を図った。</p>
	<p>警察庁</p> <p>i ○平成26年5月にフィリピン・マニラで開催された「ASEANAPOL」（ASEAN警察長官会合）に警察庁幹部等が出席し、国際犯罪対策等について議論を行った。</p> <p>ii ○平成25年9月、ラオスで開催された「AMMTC+3」（ASEAN+3国際犯罪閣僚会議）等に国家公安委員会委員長が出席しており、引き続き、27年にマレーシアで開催される次回会合に警察庁幹部等が出席し、国際犯罪対策について議論を行う予定である。</p> <p>iii ○平成25年11月、ベトナムで第1回日越治安当局次官級会議が開催され、警察庁幹部等が出席して情報交換等を行っており、引き続き、26年12月には、東京で第2回日越治安当局間次官級会議を開催し情報交換等を行う予定である。</p> <p>iv ○平成25年10月、韓国で第3回日韓警察協議が開催され、警察庁幹部等が出席して情報交換等を行っており、引き続き、26年度中に、東京で第4回日韓警察協議を開催し、警察庁幹部等が出席して、情報交換等を行う予定である。</p> <p>v ○平成25年4月及び同年10月に開催された「G8ローマ/リヨン・グループ会合」に警察庁職員が出席しており、引き続き、26年中に開催される同会合にも警察庁職員が出席し、国内治安対策の推進を見据えた課題について議論を行うなど積極的に関与していく予定である。</p>
<p>⑧ アジアを中心とした国際的な枠組みの積極的構築</p>	<p>警察庁 法務省 外務省</p> <p>i ○「ARIN-AP」（財産回復アジア太平洋地域ネットワーク）の設立に係る会合等に出席し、海外に流出した犯罪収益の財産回復を実現すべく、アジア太平洋地域の国際的な連携強化に努めている。</p> <p>i ○平成16年11月の日・ASEAN首脳会議において「国際テロリズムとの闘いにおける協力に関する日・ASEAN共同宣言」を採択後、17年12月の日・ASEAN首脳会議において「日・ASEANテロ対策対話」の開催に合意し、同対話を18年より毎年実施している。</p> <p>ii ○平成17年12月の日・ASEAN首脳会議に際して小泉総理（当時）より拠出表明された「JAIF」（日・ASEAN統合基金）及び25年12月の日・ASEAN特別首脳会議に際して安倍総理より拠出表明された「JAIF2.0」を活用し、域内のテロ対策に資するプロジェクトに対して支援を行っている。</p>

	外務省	iii	◎「ARF」（ASEAN地域フォーラム）の枠組みにおいて、平成15年に発足した「テロ及び国境を越える犯罪対策に関する会期間会合」に参加し、23年に優先分野に追加された「過激化対策」分野においてマレーシアとともに共同リード国を務めている。
		iv	◎平成15年以降、ASEAN+日中韓の枠組みにおける「AMMTC+3」（国境を越える犯罪に関する閣僚会議）」及び同「SOMTC+3」（高級実務者会合）」に参加し、日・ASEANの枠組みにおいても「SOMTC+日本」（日・ASEAN国境を越える犯罪に関する高級実務者会合）を開催している。また、25年には第1回「AMMTC+日本」（日・ASEAN国境を越える犯罪に関する閣僚会議）」を開催した。
(6) 組織的に敢行される各種事犯への対策			
① カード犯罪及び偽造通貨対策の推進	警察庁	i	◎警察庁から各都道府県警察に対してカード犯罪の手口や発生状況等の情報提供を行うとともに、警察庁及び各都道府県警察で関係者に対する注意喚起及び防犯指導を実施している。
		ii	◎平成26年度において、偽造通貨対策のため、偽造通貨発見届出者に対する協力謝金に係る経費（13百万円）を措置した。
	金融庁	i	◎18年2月以降、偽造キャッシュカード問題等に対する金融機関の対応状況を年1回取りまとめて公表しており、26年度においても公表予定である。これらを受け、金融機関においては、偽造防止のため、キャッシュカードのIC化や被害拡大防止のため、利用限度額の引き下げ等の対応を進めている。
		ii	◎平成19年3月以降、偽造キャッシュカード等による被害発生状況及び金融機関による補償状況を四半期ごとに取りまとめて公表しており、26年5月には25年12月末現在の状況を公表した。
	財務省	i	◎偽造クレジットカード及び偽造クレジットカード等の原版（原料となるべきカード）について、税関における水際での取締りを積極的に実施している。
		ii	◎平成26年度において、偽造通貨の行使しにくい環境整備の一環として、500円貨のクリーン度向上に係る経費（貨幣製造費14,832百万円の内数）を措置した。
		iii	◎平成26年3月、偽造通貨の行使しにくい環境整備の一環として、通貨の偽造防止技術に関するポスターを作成し、小売店向けに配付した。
② 違法風俗店等対策の推進	内閣府	i	◎（再掲：4-(5)-②-内-i）人身取引対策に係る広報啓発活動の推進。
	警察庁	i	◎平成24年4月に発出した「繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進について」等に基づき、風俗店への立入り等を通じた風俗実態の把握に努めているほか、風俗関係事犯及び人身取引事犯等の厳正な取締り等の推進並びに活動拠点の撲滅に努めている。
		i	◎検察当局において、警察等の関係機関と連携しつつ、悪質な風適法違反事件等について、厳正な科刑の実現に努めている。
	厚生労働省	i	◎平成26年度において、婦人相談所や婦人保護施設における被害者等の保護・支援に係る経費（2,154百万円の内数）を措置した。
③ ヤード対策の推進	警察庁	i	◎平成25年12月、「自動車盗難等防止に関する官民合同プロジェクトチーム」において、ヤードへの立入検査権限の積極的な行使等について検討していくことを新たな内容とする「自動車盗難等防止行動計画」を決定した。
		ii	◎平成22年から、全国に所在するヤードの実態把握とヤード関連事犯の取締りを推進している（25年度末現在、全国で約2,100カ所のヤードを把握するとともに、25年中、ヤード関連事犯を140件171人検挙した。）。

④ 密漁事犯の根絶	警察庁	i	◎漁業法違反等を積極的に検挙するなど、密漁事犯の取締りを推進している（平成25年中は420人（316事件）を検挙した。）。
	法務省	i	◎検察当局において、悪質巧妙な密漁事犯について関係罰則の厳正な運用に努めている。
	農林水産省	i	◎関係機関等と連携しつつ、情報収集体制の強化を図るとともに、漁業取締船及び漁業取締航空機に必要な特定機器の装備を充実させ、悪質・巧妙化かつ広域化する違反操業に対する取締りを強化している。
		ii	◎平成26年度において、外国漁船等による漁業取締り等強化のため、我が国の200海里水域内等における漁業の指導・取締りに係る経費（13,146百万円）を措置した。
	海上保安庁	i	◎関係機関等と連携しつつ、悪質な密漁事犯の取締りを強化している。また、情報収集の強化及び分析・採証能力向上のための資機材の整備・充実化等を図っている。
		ii	◎平成26年度において、密漁事犯取締りの強化等に係る経費（135百万円）を措置した。
⑤ ワシントン条約に基づく野生動植物の貿易管理	警察庁	i	◎種の保存法違反を検挙するなど、取締りを推進している（平成25年中、26人（8事件）を検挙した。）。
	外務省	i	◎ワシントン条約事務局及び締約国と連携し、同条約の対象となる種の違法取引防止に尽力している。平成25年度より、同条約事務局の要請に基づき、特に開発途上国に対して重点的に貿易管理能力構築事業支援を実施している。
	財務省	i	◎ワシントン条約の規定の適正な運用を図るため、輸入規制物品に該当するおそれのある貨物については、同条約の管理当局である経済産業省に確認するなど、慎重な審査・検査を実施し、輸入規制物品の不正輸入の防止に努めている。
	農林水産省	i	◎水棲動物及び植物の科学当局として、管理当局からの求めがあった際に、当該輸出が当該動植物の種の存続を脅かさないこと及び当該輸入が当該動植物の種の存続を脅かす目的ではないことを助言等している（平成25年度において、当該輸出が当該動植物の種の存続を脅かさないことの助言等を32件、当該輸入が当該動植物の種の存続を脅かす目的ではないことの助言等を3件それぞれ実施した。）。また、附属書Iに掲げる動植物を輸出しようとする者から、飼育により繁殖させた動物又は人工的に繁殖させた植物である旨の証明を求められた際には、適切な審査のうえ証明書を発行している（平成25年度において1件実施した。）。さらに、海からの持込みの管理当局として、申請があった際には適切に証明書の発給を行っている。（平成25年度において3件実施した。）
	経済産業省	i	◎「ワシントン条約締約国会議」で採択された決議及び議論を踏まえて、国内における適正な手続を確保するとともに、同条約事務局、関係国の管理当局等及び国内関係省庁と連携し、適正かつ厳格な輸出入審査を行い、違法取引の防止に努めている。また、同条約に違反する違法輸出入を防止するためにパンフレットの作成・配布等を行うとともに、我が国におけるワシントン条約の輸出手続等に関するウェブサイトを整備し、広く啓蒙普及を図っている。
	環境省	i	◎陸棲動物の科学当局として、管理当局である経済産業省に対して、標本の輸出が当該標本に係る種の存続を脅かすこととなること及び標本の輸入が当該標本に係る種の存続を脅かす目的のために行われるものでないことの助言等をしている（平成25年度において、輸出に関する助言を51件、輸入に関する助言を7件それぞれ実施した。）。

⑥ 希少野生動植物種保存対策の推進	農林水産省	i	◎平成25年6月に改正した「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法）に基づき、関係省庁と連携し、監視等を行っている。
	経済産業省	i	◎ワシントン条約に基づいた適切な貿易管理を通じて、野生動植物の一定の希少な種が過度に国際取引に利用されることがないよう、これらの種の保護に努めている。
	環境省	i	◎平成25年6月に改正した「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法）に基づき、希少野生動植物種の違法取引等の根絶に向け、罰則の強化等の改正内容について普及啓発を行っている。また、関係省庁と連携し、違法取引等についての情報交換、監視、捜査協力等を行っている。さらに、種の保存法に基づき、業者への立入検査及びインターネットによる希少野生動植物種の違法広告の監視等を積極的に行っていている。
⑦ 文化財の不法な輸出入等の規制	外務省	i	◎「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約」及びその国内担保法である「文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律」等に基づき、盗取された外国文化財の国内関係省庁への通知、盗取された国内文化財の外国政府への通知等を実施し、同条約の適切な履行を図っている。
	財務省	i	◎不法に窃取された文化財に該当するおそれのある貨物を発見したときは、「文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律」等の所管官庁である文化庁に確認するなど、盗難文化財の輸出入の防止に努めている。
	文部科学省	i	◎平成26年度において、特定外国文化財の鑑査作業の充実、条約締約国との連絡調整及び国内の関係機関への周知徹底等を図るため、文化財不法輸出入等の防止に係る経費（7百万円）を措置した。
⑧ 環境犯罪対策の推進	警察庁	i	◎廃棄物処理法違反及び動物愛護管理法違反を検挙するなど環境犯罪の取締りを推進している（平成25年中、廃棄物処理法違反で6,241人（5,169事件）、動物愛護管理法違反で43人（39事件）をそれぞれ検挙した。）。
		ii	◎平成26年5月を「生活経済事犯対策強化期間」に指定し、重点対象事犯の一つとして、「有害廃棄物の不適正処理事犯」を掲げ、その取締りを推進している。
	海上保安庁	i	◎税関においては、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」（バーゼル法）及び「廃棄物処理法の規制」に該当するおそれのある貨物が輸出入申告された場合、所管官庁である経済産業省及び環境省に対し、その該非について確認を行うなど、関係省庁と連携・協力の上、慎重な審査・検査を実施し、廃棄物等の不適正な輸出入の防止に努めている。
		ii	◎関係機関等と連携した全国的な集中取締りの実施等により、廃棄物不法投棄事犯等の海上環境事犯の取締りを強化している。
		iii	◎研修等の実施により、分析能力及び効果的な証拠保全のための現場鑑識能力の向上を図っている。
		i	◎平成26年度において、環境犯罪取締りの強化等に係る経費（114百万円）を措置した。
		i	◎平成26年度において、専門家からなる支援チームを派遣し都道府県等を支援する事業や、「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」を契機として地方公共団体等と連携して普及啓発を行う経費（23百万円）を措置した。

環境省	ii	◎関係省庁と連携し、廃棄物等の不適正な輸出入を防止するため、事業者向け説明会の開催、個別案件に対する事前相談の実施、立入検査等水際対策の強化等の国内対策を実施している。また、アジア各国との情報共有等を図るため、有害廃棄物の不法輸出入防止のためのアジアネットワークの構築等の国際的対策を実施している。
	iii	◎処理を委託した産業廃棄物の排出から最終処分までの流れを排出事業者自らが、一貫して電子的に把握することにより、排出事業者の処理責任を果たすことが可能なようにするとともに、排出事業者及び処理業者にとっての情報管理の合理化や行政の監視業務の合理化を図るため、「電子マニフェスト普及促進事業」を実施している。
	iv	◎「動物の遺棄・虐待ポスター」を警察庁との連名で作成しており、引き続き、関係機関間の連携に努め、各種パンフレット・ポスター等を作成し配布するなど、動物取扱業の適正化や愛護動物の殺傷・虐待等に係る罰則の強化等の普及啓発に努めている。
	v	◎（再掲：4－(1)－⑤－環－i）暴力団排除講習会の実施。

5 活力ある社会を支える安全・安心の確保

(1) 子供・女性・高齢者の安全を守るためにの施策の推進

内閣府 警察庁 総務省 法務省 外務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省	i	◎犯罪対策閣僚会議において策定された「第二次児童ポルノ排除総合対策」（平成25年5月犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、児童ポルノ排除に向けた国民運動、被害防止対策、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策、被害児童の早期発見・支援活動、取締りの強化、国際連携の強化等を推進している。
	i	◎（再掲：1－(3)－③－府警総法文経－i）「青少年インターネット環境整備法」及び「青少年インターネット環境整備基本計画（第2次）」に基づく関連施策の推進。
	ii	◎（再掲：1－(3)－②－府警総文経－i）普及啓発リーフレットの作成・配布等。
	i	◎平成22年から毎年、「児童ポルノ排除対策推進協議会」及び「公開シンポジウム」を開催しており、児童ポルノ排除に向けた国民運動を推進している。
	ii	◎（再掲：1－(3)－③－府－iii）「青少年の非行・被害防止全国強調月間」、「子ども・若者育成支援強調月間」の実施。
内閣府	iii	◎（再掲：1－(3)－②－府－i）「青少年のインターネット利用環境整備づくりフォーラム」の開催。
	i	◎警察庁ホームページ「NO!!児童ポルノ」について随時更新を行い、検挙・被害状況、事件事例等を掲載し、児童ポルノ排除に向けた広報啓発を推進するとともに、英語版ページを新設し、関係各国・機関等に対する情報発信を行っている。
	ii	◎（再掲：1－(3)－②－警－ii）スマートフォン等の普及を踏まえた児童の犯罪被害等を防止するための取組の推進。
	iii	◎（再掲：1－(3)－②－警－iii）携帯電話事業者に対する保護者へのフィルタリングサービス等の説明の強化についての要請の実施。
	iv	◎アドレスリスト作成管理団体に対して児童ポルノ情報を提供するなど、実効性のあるブロッキングの実施に向けた支援を行っている。

① 児童ポルノ対策の推進

警察庁	v	◎平成26年4月から、ファイル共有ソフトネットワーク上の流通・閲覧防止対策についての取組を開始している。
	vi	◎平成26年6月、「全国児童ポルノ事犯捜査共助責任者会議」を開催した。
	vii	◎平成26年5月、ファイル共有ソフトに関する研修会を実施した。
	viii	◎ファイル共有ソフト利用事犯の一斉取締りを実施するなど、悪質な児童ポルノ事犯に対する取締りを推進している（平成25年中は過去最多となる1,644件の児童ポルノ事件を送致した。）。
	ix	◎平成26年度において、「東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取犯罪捜査官会議」の開催に係る経費（4百万円）を措置した。
	x	◎平成26年度において、捜査用資機材に係る経費（39百万円）を措置した。
	i	◎精度が高く、より低コストで導入可能なブロッキング方式の検証を行い、その導入に向けた支援・環境整備を行うために、「児童ポルノサイトのブロッキングに関する実証実験」を実施するとともに、当該実証実験の成果等の普及・啓発活動を行っている。
	i	◎児童買春・児童ポルノ禁止法等の積極的な適用を通じて、厳正な科刑の実現に努めている。
	ii	◎平成26年度において、刑事基本法制の整備に係る経費（59百万円）を措置した。
	i	◎児童の権利委員会に提出した政府報告に対する同委員会の最終見解の趣旨を踏まえ、同選択議定書の実施の確保に努めるとともに、最終見解及び「児童の性的搾取を防止・根絶するためのリオデジャネイロ宣言及び行動への呼びかけ」について外務省HPを通じた広報を実施している。
外務省	ii	◎平成26年3月、G8各国及びEU等における国内法制上の「児童ポルノ」の定義等に関する調査を実施した。
	i	◎平成26年度において、学校等における教育相談体制の充実・強化を図るためスクールカウンセラーの配置に係る経費（4,113百万円）やスクールソーシャルワーカーの配置に係る経費（394百万円）をそれぞれ措置した。
文部科学省	ii	◎（再掲：1-(3)-②-文-i）平成26年度における「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」に係る経費の措置。
	i	◎毎年11月の児童虐待防止推進月間に、広報ポスター等を地方自治体等に配布することにより、性的虐待を含む児童虐待についての広報・啓発を行っている。
厚生労働省	ii	◎全国児童福祉主管課長会議・児童相談所長会議で「第2次児童ポルノ排除総合対策」を周知するなど、児童相談所等職員の意識啓発を行っている。
	iii	◎平成26年度は、「児童虐待防止対策支援事業」において、虐待防止対策の強化を図るために児童相談所職員等に対する研修などを実施した。
	i	◎（再掲：1-(3)-①-経-i）全国各地でのフィルタリング普及啓発セミナーの全国での実施及び青少年の機器ごとのインターネット利用状況調査の実施。
内閣府 警察庁 総務省 文部科学省 経済産業省	i	◎（再掲：1-(3)-③-府警総法文経-i）「青少年インターネット環境整備法」及び「青少年インターネット環境整備基本計画（第2次）」に基づく関連施策の推進。
	ii	◎（再掲：1-(3)-②-府警総文経-i）普及啓発リーフレットの作成・配布等。

② 少年を取り巻く有害環境の浄化対策の推進

内閣府	i	◎（再掲：1－(3)－②－府－i）「青少年のインターネット利用環境整備づくりフォーラム」の開催。
	ii	◎（再掲：1－(3)－③－府－iii）「青少年の非行・被害防止全国強調月間」及び「子ども・若者育成支援強調月間」の実施。
	iii	◎（再掲：1－(3)－③－府－iv）青少年インターネット環境整備推進課長会議、少年非行対策課長会議、薬物乱用対策推進課長会議等の各種会議の効果的な開催、地方公共団体との連携・情報共有等の推進。
警察庁	i	◎平成26年1月、各都道府県警察において、少年を取り巻く有害環境の浄化対策に係る推進計画を策定し、地域の実情に即した取組を推進している。
	ii	◎（再掲：1－(3)－②－警－ii）スマートフォン等の普及を踏まえた児童の犯罪被害等を防止するための取組の推進。
	iii	◎（再掲：1－(3)－②－警－iii）携帯電話事業者に対する保護者へのフィルタリングサービス等の説明の強化についての要請の実施。
	iv	◎（再掲：1－(3)－②－警－iv）インターネット利用に係る児童の犯罪被害等を防止するためのリーフレット「STOP！ネット犯罪」の作成及び配布。
	v	◎（再掲：3－(1)－②－警－v）インターネットカフェ、カラオケボックス等における補導活動の強化等。
	vi	◎（再掲：3－(1)－②－警－vi）カラオケボックスに対する少年の健全育成に向けた自主的措置の実施要請。
	vii	◎平成26年度において、啓発資料の作成等「少年を取り巻く有害環境の浄化対策」に係る経費（10百万円）を措置した。
	viii	◎出会い系サイト等を利用して組織的に児童買春の周旋を行う事犯、児童を深夜に酒席に侍する業務に従事させる事犯の取締りを推進し、平成26年中、女子中学生らを引き連れて全国を回り売春させていた事件で4人を逮捕するなどした。
総務省	i	◎（再掲：1－(3)－②－総－i）フィルタリングの普及促進及び機能向上。
	ii	◎（再掲：1－(3)－②－総－ii）地域におけるリテラシー向上の枠組み整備及び普及啓発活動の推進。
	iii	◎（再掲：1－(3)－②－総－iii）ソーシャルメディアガイドラインの普及促進。
	iv	◎（再掲：1－(3)－②－総－iv）インターネットリテラシー指標等の公表及び展開。
文部科学省	i	◎（再掲：1－(3)－②－文－i）平成26年度における「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」に係る経費の措置。
厚生労働省	i	◎少年の性を売り物とする新たな形態の営業等に関する実態把握及び取締りに当たり、労働基準法及び年少者労働基準規則に基づく、年少者の就業が禁止されている危険有害業務に該当するか否かの判断について、警察等に対する照会や相談への回答を通じた協力を行っている。
経済産業省	i	◎（再掲：1－(3)－①－経－i）全国各地でのフィルタリング普及啓発セミナーの全国での実施及び青少年の機器ごとのインターネット利用状況調査の実施。
警察庁	i	◎平成26年度において、各都道府県警察の児童虐待対策に従事する警察職員を対象とした研修会を開催するための経費（6百万円）を措置した。
	i	◎平成26年度において、全ての親が身近な地域で家庭教育に関する学習や相談ができる体制の整備を促進するため、自治体の取組の支援に係る経費（3,814百万円の内数）を措置した。

(3) 児童虐待対策の推進	<p>文部科学省</p> <ul style="list-style-type: none"> ii ○平成25年度に引き続き、26年度において、社会的課題を抱え孤立しがちな家庭への地域人材によるサポート体制の構築を促すため、実証研究等に係る経費（133百万円の内数）を措置した。 iii ○平成26年度において、子どもが相談しやすい体制整備や警察、児童相談所との連携強化等のため、スクールカウンセラーの配置に係る経費（4,113百万円）やスクールソーシャルワーカーの配置に係る経費（394百万円）をそれぞれ措置した。 <p>厚生労働省</p> <ul style="list-style-type: none"> i ○平成24年4月から施行された「民法等の一部を改正する法律」等に対応するため、「子ども虐待対応の手引き」や「児童相談所運営指針」等を改正し、周知を図っている。 ii ○平成25年度に引き続き、26年度において、「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」及び「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」について、保育緊急確保事業（内閣府所管）に組み替えて実施する。 iii ○平成26年度において、「児童虐待防止対策支援事業」に係る経費（3,743百万円の内数）を措置した。 iv ○「養育支援を特に必要とする家庭把握及び支援について」（平成24年11月）や「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の徹底について」（25年6月）等を発出するなど、児童虐待の発生予防に係る関係機関の連携等について、地方自治体における取組の徹底を要請している。 v ○平成26年度において、児童養護施設等における児童の養育に係る経費（95,857百万円の内数）を措置した。
(4) 子供や女性を対象とする犯罪の未然防止対策等の推進	<p>警察庁</p> <ul style="list-style-type: none"> i ○不審者情報の迅速な把握と情報の共有化、子供に対する被害防止教育等を内容とする子供の犯罪被害防止対策の徹底を図っている。 ii ○性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の事案に関する行為者を特定し、検挙又は指導・警告の措置を講ずることによって先制・予防的活動を行う「JWAT」（子供女性安全対策班）を全国の警察本部に設置し、従来の検挙活動等に加え、先制・予防的活動を積極的に推進していくことにより、子どもや女性を被害者とする性犯罪等の未然防止を図っている。 iii ○平成26年2月、「通学路等における子供の犯罪被害防止対策の推進について」を各都道府県警察に発出し、通学路等における子供の犯罪被害防止対策の強化を指示した。 iv ○平成26年度において、JWATの活動用資機材の整備に係る経費（2百万円）を措置した。 v ○平成26年度において、女性・子供を犯罪から守るための広報啓発に係る経費（7百万円）を措置した。 vi ○平成26年度地方財政計画において、「子供110番の家」への支援に係る経費（179百万円）を措置した。 vii ○平成26年度において、子供・女性に対する脅威事案の実態把握に関する研究に係る経費（1百万円）を措置した。

	文部科学省	<p>i ◎平成26年度において、「子供安心プロジェクト」における学校安全教室の推進に係る経費（40百万円）及びスクールガード・リーダーの配置等により地域ぐるみの学校安全体制の整備等を行う「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」に係る経費（3,814百万円の内数）をそれぞれ措置した。</p>
	内閣府	<p>i ◎毎年11月12日から同月25日までの間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施し、国、地方公共団体、女性団体、その他の関係団体が連携して、女性に対する暴力の根絶に向けて、ポスター及びリーフレットの作成、キャンペーンの実施等の広報啓発活動を展開している。</p>
		<p>ii ◎平成25年度において、女性に対する暴力の加害者及び被害者となることを防止する観点から、若年層を対象とした予防啓発教材等を用いた指導者研修を3回実施した。</p>
		<p>iii ◎配偶者からの暴力の被害者を相談機関につなぎ、支援等に関する情報を入手しやすくするため、全国統一のダイヤルによる相談窓口の案内サービス及び案内した窓口につないで直接相談できる転送サービスを実施している。</p>
		<p>iv ◎平成26年度において、地方公共団体における性犯罪被害者等への支援に関する取組を促進するための「性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究」に係る経費（39百万円）を措置した。</p>
		<p>v ◎平成25年度に引き続き、26年度においても、被災3県における女性等の悩み・暴力に対応するための相談窓口の開設等を行う「東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力に関する相談事業」を実施している。</p>
		<p>vi ◎平成26年度において、ストーカー行為等の被害者の支援の方向性の検討を進めるための「ストーカー行為等の被害者支援実態等の調査研究事業」に係る経費（10百万円）を措置した。</p>
		<p>vii ◎平成25年度に引き続き、26年度においても、地方公共団体、民間団体等の関係者を対象としたワークショップ等を行う「女性に対する暴力被害者のための官官・官民連携促進事業」を実施し、地域における関係者の連携事例や先進的な取組の共有・意見交換等を通じ、官官・官民の更なる連携強化を図ることとしている。</p>
(5) ストーカー・配偶者からの暴力事案等への対策の推進	警察庁	<p>i ◎平成25年12月、「人身安全関連事案に対処するための体制の確立について」を各都道府県警察に発出し、ストーカー・配偶者からの暴力事案を始めとする人身安全関連事案に対処するための警察本部及び警察署における体制の確立を指示した。また、26年4月までに、警視庁及び各都道府県警察本部において、ストーカー・配偶者からの暴力事案を始めとする人身安全関連事案に対処するための体制を構築した。</p>
		<p>ii ◎平成25年12月、「恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への迅速かつ的確な対応の徹底について」等を各都道府県警察に発出し、ストーカー・配偶者からの暴力事案を始めとする人身安全関連事案に対する迅速かつ的確な対応の徹底をするよう指示した。</p>
		<p>iii ◎「被害者の意思決定支援手続」を導入し、被害者等が警察署等に相談に訪れた際に、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案の特徴、警察が執り得る措置、被害者自身の選択・決断・協力の必要性等を分かりやすく説明することにより、被害者の意思決定を支援している。</p>
		<p>iv ◎平成26年度において、「ストーカー・配偶者暴力対策専科」の実施に係る経費（7百万円）を措置した。</p>

	v	◎平成26年度において、ストーカー行為者に対する精神医学的・心理学的アプローチに係る調査研究並びにストーカー・DV対策資機材及びストーカー・DV対策用車両の整備を内容とするストーカー・DV被害対策等に要する経費（211百万円）を措置した。
	vi	◎平成26年度地方財政計画において、ストーカー及び配偶者からの暴力被害の防止に資する物品（GPS機能付き緊急通報装置）の貸出しに要する経費（46百万円）を措置した。
	vii	○平成25年11月から、ストーカー行為等の規制等の在り方全般について検討するため、「ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会」を開催している。
	viii	◎平成26年度において、警察安全相談における男女間トラブルの記録手法に関する研究に係る経費（1百万円）を措置した。
	i	◎総務省からの通知に基づき、平成16年からDV、ストーカー行為等の被害者の住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写しの交付等の制限措置を各市区町村において実施している。
	ii	◎総務省からの通知に基づき、平成17年からDV、ストーカー行為等の被害者の選挙人名簿の抄本の閲覧の制限措置を各市町村の選挙管理委員会において実施している。
	i	◎内閣府男女共同参画局と共同で、東日本大震災の被災地域に設置した被災地出張所（宮城县）において、「女性の悩みごと相談」を実施している。
	ii	◎平成26年度から、ストーカー・DV事案を含む犯罪被害者等と受任弁護士との打合せにカウンセラーが同席した場合の費用立替援助を開始し、犯罪被害者等の経済的負担を軽減することにより、権利利益の一層の保護を図っている。
	iii	◎ストーカー・配偶者からの暴力事案等を含めた人権相談の電話「女性の人権ホットライン」を設置して相談に応じている。
	i	◎UN Women、UN-Habitat、UNICEF等が主導する「セーフシティ・グローバル・イニシアティブ」（公共スペースにおけるセクハラや性的暴力を防止するための取組）を周知している。また、我が国においては、平成26年2月に堺市の同イニシアティブへの参加が認められた。
	i	◎平成26年度において、複雑・多様化する女性の悩みに適切に対応できるよう女性関連施設等における相談員の質の向上を図るため、独立行政法人国立女性教育会館が実施する女性関連施設相談員研修に係る経費（522百万円の内数）を措置した。
	i	◎（再掲：4-(6)-②-厚-i）平成26年度における婦人保護事業に係る経費の措置。
⑥痴漢・盗撮事犯対策	i	◎平成26年6月、警視庁及び関係7府県警察において、「電車内における痴漢対策強化期間」を設け、鉄道事業者と連携した痴漢事犯の抑止・検挙対策の強化を図った。
	ii	◎都道府県の迷惑防止条例の制定状況や同条例違反による痴漢・盗撮等事犯の検挙状況に係る情報を集約し、都道府県警察に提供している。
	iii	◎痴漢・盗撮事犯の取締りを推進している。
	i	◎痴漢対策として、女性専用車両の導入を推進している。

		<p>⑦ いじめ問題への対応の強化</p> <p>警察庁</p> <p>i ◎平成25年1月に各都道府県警察に発出した「学校におけるいじめ問題への的確な対応について」や同年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」に基づき、各都道府県警察においては、いじめ事案の早期把握及び学校等との連携による把握した事案への適確な対応を推進している。</p> <p>ii ◎平成26年3月、各都道府県警察の少年警察部門の担当者を対象に少年の問題行動の現状、非行少年に対するカウンセリング等に関する研修会を開催した。</p> <p>iii ◎（再掲：3-(1)-②-警-i）平成26年度地方財政計画におけるスクールサポーターの導入に要する経費の措置。</p>
		<p>法務省</p> <p>i ◎法務省の人権擁護機関では、「子どもの人権を守ろう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、1年を通して、いじめを始めとする子どもの人権問題に関する各種啓発活動を実施している。その一環として、人権尊重の重要性や思いやりの心の体得等を目的とした「全国中学生人権作文コンテスト」、「人権教室」及び「人権の花運動」の実施、啓発冊子の配布等を通じて、いじめの問題にも取り組んでいる。</p> <p>ii ◎子供の人権問題の専用相談電話「子どもの人権110番」の周知・広報を行い、また、全国の小・中学校の児童・生徒に「子どもの人権SOSミニレター」を配布すること等により、子供の人権問題を相談しやすい体制を整備している。</p>
		<p>文部科学省</p> <p>i ◎（再掲：5-(1)-①-文-i）平成26年度におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に係る経費の措置。</p> <p>ii ◎平成26年度において、いじめの未然防止を図るため、児童生徒の健全育成を目的とした農山漁村等における体験活動の取組の支援に係る経費（46百万円）を措置した。</p> <p>iii ◎平成26年度において、インターネットを通じて行われるいじめへの対応のための学校ネットパトロール等への新たな支援に係る経費（15百万円）を措置した。</p> <p>iv ◎平成26年度において、いじめ問題への対応を始め、児童生徒の問題行動等に関する事例の分析や効果的な対応の在り方等について総合的調査研究を行うための経費（1百万円）を措置した。</p>
		<p>⑧ 子供の通学路等の安全確保</p> <p>警察庁</p> <p>i ◎（再掲：5-(1)-④-警-iii）通学路等における子供の犯罪被害防止対策の推進。</p> <p>ii ◎（再掲：5-(1)-④-警-vi）平成26年度地方財政計画における「子供110番の家」への支援に係る経費の措置。</p>
		<p>文部科学省</p> <p>i ◎（再掲：5-(1)-④-文-i）「子供安心プロジェクト」に係る経費の措置。</p>
		<p>警察庁</p> <p>i ◎（再掲：5-(1)-④-警-iii）通学路等における子供の犯罪被害防止対策の推進。</p> <p>ii ◎（再掲：5-(1)-④-警-vi）平成26年度地方財政計画における「子供110番の家」への支援に係る経費の措置。</p>
		<p>⑨ 子供が安心して暮らせる環境づくりの推進</p> <p>文部科学省</p> <p>i ◎平成25年度において、全ての子供を対象として、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域住民の参画により学習や様々な体験・交流活動等の機会を提供する「放課後子供教室」を全国の10,376か所で実施した。</p> <p>ii ◎平成26年度において、「放課後子供教室」等の教育支援活動を引き続き支援するため、学校・家庭・地域の連携による教育支援活動に係る経費（5,147百万円の内数）を措置した。</p> <p>iii ◎（再掲：5-(1)-③-文-i）平成26年度における全ての親が身近な地域で家庭教育に関する学習や相談ができる体制の整備の促進に係る経費の措置。</p>

		iv	◎（再掲：5－(1)－④－文－i）「子供安心プロジェクト」に係る経費の措置。
	厚生労働省	i	◎民生委員・児童委員は、担当地区の住民の実態把握や福祉ニーズ調査を行った上、必要に応じて社会福祉の制度やサービスに問題を抱える保護者をつなげるとともに、積極的に関係する行政機関、団体等と連携することにより、そうした保護者に対して個々の問題に応じた支援を行っている。
⑩ 高齢者を孤立させない地域づくりの促進		i	◎警察からの情報提供や警察に対する連絡等に資するためのネットワークを社会各分野の各層にきめ細かく整備する「重層的な防犯ネットワークの整備」や、社会を挙げた万引き等防止対策の強化、少年の居場所づくりや高齢者世帯への支援活動等を推進する「社会の規範意識の向上と絆の強化」を内容とする「犯罪の起きにくい社会づくり」を推進している。
		ii	◎平成24年5月、「地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策の推進について」を各都道府県警察に発出し、警察本部及び警察署ごとの地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止計画の策定及び同計画に基づいた地域住民等との連携協働による総合的な犯罪抑止対策を推進している。
		iii	◎平成26年2月、「地域住民等に対する防犯情報の提供の推進について」を各都道府県警察に発出し、地域住民等に対して犯罪の発生状況や防犯対策等の情報を多様な媒体を用いて発信する等、的確な防犯情報の提供を推進している。
		iv	◎平成26年度地方財政計画において、地域住民、防犯ボランティア団体等の自主防犯意識の高揚と自主防犯行動の促進等を図るため、地域住民への防犯情報の提供に係る経費（215百万円）を措置した。
		v	◎平成26年度地方財政計画において、身近な生活空間における犯罪を未然に防止するため、防犯教室・講座の開催に係る経費（118百万円）を措置した。
		vi	◎平成26年における特殊詐欺対策の取組方針として、特に高齢者を対象とした情報提供、防犯指導等の徹底を掲げ、特殊詐欺の被害防止に向けた国民への注意喚起を実施している。
		vii	◎各都道府県警察において防犯ボランティア団体と連携し、高齢者世帯の訪問や高齢者を対象とした防犯教室等を行っている。
		viii	◎平成26年5月を「生活経済事犯対策強化期間」とし、高齢者が被害に遭いやすい利殖勧誘事犯等を重点対象とし、被害未然防止のための広報啓発等を図ることとしている。
	法務省	i	◎（再掲：3－(1)－③－法－ix）高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等の実施。
	厚生労働省	i	◎民生委員・児童委員は、地域において孤立した若者や高齢者について、実態の把握や福祉ニーズの調査を行った上、それぞれの能力に応じた社会福祉の制度やサービスに積極的につなげることにより、社会参加の支援を行っている。

	内閣官房 内閣府 警察庁 法務省 外務省 文部科学省 厚生労働省 海上保安庁	i	◎（再掲：4-(5)-②-官府警法外文厚海-i）「人身取引対策行動計画2009」に基づく、人身取引の防止・撲滅と被害者の適切な保護の推進。
⑪ 人身取引対策の推進【再掲】	内閣府	i	◎（再掲：4-(5)-②-府-i）人身取引対策の広報・啓発活動の実施。
	法務省	i	◎（再掲：4-(5)-②-法-i）啓発冊子の配布等、各種啓発活動の実施。
		ii	◎（再掲：4-(5)-②-法-ii）人権相談及び人権侵犯事件としての調査救済の実施。
		iii	◎（再掲：4-(5)-②-法-iii）人身取引被害者に配慮した運用等。
		iv	◎（再掲：4-(5)-②-法-iv）平成26年度における人身取引被害者の人権に関する研修の実施に係る経費の措置。
	外務省	i	◎（再掲：4-(5)-②-外-i）フィリピンへの「人身取引対策に関する政府協議調査団」の派遣。
	海上保安庁	i	◎（再掲：4-(5)-②-海-i）毎年実施している実務者研修における人身取引の実態等に係る講義の実施。
(2) 特殊詐欺対策の強化			
① 総合的な特殊詐欺被害防止対策等の推進	警察庁 金融庁	i	◎平成26年2月、全銀協と連携し、振り込め詐欺等の未然防止を図るリーフレット「『家族の絆』で振り込め詐欺を予防！」を作成し、当庁ウェブサイトに掲載した。また、関係団体（経団連、連合、全銀協等）に対して、振り込め詐欺等の未然防止のため、振り込め詐欺等が身近な危険であることを家族間で共有・注意喚起を行うようにするための広報啓発の実施等の協力依頼を行った。なお、上記のリーフレットにおいて、未然防止と併せて振り込め詐欺救済法に基づく返金制度についても紹介し、制度の周知を行った。
	警察庁 文部科学省	i	◎平成25年10月に各都道府県警察に発出した「少年を特殊詐欺に加担させないための取組の推進について」に基づき、警察と学校等との連携による少年の規範意識の向上に向けた非行防止教室等の開催等の取組を推進している。
	警察庁	i	◎（再掲：5-(1)-(10)-警-vi）特殊詐欺の被害防止に向けた国民への注意喚起の実施。
		ii	◎犯人グループが犯行に利用していた名簿の登載者に対して、個別訪問やコールセンターからの架電等の方法により直接的・個別的な注意喚起を実施している。
		iii	◎特殊詐欺の被害金の原資の多くは金融機関の預貯金であることを踏まえ、金融機関の店舗において声掛け訓練を実施するなどして、その職員等による被害の水際阻止が行われるよう働き掛けている。
		iv	◎現金を送付させる手口が増加していることを踏まえ、宅配業者や郵便事業者等の関係事業者と連携し、現金を送付しようとする者に対してリーフレットを活用した注意喚起を推進している。

			i	◎検察当局において、検察・警察間で派遣研修を行ったり、関係機関と情報・意見交換を密に行ったりするなどして、関係機関との連携の強化を図るとともに、組織的犯罪処罰法等の各種法令の積極的な活用等により、厳正な科刑の実現・犯罪収益等の的確な剥奪を図っている。
			ii	◎(再掲：2-(4)-③-法-ii) 平成26年度における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費の措置。
			i	◎犯罪利用預金口座等の凍結のための金融機関への情報提供、携帯電話等に係る契約者確認の求め、解約要請等の犯行助長サービスへの各種対策を推進している。
			ii	◎生活経済事犯に悪用された携帯電話を、本人確認を履行しないでレンタルした業者を検挙するなど、レンタル携帯電話事業者の取締りを推進している（平成25年中、12人（7事件）を検挙した。）。
			iii	◎（再掲：5-(1)-⑩-警-viii）生活経済事犯対策強化期間の実施（生活経済事犯に悪用される預貯金口座、バーチャルオフィス、携帯電話等犯罪インフラの解明とその対策を重点実施事項とした。）。
			iv	◎総合的な特殊詐欺対策を推進するため、各都道府県警察の実情に即して、専従のスタッフの設置や事務局の設置・充実等を図っている。
			v	◎特殊詐欺に利用された疑いのある預金口座等を凍結するため、金融機関に情報提供を行っている。
			vi	◎特殊詐欺に利用されて凍結された預金口座等の名義人リストを警察庁が作成して金融機関へ提供し、当該リストに登録された者が金融機関の窓口に口座開設のために訪れた際、当該金融機関において口座開設を謝絶するとともに、警察において当該金融機関からの情報提供を受けて所要の捜査を行う枠組みを構築し、不正口座の開設防止及び関係被疑者の詐欺罪等での検挙を推進している。
			vii	◎携帯電話不正利用防止法に基づき、契約者確認の求めや貸与時本人確認義務違反の取締りを推進している。
			viii	◎携帯電話の契約申込者から本人確認書類として提示された運転免許証が偽変造されたものと疑われる場合、警察において携帯電話事業者から情報提供を受けて所要の捜査を行う枠組みを構築し、携帯電話の不正契約の防止及び関係被疑者の詐欺罪等での検挙を推進している。
			ix	◎携帯電話不正利用防止法で義務付けられている本人確認を怠り検挙・起訴された携帯電話端末貸与業者の契約している携帯電話回線のうち、使用者の本人確認ができない全回線について、役務提供拒否に加え契約そのものを解除するよう携帯電話事業者に求めている。
			x	◎特殊詐欺に利用された私設私書箱の住所地等に係る情報（詐取金送付先リスト）を定期的に更新して当庁ウェブサイトで公表するとともに、宅配便事業者に対し当該情報を提供し、必要に応じて警察と連携の上、当該私設私書箱を宛先とする配達を行わないよう求めている。
			x i	◎レターパックや宅配便で現金を絶対に送らないよう、ウェブサイトで周知に努めている。
			x ii	◎被害者からの通報や情報提供等により、特殊詐欺の被害が疑われる情報に接した場合には、被害状況について把握し、早期の被害回復及び新たな被害予防のため、可能な措置を迅速かつ積極的に講ずるよう努めている。
			x iii	◎平成26年度において、広域知能犯捜査センターの運営に係る経費（151百万円）を措置した。

② 特殊詐欺等に係る犯行ツールの遮断対策の推進

	x iv	◎平成26年度において、特殊詐欺助長犯罪に対する市民協力の確保に係る経費（2百万円）を措置した。
金融庁	i	◎金融庁及び財務（支）局において、預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合には、当該口座が開設されている金融機関及び警察への情報提供を速やかに実施している。
	ii	◎平成15年9月以降、預金口座の不正利用に関する情報提供件数を四半期ごとに取りまとめて公表しており、26年4月には26年3月末現在の情報提供件数を公表した。
総務省	i	◎平成25年12月に、振り込め詐欺等の被害増加を防止するため、電気通信事業者団体における携帯電話の不適正利用防止を取り扱う場において、主要な携帯音声通信事業者に対して携帯電話不正利用防止法上の本人確認義務等の徹底を図るよう改めて周知し、適切な対応を求めた。
	ii	◎平成25年7月に、携帯電話不正利用防止法に違反した携帯音声通信事業者1社及び媒介業者2社に対して、法に規定する本人確認義務の確実な履行や再発防止策の策定等、必要な措置を講ずるべき旨のは正命令を行ったところであるが、引き続き、法に違反する事案が発覚した場合には、は正命令等を行うことにより法の確実な遵守を求めていく。
	iii	○平成26年夏を目処に、携帯音声通信事業や貸与業等を行っているその他の電気通信事業者に対しても周知を行うために、広く届出電気通信事業者全般に対し、携帯電話不正利用防止法の概要や本人確認義務の要件等を記述した周知文書を送付する予定である。
法務省	i	◎検察当局において、受理した特殊詐欺について、警察等関係機関と連携協力の上、携帯電話不正利用防止法の違反行為、架空名義口座の開設及び預貯金口座の不正売買につき、関係法令の積極的な活用等による厳正な捜査及び処理を行っている。
	ii	◎（再掲：2-(4)-③-法-ii）平成26年度における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費の措置。
③ 振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺事件の検挙	i	○（再掲：5-(2)-②-警-iv）専従のスタッフの設置、事務局の設置・充実等。
	ii	○各部門の捜査力を結集して取締りに当たることはもとより、各都道府県警察間の積極的な合同・共同捜査を推進するなど、警察の総力を挙げた取締りを強化している。
	iii	○平成26年2月を「特殊詐欺撲滅対策強化期間」に設定し、警察の総力を挙げた取締活動及び官民一体となった予防活動を推進した。
	iv	○（再掲：5-(2)-②-警-x ii）早期の被害回復及び新たな被害予防のための措置の実施。
	v	○特殊詐欺の手口や対応要領、「だまされた振り作戦」等について広報啓発し、特殊詐欺の被害を防止するとともに、同作戦により検挙した「受け子」及び「見張り役」を端緒とした突き上げ捜査により、犯行グループ中枢被疑者の検挙を図っている。
法務省	i	◎検察当局において、受理した振り込め詐欺事件について、警察等関係機関と連携協力の上、組織的犯罪処罰法等の関係法令を駆使するなどして、事案の真相及び組織実態の解明を図り、厳正な捜査及び処理を行っている。
	ii	○平成23年11月、捜査機関による携帯電話端末のGPS測位情報の取得要請に対応するために、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」が一部改正されたことから、当該改正情報を全国の検察庁に通知し、検察当局において、上記改正に基づき、厳正な捜査及び処理を行っている。
	iii	○（再掲：2-(4)-③-法-ii）平成26年度における国際・組織犯罪等対策の推進に係る経費の措置。

(3) 生活経済事犯への対策の強化

① 模倣品・海賊版対策の強化	内閣官房 外務省 経済産業省	i	◎グローバルな知的財産権侵害対策を推進するため、二国間協議や経済連携協定交渉等の機会を活用して、知的財産保護強化の働きかけを実施した。特に、中国に対しては、平成25年11月に北京、同年12月には広州に「知的財産保護官民合同訪中代表団（実務ミッション）」をそれぞれ派遣して、現地当局に対して模倣品・海賊版対策の強化を要請するとともに、知的財産権保護に関して幅広く意見交換した。
	内閣官房	i	◎平成25年6月に策定した「知的財産政策ビジョン」及びこれを踏まえた毎年度の行動計画である知的財産推進計画に基づき、模倣品・海賊版の水際や国内での取締り強化、消費者の意識啓発や海外での取締り要請等、関係省庁が一体となって模倣品・海賊版対策を推進している。
	警察庁	i	◎商標権侵害事犯（偽ブランド事犯等）及び著作権侵害事犯（海賊版事犯等）を検挙するなど、知的財産権侵害事犯の取締りを推進している（平成25年中は、商標権侵害事犯（偽ブランド事犯等）について346人（241事件）、著作権侵害事犯（海賊版事犯等）について279人（240事件）をそれぞれ検挙した。）。
		ii	◎外国治安機関に対して、知的財産権侵害物品を掲載している海外サイトの削除及び取締りの要請を行うなど、知的財産権侵害事犯に関し、必要に応じて外国治安機関との連携を図っている。
		iii	◎（再掲：5-(1)-(10)-警-vii）生活経済事犯対策強化期間の実施（悪質な偽ブランド事犯を重点対象事犯とした。）。
	法務省	i	◎検察当局において、模倣品・海賊版により知的財産権が侵害される事犯について、厳正な捜査及び処理を行っている。
	外務省	i	◎平成26年度において、在外公館における知的財産権侵害対策強化等のため、調査研究及び会議開催に係る経費(10.5百万円)を措置した。
	財務省	i	◎（再掲：4-(3)-(4)-財-x i）税関相互支援協定等の締結の推進。
		ii	◎平成19年4月に実施された「日中韓関税局長・長官会議」での合意に基づき設置された「日中韓知的財産作業部会」では、同年10月に開催された第1回会合において、知的財産侵害物品水際取締りに係る情報交換等の協力の枠組みである「フェイク・ゼロ・プロジェクト」の実施が合意された。その後、同作業部会は定期的に開催することとされ、23年10月に開催された第5回会合において、フェイク・ゼロ・プロジェクトに基づく情報交換の有効性について議論し、今後もより効果的な情報交換の促進を目指すこととしている。
		iii	◎平成26年3月にカンボジア税関職員を対象に知的財産侵害物品の水際取締能力の向上を図るべく、その取締手法等に関する受入研修を実施した。
		iv	◎税関ウェブサイトに、税関の知的財産侵害物品取締りに関するウェブページ（認定手続や申立手続等の案内）を掲載している。
		v	◎海外旅行者に向けて、知的財産侵害物品を輸入しないよう注意を呼び掛けるポスター及びリーフレットを作成し、国際空港等において掲示・配布している。また、ツイッター等のソーシャルメディアを活用して、知的財産侵害物品を輸入しないよう注意を呼び掛けてい
		vi	◎平成26年度において、外部専門家を活用した侵害認定、税関職員の能力向上を図るために知的財産担当職員研修外部委託、知的財産侵害物品持込防止啓発等及び知的財産侵害物品取締対策の推進に係る経費（27百万円）を措置した。

	vii	◎平成26年度において、途上国税関職員の能力構築のため、知的財産侵害物品取締り等に関する二国間援助及び「WCO」（世界税関機構）への模倣品・海賊版拡散防止拠出金に係る経費（142百万円）を措置した。
文部科学省	i	◎平成26年度において、海賊版対策として、二国間協議による侵害発生国・地域への取締り強化の要請、侵害発生国・地域における法制面での権利執行の強化の支援、侵害発生国・地域対象の研修事業等の実施、侵害発生国・地域における著作権普及啓発事業の実施、官民の連携の強化等を実施するため、海賊版対策の推進に係る経費（72百万円）を措置した。
農林水産省	i	◎平成25年度に引き続き、平成26年度においても、我が国オリジナル品種の権利保護のための環境整備に向け、DNA品種識別技術の開発、開発したDNA品種識別技術について税関の水際差し止め等で広く利用可能とするための妥当性の検証及び产地判別技術の開発に係る経費（17百万円）を措置した。また、育成者権侵害が発生して早急な対応が必要な品目について、登録品種の標本・DNAを保存する事業に係る経費（5百万円）を措置した。
経済産業省	i	◎政府間協議や官民合同訪問団の派遣等を通じて、中国を始めとする新興国等の知的財産権侵害発生国政府に対し、模倣品・海賊版対策の強化を要請している。また、「JETRO」（日本貿易振興機構）等を活用し、現地取締機関職員を対象とするセミナーの開催等の人材育成支援事業を行うとともに、日本国内の消費者を対象とした啓発活動を実施している。
	ii	◎「知的財産推進計画2004」に基づき、経済産業省に「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」を設置し、相談・情報提供を受理している。（25年末までに8,041件を受理している。）
警察庁 金融庁 消費者庁	i	◎消費者庁、警察庁及び金融庁においては、平成25年9月より、政府広報として、「おしゃう！高齢者詐欺！」を合言葉に、「高齢者の消費者トラブル未然防止」キャンペーンを実施し、テレビやラジオ等の媒体を通じた注意喚起も行った。
	ii	◎「集団投資スキーム（ファンド）連絡協議会」において、集団投資スキームを利用した詐欺的な事件等について情報交換を行い、関係機関との連携強化を図っている。
	iii	◎日本証券業協会の「未公開株式の投資勧誘による被害防止対応連絡協議会」等における取組を通して情報交換を行い、関係機関と積極的に連携している。
警察庁	i	◎各都道府県警察において、国の地方機関、都道府県消費生活センター等と連携した悪質商法被害防止広報及び悪質業者の取締りを推進している。
	ii	◎関係機関・団体において受理した利殖勧誘事犯（未公開株・社債・ファンド等）に係る相談情報について、警察庁を経由して関係都道府県警察に提供され、金融機関に対する口座凍結要請に活用されるなど、相談情報の被害拡大防止等に向けた有効活用を図っている。
	iii	◎健康食品等の商品を一方的に送りつけて購入させる、いわゆる「送り付け商法」が急増したことを受け、配達事業者等に対して、警察からの解約要請等に基づく悪質業者との契約の解約、契約申込時の際の審査の厳格化による悪質業者との契約の拒絶、送り付け商法の疑いがある事案を認知した場合の警察への通報等の要請を行い、送り付け商法等の特定商取引等事犯対策を図っている。
	iv	◎（再掲：5-(2)-②-警-i）犯行助長サービス対策の推進。

② 悪質商法等に対する厳正な処分の実現	
	<p>金融庁</p> <p>v ○（再掲：5－(1)－⑩－警－viii）生活経済事犯対策強化期間の実施（迅速な捜査着手及び被疑者の検挙並びに犯罪収益の剥奪を重点実施事項とした。）。</p> <p>i ○金融商品以外の様々な投資商品についてトラブルが発生していることを踏まえ、平成25年8月より、当庁ウェブサイトにおいて、カンボジアの「マンションの所有権」や「農地の権利」、「エネルギー資源」等への投資について注意喚起を実施している。</p> <p>ii ○投資詐欺をはじめとする振り込め詐欺等の被害を水際で防止する観点から、平成25年10月、詐欺的投資勧誘の主な事例等を記載したリーフレット「これは投資詐欺の可能性！」を作成し、金融機関に対し、同リーフレットの活用や、店頭での預貯金の引出しや振込手続き等の際に、職員から高齢者等への声掛けを積極的に行うことなどを要請している。</p> <p>iii ○平成26年1月、公的機関の職員を装った投資勧誘等による詐欺被害が高齢者を中心に発生していることを踏まえ、ラジオCMでその旨の注意喚起（政府広報）を実施した。</p> <p>iv ○平成22年12月、未公開株取引等に関するトラブル防止を解説した「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を作成し、全国の地方公共団体・金融機関等に対し配布している。</p> <p>v ○平成22年度以降、無登録で金融商品取引業を行っている者に対して、警告書を発出するとともに、これらの業者等について、社名等を公表している。</p>
	<p>消費者庁</p> <p>i ○悪質商法等による消費者の財産被害事案について、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため、改正消費者安全法に基づき事業者に対する勧告、消費者に対する注意喚起を行っている。</p> <p>ii ○特定商取引法について、権限委任を実施し、かつ指揮監督下にある経済産業局と密な連携の下、執行を一元的に実施しており、平成22年3月に閣議決定（26年6月一部改定）された「消費者基本計画」に基づき、引き続き悪質事案に対して厳正に対処している。</p>
③ 悪質商法等による消費者被害の防止	<p>警察庁</p> <p>i ○悪質商法による消費者被害を防止するため、警察庁ウェブサイトに広報資料を掲載するなどし、広報啓発活動を実施している。</p> <p>消費者庁</p> <p>i ○「地方消費者行政活性化基金」により、地方公共団体の消費生活相談体制の整備等の取組を支援している。</p> <p>ii ○平成25年度に、電話による見守りと通話録音装置を用いたモデル事業を行うとともに、悪質商法等に用いられた電話番号からの着信を自動で拒否する装置の設置等、地方公共団体が主体的に行う施策を支援した。これらの成果を分析・検証して地方公共団体向けに手引を作成・配布するなど、全国で同様の取組の改善・高度化を促している。</p> <p>iii ○平成25年12月に公布された「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」の施行に向けて、新制度が広く国民に認知されるよう周知活動を実施するとともに、施行のために必要な政令、内閣府令及び特定適格消費者団体認定・監督の指針の策定に取り組んでいる。</p> <p>iv ○高齢者における消費者被害の増加を踏まえ、地方公共団体等が、関係機関等との情報を共有しつつ消費生活上特に配慮を要する消費者への見守り活動を行うことができるよう、消費者安全確保地域協議会を組織することを内容とする、「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案」を第186回通常国会に提出し、平成26年6月6日に成立、同月13日に公布された。</p>

④ 事業者に対する指導監督等の強化	消費者庁	i	◎平成25年度において、公益通報者保護制度の有用性や実際に制度が機能した事例を企業経営者に紹介すること等により、法令遵守の取組強化や内部通報制度の整備・導入を促進することを目的としたシンポジウムを開催したほか、行政機関を対象に公益通報者保護法の研修会を実施した。
	消費者庁	ii	◎（再掲：5－(3)－③－消－iv）「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案」の成立及び公布。
⑤ 食品に対する消費者の信頼を揺るがす事犯等への対策の強化	農林水産省	iii	◎平成26年3月、食品表示に係る景品表示法上の考え方を整理し、事業者の予見可能性を高めること等を目的とする「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について」の成案を策定・公表した。
	農林水産省	i	◎全国に配置している「食品表示Gメン」に加えて、広域・重大案件に対して機動的に調査を実施する「食品表示特別Gメン」を東京、愛知、大阪及び福岡に配置し、迅速な対応を行っている。
⑥ ヤミ金融事犯対策の推進	農林水産省	ii	◎平成25年度において、立入検査能力及び情報収集能力向上のため、全国に配置している「食品表示Gメン」を対象とした研修や農林水産省が事務局の食品表示関係行政機関による講習会を全国で88回開催した。
	農林水産省	iii	◎広く国民から情報提供を受け付けるホットラインである「食品表示110番」等の情報に基づく不適正な食品表示に対し、迅速かつ的確に対応するとともに、科学的手法も活用した产地偽装の取締りを重点的に行っている。
⑥ ヤミ金融事犯対策の推進	農林水産省	iv	◎食糧法、米トレーサビリティ法及び農産物検査法に基づき、各地方農政局等において、米穀の適正流通を確保するため、立入検査等を実施している。
	警察庁	i	◎各都道府県警察に設置した「ヤミ金融事犯集中取締本部」を中心として、取締りを推進するなど、ヤミ金融事犯の撲滅を図る取組を推進している。
⑥ ヤミ金融事犯対策の推進	警察庁	ii	◎（再掲：5－(1)－⑩－警－viii）生活経済事犯対策強化期間の実施（新たな手口によるヤミ金融事犯及び暴力団が関与するヤミ金融事犯を重点対象事犯とした。）。
	警察庁	iii	◎（再掲：5－(2)－②－警－i）犯行助長サービス対策の推進。
⑥ ヤミ金融事犯対策の推進	警察庁 金融庁	i	◎平成22年4月に公表した「借り手の目線に立った10の方策」における「ヤミ金融対策の強化」の一環として、インターネット上に掲載されている無登録貸金業者の違法広告について、関係機関・団体との連携を図りつつ、プロバイダ又はサイト管理者に対して削除を依頼するとともに、各都道府県警察及び各財務局に対して同様の対策を指示している。
	金融庁 消費者庁	i	◎多重債務者からの相談について、各地方公共団体の多重債務相談窓口、消費生活センターや各財務局、関係団体等で受け付けるための相談体制の充実・強化を推進している。
⑥ ヤミ金融事犯対策の推進	金融庁	i	◎（再掲：5－(2)－②－金－i）預金口座の不正利用に関する情報提供の実施。
	金融庁	ii	◎「多重債務者問題改善プログラム」及び「貸金業者向けの総合的な監督指針」に基づき、監督当局（金融庁、財務局及び都道府県）において、無登録業者による貸付けや取立ての被害に関する苦情を受け付けた場合には、当該無登録業者に警告等を行うほか、捜査当局への積極的な情報提供を行っている。

	法務省	i	◎検察当局において、受理したヤミ金融事件について、警察等関係機関と連携協力の上、組織的犯罪処罰法等の関係法令を駆使するなどして、事案の真相及び組織実態の解明を図り、厳正な捜査及び処理を行っている。
	文部科学省	i	◎学生の消費者被害防止のための取組の充実を大学等に促している。
	経済産業省	i	◎平成25年度補正予算において、政府系金融機関によるセーフティネット貸付を更に充実させるなど、中小企業・小規模事業者の資金繰り支援に積極的に取り組んでいる。
⑦ 生活保護の不正受給対策の強化	警察庁	i	◎生活保護等の不正受給取締りに係る情報の収集・分析・還元、各都道府県警察に対する指導・調整等を行うことにより、生活保護の不正受給対策を推進している。
⑧ 違法な不用品回収業者への対策の推進	警察庁	i	◎違法な不要品回収業者に対し、廃棄物処理法違反、古物営業法違反等による取締りを推進している。
	環境省	i	◎違法な不用品回収を行っている業者への対策として、都道府県・市町村等と指導事例の情報交換等を通じた連携を強化しているほか、市町村等を通じて普及啓発用のチラシを配布するなど、国民に向けた普及啓発を実施している。

(4) 公共空間における街頭犯罪や住宅等における侵入犯罪等への対策の推進			
① 防犯ボランティア活動に対する支援等の充実	警察庁	i	◎平成26年度において、「安全・安心なまちづくり関係功労者表彰」の実施（本年10月実施予定）及び「防犯ボランティアフォーラム」の開催（本年10月実施予定）に係る経費（1百万円）を措置した。
		ii	◎平成26年度において、防犯ボランティア活動の裾野を広げ、また、更なる質の向上を図るために、先進的な活動を行っている団体の活動内容の発表、意見交換等を地域ごとに行う「ブロック別防犯ボランティアフォーラム」の開催に係る経費（3百万円）を措置した。
		iii	◎平成26年度において、防犯ボランティア活動について、活動上の課題やその解決策を調査し、持続可能な活動とするために地域住民が取組むべき活動や警察、自治体等が取り組むべき支援方策についての研究に係る経費（18百万円）を措置した。
		iv	◎平成26年度地方財政計画において、地域住民及び防犯ボランティア団体が行う犯罪抑止活動への支援に要する経費（5,000百万円）を措置した。
		v	◎防犯ボランティア活動の活性化を促すため、警察庁ウェブサイト内の自主防犯ボランティア活動支援サイトを活用して、団体、好事例等を紹介している。
		vi	○平成26年9月に「地域安全運動中央大会」を開催し、また、同年10月に「安全・安心なまちづくり関係功労者表彰」を実施し、顕著な功績又は功労のあった個人又は団体を顕彰することにより、安全・安心なまちづくりに関する優れた取組を広く普及させる予定である。
		vii	○平成26年10月、「防犯ボランティアフォーラム」を開催し、全国の防犯ボランティア団体に対して効果的な活動事例の情報提供を行うことにより、全国の防犯ボランティア活動の高揚を図る予定である。
	海上保安庁	i	◎民間団体、ボランティア等による沿岸監視等の活動が一層活発になるようにを支援することを通じ、犯罪の未然防止等に努めている。
② 的確な犯罪情報及び地域安全情報の提供	警察庁	i	○（再掲：5-(1)-⑩-警-iii）的確な犯罪情報の提供の推進。
		ii	○平成26年度において、地域の犯罪実態の分析に向けた住民の意識調査に関する調査研究に必要な経費（4百万円）を措置した。
		iii	○（再掲：5-(1)-⑩-警-iv）平成26年度地方財政計画における地域住民への防犯情報の提供に係る経費の措置。
		iv	○（再掲：5-(1)-⑩-警-v）平成26年度地方財政計画における防犯教室・講座の開催に係る経費の措置。

		v	◎平成26年度において、生活空間における防犯対策についての住民の態度と行動に関する研究に係る経費（1百万円）を措置した。
③ 企業等による自主的な犯罪抑止対策の促進	警察庁	i	◎各都道府県警察において、業界団体との「犯罪の起きにくい社会づくりに関する協定」の締結等、各地域における企業等の主体的な自主防犯活動の促進を図り、犯罪の起きにくい社会づくりを推進している。
		ii	◎一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会内の安全対策委員会に参加し、犯罪情勢及び防犯対策について、情報提供、防犯指導、協議等を行っている。
		iii	◎関係機関・団体とともに策定された「タクシーの防犯基準」に即した防犯対策が推進されるよう関係事業者に対する指導を実施している。
④ 健全で魅力あふれるまちづくり（繁華街・歓楽街）の推進	警察庁	i	◎平成24年4月、「繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進について」を各都道府県警察に発出し、商工会等との協働による健全で魅力あふれるまちづくり、迷惑行為の防止と街並みの改善による環境浄化、各種取締りの強化等の総合的な取組を推進するよう指示するなど、繁華街・歓楽街を再生するための総合対策を推進している。
	総務省	i	◎平成26年4月、「風俗営業の用途にする営業所を含む防火対象物の防火安全対策における風俗営業行政との連携の推進について」を各都道府県及び消防本部に発出し、13年11月に発出した風俗営業行政との連携通知を踏まえた警察機関との合同立入、情報交換等の連携を推進している。
	国土交通省	i	◎平成26年度において「社会資本整備総合交付金」（912,362百万円の内数）及び「防災・安全交付金」（1,084,057百万円の内数）を措置し、これらの活用を通じて防犯灯・防犯カメラの設置、住民参加による防犯パトロール等の取組を支援している。
⑤ 多様な主体の参加による安全で安心な社会の構築及び生活安全産業の育成	警察庁	i	◎（再掲：5-(1)-⑩-警-i）犯罪の起きにくい社会づくりの推進。
		ii	◎（再掲：5-(1)-⑩-警-iii）的確な犯罪情報の提供の推進。
		iii	◎（再掲：5-(4)-②-警-ii）平成26年度における地域の犯罪実態の分析に向けた住民の意識調査に関する調査研究に係る経費の措置。
		iv	◎（再掲：5-(1)-⑩-警-iv）平成26年度地方財政計画における地域住民への防犯情報の提供に係る経費の措置。
		v	◎（再掲：5-(1)-⑩-警-v）平成26年度地方財政計画における防犯教室・講座の開催に係る経費の措置。
		vi	◎警察による積極的な犯罪情報の提供等により、自治体によるセーフコミュニティ認証に向けた取組を支援し、平成26年4月末現在、9つの自治体が認証を取得している。
		vii	◎各都道府県警察において定めた実施要領に基づき、実効ある立入検査による警備業者に対する指導を行うとともに違反業者に対する行政処分を行うなど継続的な指導監督を実施することで、より適切な警備業務の実施に向けた警備業の質の向上を図っている。
⑥ 防犯カメラ、CP部品等の普及促進及び空き家の実態把握等の推進	警察庁 経済産業省 国土交通省	i	◎「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」において、防犯性能の高い建物部品（CP部品）を掲載した「防犯建物部品目録」を追加公表し（平成26年6月末現在、合計17種類3,258品目）、CP部品の普及を促進している。
	警察庁	i	◎各都道府県警察において、地方公共団体や地域住民等に対して、防犯灯及び街頭防犯カメラの設置方法・運用ルール等に関する助言・指導等の支援を実施している。
	経済産業省	ii	◎建築・防犯の関係団体が策定した「防犯優良マンション標準認定基準」を活用した認定制度の全国展開を関係機関と連携して促進し、防犯性能の高い共同住宅の普及を図っている。
		i	◎平成25年度補正予算において、地域コミュニティの安心・安全な生活環境を守るために商店街施設・設備の整備等の支援に係る経費（127百万円）を措置した。

			i	◎（再掲：5－(4)－④一国一 i）防犯灯・防犯カメラの設置等の支援。
			ii	◎平成26年度において、空き家実態調査に係る経費（37.5百万円）を措置した。
			iii	◎平成26年度において、「社会资本整備総合交付金」（912,362百万円の内数）の活用を通じて既存建物の有効活用等を支援している。
			i	◎迅速・的確な初動警察活動を推進するため、各都道府県警察において、通信指令に係る技能伝承制度の整備等の通信指令を担う人材の育成強化等に関する施策を推進している。
			ii	◎迅速・的確な初動警察活動を推進するため、各都道府県警察において、警察通信指令に関する基本的事項を定めた「警察通信指令に関する規則」の適切な運用に努めているほか、緊急配備システム、地図情報システム、カーロケータ・システム、メール110番受付システム等の整備の促進により通信システムの高度化を図るなど、警察通信指令の強化のための施策を推進している。
			iii	◎迅速・的確な初動警察活動を推進するため、各都道府県警察において、警察機動力の連携強化及び運用改善、地域警察デジタル無線システムの有効活用等の初動警察における事案対応能力の強化に関する施策を推進している。
			iv	◎治安情勢の変化等により、「空き交番」が生じないよう、各都道府県警察に対し、地方警察官の増員に伴う人員配置及び交番配置の見直し、交番相談員及びパトカーの効果的運用、緊急通報装置の整備等の補完措置の充実について指示するなど、治安情勢に対応した交番機能の強化を図っている。
⑦ 地域警察活動の強化	警察庁		v	◎地域警察官の職務執行力を強化するため、職務質問技能の伝承と向上を目的とした各種研修を実施するとともに、卓越した職務質問の技能を有する職務質問技能指導者による実践的な指導等を通じて地域警察官全体の職務質問技能を向上させる取組等を推進している。
			vi	◎国民に身近な不安を感じさせる街頭犯罪等を解消するため、管内の犯罪発生状況を分析し、犯罪の発生実態に即した、きめ細かい・見せるパトロール及び立番・駐留警戒の強化、秩序違反行為等に対する取締り、巡回連絡を通じた情報提供等を犯罪の多発する繁華街等の地域や時間帯に重点を置いて実施することにより、犯罪の抑止及び被疑者の検挙に努めるなど街頭活動強化に向けた施策を推進している。
			vii	◎平成26年度において、地域警察官の安全・安心確保及び執行力強化のための各種資機材の整備に係る経費（565百万円）を措置した。
			viii	◎平成26年度において、小型警ら車の減耗更新整備に係る経費（361百万円）を措置した。
			ix	◎平成26年度において、通信指令施設の更新整備に係る経費（511百万円）を措置した。
			x	◎平成23年度までに、音声通話、110番受理情報、文字・画像情報、位置情報等の迅速な組織的共有を可能とする地域警察デジタル無線システムを全国で整備し、26年度において、地域警察デジタル無線システム端末の機能強化に係る経費（111百万円）を措置した。
			x i	◎平成26年度地方財政計画において、交番相談員の導入に係る経費（18,137百万円）を措置した。
	警察庁 国土交通省		i	◎暴走族による各種不法事案を抑止し、不正改造車を排除するため、毎年6月を「暴走族取締強化期間」とし、「不正改造車排除強化月間」とし、各都道府県警察及び運輸支局が連携して合同街頭検査等を実施している。
	内閣府		i	◎平成26年春の全国交通安全運動において、「飲酒運転の根絶」を全国重点に掲げ、関係機関・団体の協力・協賛の下、広報啓発活動を行った。
			i	◎平成26年1月から同年5月までの間に、飲酒運転を10,837件、無免許運転を9,629件、最高速度違反を713,866件、信号無視を294,757件、それぞれ取り締まった。

⑧ 悪質交通違反の取締りの強化	警察庁	ii	◎平成26年4月、「悪質・危険（飲酒運転・無免許運転）違反の取締りについて」を各都道府県警察に発出し、悪質・危険違反の発生状況や違反者の実態等の分析、関連情報の組織的な活用について指示するなど、悪質・危険違反者の根絶に向けた更なる取締りの徹底を図っている。
		iii	◎各都道府県警察において、ポスター、チラシ等を活用して、飲酒運転の危険性及び飲酒運転による交通事故の実態を周知するための広報啓発を推進するとともに、参加・体験型の交通安全教育を推進している。
		iv	◎平成25年12月に、政府広報ラジオ番組への警察庁職員の出演及びモバイル広告の掲載による飲酒運転根絶の呼び掛け等を行った。
		v	◎平成25年6月の道路交通法改正により、無免許運転に関する罰則が強化・新設されたことを受け、警察庁においてポスター・リーフレットを作成し、各都道府県警察を通じて広報啓発を推進している。
		vi	◎平成13年2月に「暴走族対策関係省庁会議」において申し合わせた「暴走族対策の強化について」を踏まえ、違法行為の取締りを行っている。
		vii	◎道路交通法、道路運送車両法等の各種法令を適用した暴走族の取締りを推進し、暴走族の解体や構成員の脱退に向けた取組を図っている。
	法務省	i	◎検察当局において、厳正な捜査及び処理を行うよう努めている。

(5) 自動車盗等身近な窃盗事犯への対策の推進

① 自動車等盗難対策及び盗難車両等の不正流通防止対策等の推進	警察庁 財務省 経済産業省 国土交通省 環境省	i	◎「自動車盗難等防止に関する官民合同プロジェクトチーム」において、継続して自動車盗難防止装置の普及促進に向けた広報啓発活動等に取り組んでいるほか、自動車リサイクル制度における電子マニフェストの活用を始めとする窃盗自動車の不正流出防止対策等を含めた新たな「自動車盗難等防止行動計画」を平成25年12月に策定し、これに基づいて各種施策に取り組んでいる。
		i	◎盗難車両の不正な名義変更等を防止するため、盗難自動車に関する情報を警察庁から国土交通省へ提供している。
	財務省	ii	◎盗難自動車の不正輸出を防止するため、盗難自動車に関する情報を警察庁から財務省（税関）へ提供している。
② 自転車に関する盗難防止対策の推進	警察庁	i	◎各都道府県警察において、関係機関・団体等と連携し、自転車販売店の協力を得て、防犯登録の登録率向上を図るための広報啓発等に取り組んでいる。
		ii	◎平成25年11月、自転車盗難における特別調査を実施するとともに、当該結果を踏まえ、26年4月、関係団体に対して、不正開錠に強い錠の普及に向けた取組等自転車の盗難被害防止対策の推進について要請を行っている。
③ 各種防犯システム等の開発及び普及促進	警察庁	i	◎平成22年10月、「万引き防止官民合同会議」を開催し、「万引きをさせない社会づくり」の共同宣言を行い、同宣言に基づき、経営者等による自主防犯対策としての防犯カメラ等の防犯設備の設置、警備員の配置等の万引きをさせない環境整備の推進に取り組んでいる。
		ii	◎各都道府県警察において、自動販売機ねらい対策として、製造者業に対し、破壊や盗難に強い機器の開発・普及等を働き掛け、販売機設置業者に対し、売上金の早期回収、定期的な点検等の自主警戒の徹底を指導している。

(6) 犯罪被害者等の保護

① 刑事手続等における犯罪被害者等施策の推進	警察庁	i	◎「被害者の手引」の配布や被害者連絡制度による情報提供のほか、性犯罪事件捜査における女性警察官の活用、被害者用事情聴取室の整備、指定被害者支援要員による付き添い支援等、捜査過程における被害者の負担を軽減するための施策を推進している。
		ii	◎犯罪被害者の遺族の捜査過程における精神的負担の軽減等を図るため、遺体搬送等に係る費用の公費負担を推進するとともに、各都道府県警察に対し、検視・司法解剖について説明したパンフレットの作成及び遺族への交付を指示するなど、遺族に対して適切な検視等に関する情報提供を実施するための施策を推進している。
		iii	◎平成26年度において、犯罪被害者の精神的・経済的被害の軽減を図るため、犯罪被害直後の避難場所の確保に係る経費（17百万円）を措置した。
		iv	◎（再掲：5－(1)－⑤－警－iii）「被害者の意思決定支援手続」の導入。
		v	◎再被害を受けるおそれの大きい被害者等を再被害防止対象者として指定するほか、再被害防止への配慮が必要な事案においては、被疑者に知られるべきでないと思われる被害者等に関する情報を逮捕状に記載しないよう、逮捕状請求の段階で配慮するなど、再被害防止に向けた取組を推進している。
		vi	◎平成26年度において、犯罪被害者保護のため、性犯罪における証拠採取セットの整備に係る経費（5百万円）を措置した。
	法務省	i	◎平成25年12月に「被害者参加旅費等支給制度」が施行され、犯罪被害者の経済的負担を軽減し、権利利益の一層の保護を図っており、26年度において、被害者参加旅費等支給事業に係る経費（29百万円）を措置するとともに、被害者参加旅費等の支給事務を行う日本司法支援センターの常勤職員の増員（3人）を措置した。
		ii	◎（再掲：5－(1)－⑤－法－ii）「カウンセラー同席援助事業」の実施。
		iii	◎被害者参加人のための国選弁護制度では、平成25年12月から、犯罪被害者等が適切かつ効果的に刑事裁判に参加できるように資力要件を緩和し、被害者参加人の資力から犯罪行為を原因として6か月以内（変更前3か月以内）に支出することとなる費用を差し引いた額が200万円未満（変更前150万円未満）である場合に国選弁護制度を活用することとした。
		iv	◎刑事手続や被害者等通知制度を分かりやすく説明した犯罪被害者等向けパンフレットを作成し、その内容の充実を図っているほか、視覚障害者向けに同パンフレットの点字版及びCD版を作成している。同パンフレット等については、検察庁や警察署等において被害者等に配布したり、法務省ウェブサイトに掲載したりしている。
		v	◎平成26年度において、検察における犯罪被害者等の保護に係る経費（237百万円）を措置した。
		vi	◎平成26年度において、検察体制の充実強化のため、検察庁職員の増員（犯罪被害者等支援担当要員63人）を措置した。
		vii	◎（再掲：3－(3)－②－法－i）平成26年度における犯罪被害者団体によるメッセージ展の開催に係る経費の措置。
		viii	◎被害者等に対する通知内容の充実を図るため、平成26年4月から、加害者の受刑中の刑事施設における処遇状況に関する事項として懲罰及び褒賞の状況を新たに通知することとした。
		ix	◎被害者等に対する通知内容の充実を図るため、平成26年4月から、加害者の少年院在院中における処遇状況に関する事項として賞、懲戒及び問題行動指導の状況を新たに通知することとした。

	x	◎被害者等に対する通知内容の充実を図るため、平成26年4月から、保護観察所から通知する内容に専門的処遇プログラムの実施状況等を追加した。
厚生労働省	i	◎（再掲：4-(6)-(2)-厚-i）平成26年度における婦人保護事業に係る経費の措置。
海上保安庁	i	◎被害者に対し、刑事手続の概要、捜査状況及び被疑者の逮捕・送致状況等被害者の救済や不安の解消に資すると認められる事項の通知を行っている。
	ii	◎犯罪被害者の遺族の経済的・精神的負担を軽減するため、司法解剖後の遺体搬送費等の費用を公費により一部負担するとともに、被害に係る診断書等の作成費用を公費負担している。
	iii	◎被害者への法的救済措置等の概要、海上保安庁の被害者に対する施策等を被害者に周知するため、リーフレットを作成している。
	iv	◎平成26年度において、司法解剖後の遺体修復等及び犯罪被害者等配布用リーフレット作成に係る経費（1百万円）を措置した。
内閣府	i	◎平成26年度において、犯罪被害者等支援体制の全国的な水準の底上げを図るため、地方公共団体の職員等を対象にしたセミナーの開催や、具体的な犯罪被害者等の支援に要する連携体制を構築するための事業などの実施に係る経費（33百万円）を措置した。
警察庁	i	◎平成26年度において、被害少年センター謝金等に係る経費（107百万円）を措置した。
	ii	◎（再掲：5-(1)-(7)-警-ii）非行少年に対するカウンセリング等に関する研修会の開催。
	iii	◎各級警察学校や職場において、犯罪被害者等に接する職員に対し、犯罪被害者等の立場・心情への配慮や具体的対応の在り方、カウンセリング技術等に関する教育を推進している。
	iv	◎各都道府県警察におけるカウンセリングに関する専門的知識・技術を有する職員の配置や精神科医等の外部の専門家との連携を推進することにより、犯罪被害者等のための相談・カウンセリング体制の整備を図っている。
	v	◎平成26年度において、犯罪被害者の精神的・経済的被害の軽減を図るため、犯罪被害給付制度の運用に係る経費（1,737百万円）を措置し、同制度の適切な運用を推進している。
	vi	◎平成26年度において、犯罪被害者の精神的・経済的被害の軽減を図るため、性犯罪被害者の緊急避妊等に係る経費（73百万円）を措置した。
	vii	◎平成26年度において、犯罪被害者の精神的・経済的被害の軽減を図るため、身体犯被害者の初診料等に係る経費（45百万円）を措置した。
	viii	◎平成26年度において、犯罪被害者の遺族の精神的・経済的被害の軽減を図るため、遺体の搬送に係る経費（65百万円）及び遺体修復に要する経費（51百万円）をそれぞれ措置した。
	ix	◎平成26年3月、「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会」を開催し、犯罪被害者の心理療法に係る公費負担を始めとする精神的被害の回復のための各種施策について、有識者及び関係省庁による検討を進めている。
	x	◎民間被害者支援団体との連携を強化し、自主的な活動の促進を図るため、犯罪被害者等早期援助団体に対する指導やコーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援を実施している。
	x i	◎平成26年度において、民間被害者支援団体との連携を強化し、自主的な活動の促進を図るため、民間被害者支援団体に対する業務委託等に係る経費（259百万円）を措置した。

② 犯罪被害者等に対する各種支援の一層の推進

		i	◎法テラス犯罪被害者支援ダイヤルでは、犯罪被害者支援の知識や経験を持った担当者が情報の提供を行っている。平成25年度において、11,321件（速報値）の問合せを受けた。法テラス地方事務所では同年度、犯罪被害者等から14,004件（速報値）の問合せを受け、このうち1,328件（速報値）について犯罪被害者支援について経験や理解のある弁護士を紹介した。
		ii	◎（再掲：3－(6)－②－法－i）学校や地域等への法教育の実践。
		iii	◎平成25年12月から、被害者参加制度を利用して公判期日等に出席する被害者参加人の経済的負担を軽減することを目的とする被害者参加旅費等の支給制度を実施している。
	法務省	iv	◎「被害者支援員」を検察庁に配置し、犯罪被害者からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還等の各種手続の手助けをしているほか、犯罪被害者の状況に応じて精神面、生活面及び経済面への支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行っている。
		v	◎（再掲：5－(6)－①－法－v）平成26年度における犯罪被害者等の保護に係る経費の措置。
		vi	◎平成26年度において、犯罪被害者等施策を適切かつ着実に運用するため、地方更生保護委員会及び保護観察所の被害者担当職員を対象とした研究会や研修の実施に係る経費（6百万円）を措置した。
	文部科学省	i	◎（再掲：5－(1)－①－文－i）平成26年度におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に係る経費の措置。
	厚生労働省	i	◎「犯罪被害者等支援のための地域精神保健福祉活動の手引」を精神保健福祉センターに配布し、手引に則り犯罪被害者への相談支援等を行うようお願いしている。
	海上保安庁	i	◎海上保安庁ウェブサイト及びリーフレットにより、犯罪被害者等の支援制度に関する取り組みの紹介及び情報提供を行い、犯罪被害者支援制度に係る周知を図るとともに、犯罪被害者等の経済的・精神的負担の軽減に努めている。
		ii	◎（再掲：5－(6)－①－海－ii）司法解剖後の遺体搬送費及び被害に係る診断書等の作成の公費による負担。
		iii	◎（再掲：5－(6)－①－海－iv）平成26年度における司法解剖後の遺体修復等及び犯罪被害者等配布用リーフレット作成にかかる経費の措置。
	内閣府	i	◎平成26年度において、犯罪被害者等に対する国民の理解を深めるため、「犯罪被害者週間」にあわせた啓発事業の実施に係る経費（9百万円）を措置した。
	警察庁	i	◎犯罪被害者等の実態、命の大切さ等についての理解を深めるため、関係機関・団体と連携の上、犯罪被害者等による講演等を取り入れるなどしつつ、中高生を対象にした「命の大切さを学ぶ教室」、大学生を対象にした被害者支援に関する講義、被害者支援フォーラム等の広報啓発活動を実施し、社会全体で犯罪被害者等を支え、被害者も加害者も出さない街づくりを推進している。
		ii	◎民間被害者支援団体と連携して街頭キャンペーン、シンポジウム等の広報啓発活動を実施しているほか、広報用パンフレット、ポスター、犯罪被害者支援広報用ウェブサイト等の活用による広報啓発活動を推進している。
		iii	◎平成26年度において、犯罪被害者支援に関する国民の理解増進を図るため、広報啓発用パンフレット「警察による犯罪被害者支援」の作成に係る経費（1百万円）を措置した。

③ 犯罪被害者等に関する啓発活動等の推進

法務省	i	◎平成25年度において、相談窓口、被害者参加制度、被害者参加旅費等支給制度等の教示、説明のため、ポスター及びリーフレット等を作成し、全国の検察庁、警察署、法テラス等で犯罪被害者等に配布している。
	ii	◎（再掲：3－(6)－②－法－i）学校や地域等への法教育の実践。
	iii	◎被害者の方が検察庁へ気軽に被害相談や事件に関する問合せを行えるように、専用電話として「被害者ホットライン」を全国の被害者支援員を配置している検察庁に設けている。
	iv	◎平成26年度において、更生保護における犯罪被害者等施策についての啓発に係る経費（1百万円）を措置した。
	v	◎法務省の人権擁護機関では、「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、1年を通して全国各地で、講演会等の開催、啓発冊子の配布等の啓発活動を実施している。
	vi	◎全国の法務局等に設置された人権相談所において、犯罪被害者等からの人権相談に応じている。また、犯罪被害者等に対する人権侵害の疑いのある事案については、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な対応をとることとしている。
文部科学省	i	◎学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育を推進するため、平成26年度において、学校・家庭・地域社会が一体となった総合的な取組や、学校における指導方法の改善充実について実践的な研究を行う「人権教育研究推進事業」に係る経費（64百万円）を措置した。
海上保安庁	i	◎（再掲：5－(6)－①－海－iii）海上保安庁の被害者施策等を被害者周知するためのリーフレットの作成。
	ii	◎平成26年度において、犯罪被害者等配布用リーフレット作成に係る経費（1百万円）を措置した。

6 安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

(1) 水際対策

① 船舶を利用する不法出入国者の水際阻止	警察庁	i	◎（再掲：2－(3)－④－警－i）沿岸地域における警戒活動の実施。
	法務省	i	◎水際対策強化のため、東京入国管理局等に設置した「機動班」により、関係機関との連携を強化しつつ、不法出入国事案に係る情報の収集・分析・共有を図り、関係機関と合同での各種訓練を行っているほか、海港や沿岸地域におけるパトロール及び臨船サーチ並びに不法出入国事案に係る調査や摘発を推進している。
	海上保安庁	i	◎巡視船艇及び航空機による夜間を含む監視警戒及び外国からの入港船舶に対する関係機関との合同立入検査を実施しているほか、国内外関係機関との情報交換を実施しつつ水際阻止における連携強化を図っている。
② 効果的な入国審査の実施と空海港におけるパトロール等の強化【再掲】	法務省	i	◎（再掲：2－(3)－②－法－i）厳格な入国審査の実施。
	法務省	i	◎（再掲：2－(3)－②－法－ii）不法出入国事案に係る調査・摘発及び直行通過区域におけるパトロール活動の実施。
	外務省	i	◎（再掲：2－(3)－②－外－i）不法滞在・就労、搾取や人身取引が疑われる査証申請に対する厳格な審査の実施。

(2) 不法滞在等対策

① 不法滞在対策、偽装滞在対策等の推進	警察庁	i	◎偽装結婚事案を検挙するなど、偽装滞在者の摘発を積極的に推進している（平成25年中は158件462人を検挙した。）。
		ii	◎地下銀行事案を検挙するなど、地下銀行に対する取締りの徹底を図っている（平成25年中は30件29人を検挙した。）。
		iii	◎平成26年1月から同年6月末までの間に、外国人2,270人（出入国管理及び難民認定法第65条の適用人員277人を含む。）を出入国管理及び難民認定法違反で検挙するなど、不法滞在者の摘発強化を推進している。
		iv	◎平成26年3月、愛知県警察が、自宅において在留カードを偽造・販売していた中国人を在留カード偽造罪で検挙するなど、各都道府県警察において、入国管理局と合同して不法滞在・偽装滞在及びその助長事案の摘発を積極的に推進している。
		v	◎平成26年度において、不法滞在やその助長犯罪等に対する厳正な取締りの強化に係る経費（49百万円）を措置した。
	法務省	i	◎平成24年7月に導入された在留管理制度により得られた在留外国人に関する情報の収集・分析に加え、入管法に規定された「事実の調査」を積極的に行うなど、偽装滞在者の実態解明に努めている。また、在留資格取消事由に該当することが明らかになった場合には在留資格取消手続を的確に行っているほか、警察等関係機関と連携するなど、偽装滞在者対策等を推進している。
		ii	◎不法滞在者の地方分散化、居住・稼働の小口化や偽装滞在者の悪質化・巧妙化が続く中、各種情報を活用して不法滞在者及び偽装滞在者に係る情報を収集・分析するとともに、「摘発方面隊」による摘発を強化しているほか、警察等関係機関等との連携を強化して積極的な摘発も恒常的に行っている。
		iii	◎既に退去強制令書が発付された者のうち、送還を忌避する者について、チャーター機を活用するなどして、安全かつ確実な送還を実施している。
		iv	◎平成26年度において、不法滞在者対策の推進のための経費（2,479百万円）及び公正な在留管理の推進に係る経費（3,128百万円）をそれぞれ措置した。
	海上保安庁	i	◎情報収集及び分析体制の強化のほか、国内外関係機関との連携強化を図っている。
② 外国人雇用状況届出制度の活用の推進	厚生労働省	i	◎外国人雇用状況の届出制度を活用して、外国人の就労状況等を適切に把握するとともに、外国人労働者の雇用管理の改善、再就職支援を図っている。また、雇用対策法第29条に基づき、届出により得た情報を法務省へ提供して、不法就労防止を図っている。

(3) 情報収集・分析機能の強化

① 新しい在留管理制度の適正な運用等による外国人との共生社会実現への寄与	法務省	i	◎（再掲：6-(2)-①-法-i）偽装滞在者対策等の推進。
② 出入国管理に関するインテリジェンス機能の強化	法務省	i	○入国管理局における情報収集能力を高めるとともに、迅速かつ高度な情報分析を実施し、全国の地方入国管理官署に対して速やかに分析結果を発信することによって、出入国管理業務の厳格性を維持しつつ、同業務全体の効率化を図るための方策を検討している。

7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化

(1) 人的・物的基盤の強化

① 地方警察官の増員等の人的基盤の強化	警察庁	i	◎平成26年度において、警察庁職員の増員（112人）を措置するとともに、被災地の安全・安心を確保するため、東北3県に地方警察官の増員（450人）を措置した。
		ii	○平成27年度及び平成28年度においても、被災地の安全・安心を確保するため、東北3県に地方警察官の増員（27年度360人、28年度290人）を措置する予定である。

② 治安関係機関の増員等の人的基盤の強化	法務省	iii	◎平成26年2月、組織的な健康管理対策の推進についての通達を改正し、各都道府県警察に対し、心の健康づくりを組織として計画的に推進するよう指示したほか、26年度において、警察職員の心の健康増進に係る経費（2百万円）を措置した。
		i	◎平成26年度において、検察体制の充実強化のため、検察庁職員の増員（181人）を措置した。
		ii	◎平成26年度において、刑事施設の保安警備・処遇体制、少年院の教育処遇体制及び少年鑑別所の観護処遇・鑑別実施体制の充実強化のため、刑事施設等の職員の増員（刑事施設325人、少年院27人及び少年鑑別所15人）を措置した。
		iii	◎（再掲：3-(4)-(1)-法-vi）◎平成26年度における保護観察官に係る増員の措置。
		iv	◎（再掲：2-(1)-(2)-法-iii）平成26年度における出入国審査業務の充実・強化及び在留管理業務の充実・強化に係る増員の措置。
	公安調査庁	i	◎（再掲：2-(3)-(4)-公-iii）平成26年度における公安調査体制の充実強化に係る公安調査官の増員の措置。
	財務省	i	◎平成26年度において、水際における治安対策の強化を図るため、税關職員の増員（142人）を措置した。
	厚生労働省	i	◎平成26年4月、指定薬物に係る取締体制を強化するための増員（指定薬物対策官2名を含む8名）及びインターネット薬物事犯の犯罪捜査に係る体制を強化するための増員（サイバー犯罪対策官1名）をそれぞれ措置した。
	海上保安庁	i	◎平成25年度補正予算及び26年度において、尖閣領海警備専従体制の確立に向け、新たに就役する巡視船に配置する乗組員等及び海上における治安対策等を強化するために配置する要員の増員（626人）を措置した。
③ 生活の安全や国民の安心感を脅かす犯罪等に対する対処能力を強化するための装備資機材等の整備	警察庁	i	◎平成26年度において、警察活動を迅速かつ的確に行うため、警察用車両等の整備に係る経費（10,136百万円）を措置した。
		ii	◎平成26年度において、鑑定資機材の高度化を含め、効率的な犯罪捜査に資する科学技術の研究開発等に係る経費（1,096百万円）及び小規模栽培・製造薬物の鑑定に係る新規手法の開発のための警察庁職員の増員（1人）をそれぞれ措置した。
	法務省	i	◎平成26年度において、検察における電磁的記録解析能力等の強化に係る経費（166百万円）を措置した。
	公安調査庁	i	◎平成26年度において、公共の安全を確保するため、テロの未然防止を始めとした情報収集に必要な各種機材の整備に係る経費（2,238百万円の内数）を措置した。
	文部科学省	i	◎平成22年度から「安全・安心な社会のための犯罪・テロ対策技術等を実用化するプログラム」において、犯罪・テロ対策技術等について、関係府省の連携体制の下、ユーザーとなる公的機関のニーズに基づいた研究開発を実施し、実用化につなげており、現在は、例えば爆発物検知装置の実証試験を進めているところである。
	海上保安庁	i	◎（再掲：2-(2)-(3)-海-i）海上保安体制の強化のための巡視船及び航空機整備に係る経費の措置。
		ii	◎平成25年度補正予算において、けん銃代替整備費（45百万円）を措置した。
		iii	◎平成26年度において、犯罪情報技術解析体制の維持・強化に係る経費（27百万円）を措置した。
	警察庁	i	◎平成26年度において、犯罪等への的確な対処を実現するため、警察署等警察施設の整備に係る経費（14,889百万円）を措置した。

④ 治安関係施設の整備の推進	法務省	i	◎平成26年度において、治安関係施設等の整備・促進に係る経費（20,003百万円）を措置した。
		ii	◎平成26年度において、検察庁舎等の整備に係る経費（4,525百万円）を措置した。
		iii	◎平成26年度において、刑務所を中心とした矯正施設・宿舎の整備に係る経費（13,649百万円）を措置した。
⑤ 現場警察活動を支える警察通信の体制強化	警察庁	i	◎平成26年度において、暴力団から市民を保護するための対策等に係る機動警察通信隊の体制強化のため、警察庁職員の増員（5人）を措置した。
		ii	◎平成26年度において、通信指令施設の更新整備に係る経費（1,246百万円）を措置した。
		iii	◎平成26年度において、耐震強度不足の無線中継所の建て替え等に係る経費（148百万円）を措置した。
		iv	◎平成26年度において、ヘリコプター更新に伴う通信機器の整備に係る経費（98百万円）を措置した。
		v	◎平成26年度において、老朽化した無線中継所の建て替え等に係る経費（276百万円）を措置した。
⑥ 現場執行力の強化に向けた教育・訓練等の推進	警察庁	i	◎平成26年度において、女性警察官の職務執行能力向上のため、女性用逮捕術防具の整備に係る経費（18百万円）を措置した。
		ii	◎平成25年5月に改正した実戦的総合訓練実施要領に基づき、各都道府県警察に対し、ロールプレイング方式による実戦的総合訓練の推進について指示した。
		iii	◎平成26年1月に改正した逮捕術訓練要綱に基づき、各都道府県警察に対し、実戦的な術科訓練の推進について指示した。
		iv	◎平成26年度地方財政計画において、次代を担う捜査員に対して犯罪捜査に関する技能やノウハウを実践的に指導教育するため、捜査技能伝承官の導入に要する経費（420百万円）を措置した。
		v	◎平成26年1月から、各管区警察局において、捜査指揮能力の向上を図るため、退職捜査員等を活用するなどして、管区内の警察署刑事課課長等を対象とする研修を実施している。
		vi	◎平成26年5月から、警察大学校、各管区警察学校等で、取調べの高度化・適正化等のための教育訓練を実施している。
	法務省	i	◎検察職員に対して、その経験年数等に応じた各種研修において、取調べ技術の向上等を目的とした講義を実施している。
		i	◎矯正研修所及び同支所における集合研修において、新規採用職員等に対して実力行使や護身術等の実践的な訓練及び職業倫理等に関する研修を行っているほか、保安・警備担当者に対する専門研修を継続的に実施している。
		ii	◎平成26年度において、矯正職員の処遇能力向上等のための指導体制の充実強化を図る目的で、矯正研修所の職員の増員（6人）を措置した。
		iii	◎警察・税関等関係機関との人事交流を実施している。
	公安調査庁	iv	◎より実践的な職務執行に関する研修や、安全かつ確実な送還を実施するための各種訓練を実施している。
		i	◎若手職員を対象とした公安調査官としての即応力を高めるための研修及び中堅調査官以上の職員を対象とした調査事項・事象に特化した研修について、それぞれ内容の充実強化を図っている。
		ii	◎平成26年度において、公安調査官の職務上必要な知識・技能を修得させるための研修等の実施に係る経費（20百万円）を措置した。

⑦ 女性の視点を一層反映した組織運営	財務省	i	◎財務省税関研修所において、平成25年12月以降、密輸情報分析、大量破壊兵器の拡散防止、知的財産侵害物品等に関し、それぞれ専門事務研修を実施し、職員の知識・技能の向上を図っている。また、26年度においては、これらの研修に加え、取締技法や犯則事件調査に関する専門事務研修などの実施を計画している。	
		ii	◎警察、海上保安庁等との人事交流を実施している。	
	海上保安庁	i	◎研修の充実等により、現場執行能力の強化を図っている。	
		ii	◎平成26年度において、現場執行能力の強化に向けた教育の推進に係る経費（8百万円）を措置した。	
	警察庁	i	◎平成25年5月に、女性の視点を一層反映した警察運営を推進するよう各都道府県警察に指示し、各都道府県警察において、能力・実績に応じた積極的な人材登用や女性職員が更に働きやすい職場づくり等の施策を実施している。	
		ii	◎平成26年4月、女性職員が働きやすい職場づくりを推進するため、シッター派遣を委託する事業を始めた。	
	法務省	i	治安関係機関を含む本省課室長相当職以上に占める女性の割合は、平成25年10月時点で5.0%となっており、現在もその割合の拡大を図っている。	
		ii	◎「法務省における女性職員の採用・登用拡大計画」に基づき、女性職員の登用拡大に努めている。	
		iii	◎検察庁においては、基幹業務を担う捜査・公判部門に女性検察事務官を積極的に登用して、女性職員のキャリア形成を促進することにより、女性犯罪被害者に対してきめ細かい対応を図るなど、検察業務の更なる質の向上に取り組んでいる。また、女性職員の職務能力向上を図ることで、組織力の強化にも取り組んでいる。	
		iv	◎平成25年度において、広報誌を発刊し、育児休業や介護休暇に関する有益情報を提供し職員への啓発を行ったほか、休暇取得の促進や超過勤務縮減のアナウンス及び男性職員の育児休業等についての情報提供を行うことはもとより、より効率的な事務処理体制を構築するなど、女性職員が働きやすい職場環境の醸成に努めた。	
		v	◎矯正官署において、従来女性が就任したことのない官職や通例として男性職員を任用している官職に女性職員を登用した。	
		vi	◎女子刑務所の運営改善について、女性職員の執務環境を改善し、その育成・定着を図ることを含む総合的な対策を推進している。	
	公安調査庁	i	◎「公安調査庁における女性職員の採用・登用拡大計画」に基づき、女性職員の採用及び登用の拡大、勤務環境の整備等を推進している。	
	財務省	i	◎「税関における女性職員の採用・登用拡大計画」に基づき、女性職員の採用・登用の拡大、勤務環境の整備等を推進している。	
	海上保安庁	i	◎能力や適性等に応じた配置を積極的に行う（巡視船艇船長等）とともに、女性職員が更に働きやすい環境を整備している。	
	警察庁	i	○警察署の新築・増改築等に留置保護室を整備するよう指示しており、平成25年度において新たに22施設30室の留置保護室を整備した。	
		ii	○平成26年4月までに40都道府県において女性専用留置施設86施設を整備した。	
		iii	○平成26年4月までに42都道府県において集中護送制度を導入した。	
⑧ 留置施設の整備と留置管理業務の効率化の推進	法務省	i	○平成25年度において、各都道府県警察からの拡充要請のあった地方検察庁支部の同行室整備を実施した。	

⑨ 情報通信システムの強化	警察庁	i	○警察無線の利便性の向上及び耐災害性の強化を図るため、警察移動通信システムの高度化に向けた作業を進めている。
		ii	○平成26年度において、警察情報システムの整備等を行うため、電子計算機運営に係る経費（13,775百万円）を措置した。
	海上保安庁	i	○平成26年度において、デジタル秘匿通信の確保に係る経費（100百万円）を措置した。
⑩ FASTの充実	警察庁	i	○緊急車両が現場に到着するまでの時間の短縮と緊急走行に伴う事故防止を図るため、緊急車両の優先信号制御を行う「FAST」（現場急行支援システム）の整備を推進し、平成26年3月末現在、15都道府県で運用中である。
⑪ 重要無線通信妨害対策の推進	総務省	i	○重要無線通信妨害事案の発生時の対応強化のため、申告受付の夜間・休日の全国一元化を継続して実施するとともに、夜間・休日における迅速な出動体制を強化している。
		ii	○平成26年度において、重要無線通信妨害対策推進のため、必要な設備の整備に係る経費等（6,520百万円）を措置し、電波監視施設の性能向上・設備更改を図ることとしている。
⑫ 死因究明体制の強化	内閣府 警察庁 消費者庁 総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 海上保安庁 防衛省	i	○死因究明等推進計画の案の作成に資するため、死因究明等推進会議決定に基づき設置された、有識者で構成される死因究明等推進計画検討会を、平成24年10月以降18回開催し、26年4月に同検討会の最終報告書を取りまとめた。さらに、同年6月に開催した死因究明等推進会議において死因究明等推進計画の案を作成した後、死因究明等推進計画を閣議決定した。
		i	○平成26年度において、犯罪死の見逃し防止に資する取組の推進のため、検視支援装置の整備に係る経費（45百万円）を含め、適正な死体取扱業務の推進に係る経費（2,488百万円）を措置した。
		ii	○都道府県医師会や日本医師会が主催する死体検案研修等において、「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」の概要及び警察における死体取扱業務の流れの説明、特異事例の紹介等を行い、医師との連携強化を図った。
		i	○平成26年度において、検察における司法解剖に伴う経費（259百万円）を措置した。
	法務省	i	○平成26年度において、法医学等を担う人材養成のため、教育環境の整備に係る経費（206百万円）を措置した。
		ii	○平成26年度において、医学・医療の高度化の基盤を担う基礎研究医の養成のため、基礎研究医養成プログラム構築等（法医学を含む。）の教育改革を実施する大学の優れた取組への支援に係る経費（162百万円の内数）を措置した。
		i	○平成22年度から、異状死に係る死因究明のための取組を行っている都道府県に対し、行政解剖や死亡時画像診断に係る経費について財政支援を行っている。26年度において、死亡時画像診断の有用性や有効に行うための条件等を検証するため、小児死亡例の死亡時画像診断に対する財政支援を拡充した。
		ii	○平成17年度から、検案業務に従事する機会の多い一般臨床医や警察医を対象に、検案能力向上を目的とする講習会を年1回開催している。更なる検案医の充実や能力向上を図るために、26年度から日本医師会に委託し研修内容の充実及び複数の開催を予定している。

⑬ 大規模災害発生時における治安維持機能の確保	厚生労働省	iii	◎平成22年度から、死亡時画像診断及び死体解剖の実施に必要な医療機器整備及び施設整備について財政支援を行っている。死亡時画像診断にかかるCTやMRIの整備のほか、26年度から、新たに死因究明に係る解剖の実施に必要な解剖台や薬物検査機器を補助対象とした。
		iv	◎平成23年度から、死亡時画像診断における放射線科医師の読影技術、診療放射線技師の撮影技術等の向上を図るために研修を実施している。26年度において、小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報をモデル的に収集・分析し、その検証結果を踏まえ、検案医の参考となるマニュアルを作成することを予定している。
		v	◎平成25年度から、「歯科診療情報の標準化に関する実証事業」において、歯科医療機関が電子カルテ等で保有する身元確認に資する歯科診療情報の標準化やその活用の在り方を検討するとともに、モデル事業を通じた検討内容の実証を進めている。
	内閣府 警察庁 法務省 公安調査庁 海上保安庁	i	◎平成25年12月に施行された首都直下地震対策特別措置法に基づき、政府業務継続計画（首都直下地震対策）（26年3月閣議決定）を策定するなど、中央省庁における業務継続体制の確保に向けた取組を推進している。
		i	◎首都直下地震や南海トラフ巨大地震を始めとする大規模災害の発生に備え、全国警察において業務継続計画を策定・改正したほか、津波対策強化、原子力災害対策強化等のための防災業務計画の修正等の対策を推進した。
		ii	◎平成26年度において、大規模災害発生時における対処能力を強化するため、災害警備用資機材の整備等に係る経費（246百万円）を措置した。
		i	◎（再掲：7-(1)-④-法-i）平成26年度における治安関係施設等の整備・促進に係る経費の措置。
		ii	◎平成26年度において、検察における災害時対処能力の強化に係る経費（12百万円）を措置した。
		iii	◎平成26年度において、災害時における出入国審査体制の強化のための経費（33百万円）を措置した。
		iv	◎平成26年度において、被収容者の逃走防止を目的とした監視カメラ等の総合警備システム等を更新整備するための経費（970百万円）を措置した。
		v	◎平成26年度において、矯正施設間及び矯正施設関係機関との連絡・情報共有体制を構築するための経費（76百万円）を措置した。
		vi	◎政府業務継続計画（首都直下地震対策）（平成26年3月閣議決定）に基づき、当省業務継続計画の見直しを実施した。
		i	◎大規模災害発時における業務継続のため、緊急参集体制の見直しを図ったほか、通信インフラが崩壊した際の連絡体制の確保、強化のための衛星携帯電話の通信訓練を全国規模で実施した。
		ii	◎当庁の基幹システムである情報システムについて、遠隔地に所在する地方官署にバックアップデータ保管用金庫を設置するなどして、同時被災によるバックアップデータ消失を回避するための体制を構築した。
	海上保安庁	i	◎政府業務継続計画（首都直下地震対策）（平成26年3月閣議決定）に基づき、当庁業務継続計画の見直しを実施するなど、大規模地震等発生時においても治安維持機能を確保するための取組を推進している。
(2) 証拠収集方法の拡充			
	警察庁	i	○仮装身分捜査の導入に向け、米国や英国を始めとする諸外国における仮装身分捜査制度の在り方やその運用状況について、調査研究を行っている。

① 時代に即した新たな捜査手法の導入	法務省	i	○法制審議会・新時代の刑事司法制度特別部会において、通信傍受の合理化・効率化、供述証拠収集手段の多様化・容易化方策等についての検討を含め、取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方の見直し等についての調査審議が進められている。
		ii	○(再掲：5-(1)-(1)-法-i) 平成26年度における刑事基本法制の整備に係る経費の措置。
② 客観的な証拠収集方法の整備	警察庁	i	○平成26年度において、犯罪関連情報の更なる有効活用を図るとともに、各府省や民間企業への働き掛けにおける取りまとめ機能を強化するため、警察庁に「捜査支援分析管理官」を新設した。
		ii	○平成26年度において、DNA型鑑定の的確な実施及びDNA型データベース拡充のため、警察庁職員の増員（20人）を措置した。
		iii	○平成26年度において、客観証拠重視の捜査のための基盤整備のため、DNA型鑑定基盤の強化に要する経費（3,454百万円）を措置した。
		iv	○平成26年度地方財政計画において、DNA型鑑定人の業務負担を軽減し、DNA型鑑定のより効率的かつ適確な実施のため、DNA型鑑定支援業務従事者の導入に要する経費（114百万円）を措置した。
		v	○科学警察研究所に置かれた法科学研修所において、各都道府県警察の鑑定技術職員を対象として、より高度なDNA型鑑定に関する知識及び技能の修得を目的とした研修を実施している。
		vi	○平成26年度において、映像という客観的証拠により、事故状況等を解明するため、「常時録画式交差点カメラ」の整備に係る経費（39百万円）を措置した。
		vii	○平成26年度において、科学的な交通事故事件捜査を推進するため、「3Dレーザースキャナ及びデータ処理システム」の整備に係る経費（4百万円）を措置した。
		viii	○(再掲：7-(1)-(3)-警-i) 平成26年度における効率的な犯罪捜査に資する科学技術の研究開発等に係る経費及び小規模栽培・製造薬物の鑑定に係る新規手法の開発のための警察庁職員の増員の措置。
③ 犯罪の取締りのための情報技術解析体制の強化	法務省	i	○平成26年度において、検察における客観的な証拠収集方法の整備に係る経費（1,193百万円）を措置した。
		i	○平成26年1月、国内捜査関係機関が参加するデジタルフォレンジック連絡会の開催等を通じて情報共有を図るなど、関係機関等との連携強化に努めた。
		ii	○平成26年度において、高度化・複雑化する犯罪に適切に対処するため、デジタルフォレンジック用資機材の増強等に係る経費（110百万円）を措置した。
		iii	○平成25年12月、アジア大洋州地域の治安機関が情報技術の解析に係る知識・経験等を共有し、円滑な情報交換を推進するため、「アジア大洋州地域情報技術専門家国際会議」を開催した。
		iv	○平成26年度において、「アジア大洋州地域情報技術専門家国際会議」の開催に係る経費（4百万円）を措置した。
		v	○平成26年度において、複雑巧妙化する不正プログラム等の情報技術解析を実施する組織として情報技術解析課に「高度情報技術解析センター」を新設した。
		vi	○平成26年度において、コンピュータ・ウイルス利用犯罪に対する解析体制の強化のため、警察庁職員の増員（16人）を措置した。
④ 犯罪の取締りのための情報技術解析体制の強化	警察庁	i	○平成26年度において、高度化・複雑化する犯罪に適切に対処するため、デジタルフォレンジック用資機材の増強等に係る経費（110百万円）を措置した。
		ii	○平成26年度において、「高度情報技術解析センター」の新設に係る経費（4百万円）を措置した。

	vii	◎平成26年度において、サイバー犯罪・サイバー攻撃に対処するための最先端技術の研究や捜査員への研修を実施する組織として警察大学校に「サイバーセキュリティ研究・研修センター」を新設した。
	viii	◎平成26年度において、サイバーテロ・サイバーインテリジェンスの未然防止及び被害拡大防止のため、サイバーテロ対策用資機材の増強等に係る経費（571百万円）を措置した。
	ix	◎平成26年度において、サイバーインテリジェンス対策技術支援体制強化のため、警察庁職員の増員（23人）を措置した。
	x	○平成26年6月に開催され、以降順次開催される「FIRST」（Forum of Incident Response and Security Teams）に出席し、参加機関との情報共有等を実施する予定である。
法務省	x i	◎平成26年度において、サイバー攻撃に関する情報交換のため、FIRSTへの参加等に係る経費（1百万円）を措置した。
	i	○（再掲：1－(2)－①－法－ii）捜査上必要とされる知識と技能を習得できる研修の実施。
	ii	○（再掲：1－(2)－①－法－iii）平成26年度におけるサイバー犯罪対策の推進に係る経費の措置。

(3) 犯罪の追跡可能性の確保

① 携帯電話のGPS位置情報に係る捜査の実効性の確保	警察庁	i	○携帯電話のGPS機能を利用した位置情報の取得について、現状や問題点等を総務省及び携帯電話事業者と協議し、捜査の実効性が確保されるような仕組みの構築に向けた取組を推進する予定である。
	総務省	i	○電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインを適切に運用し、また、必要に応じた見直しを適時に進める。
② 情報分析支援システムの高度化	警察庁	i	○被疑者の迅速な検挙に向けた、より高度な情報分析を可能とする情報分析支援システムの構築のため、第一線の各都道府県警察を対象とした当該システムの機能等に係る要望調査を行う予定である。
③ 通信履歴（ログ）の保存の在り方及び新たな捜査手法についての検討【再掲】	警察庁 総務省	i	○（再掲：1－(4)－①－警総－i）警察庁と総務省で情報交換を含めた協議の実施。
	警察庁	i	○（再掲：1－(4)－①－警－i）買受け捜査の活用。
	法務省	i	○（再掲：1－(4)－①－法－i）電気通信事業者、金融機関等の事業者に対する捜査関係事項照会等への迅速かつ的確な対応の要請。
④ データ通信カード契約時等における本人確認徹底の要請【再掲】	警察庁	i	○（再掲：1－(4)－③－警－i）データ通信カード契約時における公的書類による本人確認の実施の要請。
		ii	○（再掲：1－(4)－③－警－ii）インターネットカフェ利用者へ本人確認の徹底の要請。
	総務省	i	○（再掲：1－(4)－③－総－i）データ通信カード契約時における本人確認のあり方に関する要請の実施。